

# 神戸女子短期大学 自己点検・評価報告書

令和 4 年 6 月

自己点検・評価報告書 .....	1
1. 自己点検・評価の基礎資料 .....	2
2. 自己点検・評価の組織と活動 .....	12
<b>【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 .....</b>	<b>17</b>
[テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神] .....	17
[テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果] .....	23
[テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証] .....	28
<b>【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 .....</b>	<b>33</b>
[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程] .....	33
[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援] .....	51
<b>【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 .....</b>	<b>70</b>
[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源] .....	70
[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源] .....	82
[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源] .....	86
[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源] .....	91
<b>【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 .....</b>	<b>95</b>
[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ] .....	95
[テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ] .....	98
[テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス] .....	101

自己点検・評価報告書

この自己点検・評価報告書は、神戸女子短期大学の自己点検・評価活動の結果を記したものである。

令和 4 年 6 月 30 日

理事長

行吉 宜孝

学長

栗原 伸公

ALO

川村 高弘

1. 自己点検・評価の基礎資料

様式 4—自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

神戸女子短期大学は昭和 15(1940)年に行吉國晴・哉女夫妻が設立した「神戸新装女学院」に源を發する。戦後、短期大学制度が制定された昭和 24(1949)年 9 月に短期大学設置を申請し、昭和 25(1950)年 3 月に認可を受け、昭和 25(1950)年 4 月に開設した。昭和 26(1951)年 2 月には法人組織を「学校法人行吉学園」と改めた。その後、昭和 41(1966)年に神戸女子大学、昭和 59(1984)年に神戸女子大学大学院を開設した。

< 学校法人の沿革 >

昭和 15(1940)年	11 月	神戸市葺合区(現中央区)に神戸新装女学院設置
昭和 21(1946)年	9 月	財団法人神戸新装女学院に組織変更
昭和 25(1950)年	4 月	神戸女子短期大学開設、服装科設置
昭和 26(1951)年	2 月	学校法人行吉学園に組織変更
昭和 26(1951)年	4 月	神戸女子短期大学服装科第 2 部・服装別科設置
昭和 28(1953)年	4 月	神戸女子短期大学家政科第 1 部・第 2 部設置
昭和 29(1954)年	4 月	神戸女子短期大学専攻科服装専攻設置
昭和 30(1955)年	4 月	神戸女子短期大学初等教育科第 1 部・第 2 部設置
昭和 31(1956)年	4 月	神戸女子短期大学専攻科家政専攻設置
昭和 36(1961)年	3 月	神戸女子短期大学服装科第 2 部・家政科第 2 部・初等教育科第 2 部廃止
昭和 41(1966)年	4 月	神戸女子大学開設、家政学部家政学科設置
昭和 43(1968)年	4 月	神戸女子大学家政学部管理栄養士養成課程設置
昭和 43(1968)年	9 月	神戸新装女学院を神戸新装学院に名称変更
昭和 44(1969)年	4 月	神戸女子大学文学部文学科・史学科・教育学科設置
昭和 48(1973)年	4 月	神戸女子大学附属高倉台幼稚園開設
昭和 59(1984)年	4 月	神戸女子大学大学院開設、家政学研究科食物栄養学専攻修士課程設置
昭和 61(1986)年	4 月	神戸女子大学大学院文学研究科日本文学専攻修士課程・英文学専攻修士課程・日本史学専攻修士課程設置
昭和 62(1987)年	4 月	神戸女子大学大学院文学研究科教育学専攻修士課程設置
平成元(1989)年	4 月	神戸女子大学大学院家政学研究科食物栄養学専攻博士課程(後期)文学研究科教育学専攻博士課程(後期)設置 神戸女子大学瀬戸短期大学開設、英語科・生活科設置
平成 3(1991)年	4 月	神戸女子大学大学院文学研究科日本史学専攻博士課程(後期)設置
平成 4(1992)年	4 月	法人本部及び神戸女子短期大学をポートアイランド(現在地)に移転 神戸女子大学大学院文学研究科英文学専攻博士課程(後期)設置
平成 5(1993)年	3 月	神戸女子短期大学専攻科服装専攻・服装別科・専攻科家政専攻廃止
平成 5(1993)年	4 月	神戸女子大学大学院文学研究科日本文学専攻博士課程(後期)設置
平成 7(1995)年	4 月	神戸女子大学大学院家政学研究科生活造形学専攻博士課程(前期)設置
平成 8(1996)年	3 月	神戸新装学院廃止
平成 8(1996)年	4 月	神戸女子短期大学総合生活学科・食物栄養学科設置

## 神戸女子短期大学

		神戸女子短期大学初等教育科を初等教育学科に名称変更
		神戸女子大学文学部社会福祉学科設置
		神戸女子大学瀬戸短期大学生活科に生活専攻・食物栄養専攻設置
平成 9(1997)年	4月	神戸女子大学大学院家政学研究科生活造形学専攻博士課程(後期)設置
平成 10(1998)年	3月	神戸女子短期大学服装科・家政科廃止
平成 11(1999)年	4月	神戸女子大学瀬戸短期大学英語科を文化コミュニケーション科に名称変更
平成 15(2003)年	4月	神戸女子大学学校教育学専攻科設置
平成 16(2004)年	3月	神戸女子大学瀬戸短期大学廃止
平成 18(2006)年	4月	神戸女子大学健康福祉学部健康福祉学科・文学部日本語日本文学科・文学部 英語英米文学科・文学部神戸国際教養学科設置
平成 20(2008)年	4月	神戸女子短期大学専攻科保育専攻設置
平成 21(2009)年	4月	神戸女子短期大学初等教育学科を幼児教育学科に名称変更 神戸女子大学健康福祉学部健康スポーツ栄養学科設置 神戸女子大学健康福祉学部健康福祉学科を社会福祉学科に名称変更
平成 22(2010)年	4月	ポートアイランドキャンパスに体育ホールを新築
平成 23(2011)年	3月	神戸女子短期大学専攻科保育専攻廃止
平成 27(2015)年	4月	神戸女子大学看護学部看護学科設置
平成 28(2016)年	4月	神戸女子大学大学院健康栄養学研究科健康栄養学専攻(修士課程)設置
平成 31(2019)年	4月	神戸女子大学大学院看護学研究科看護学専攻(前期・後期課程)設置
令和 3(2021)年	3月	神戸女子大学附属高倉台幼稚園を廃止(幼保連携型認定こども園へ移行)
令和 3(2021)年	4月	幼保連携型認定こども園神戸女子大学附属高倉台幼稚園設置

## 神戸女子短期大学

### (2) 学校法人の概要

学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数  
(令和 4(2022)年 5 月 1 日現在)

教育機関名	所在地	入学定員 (人)	収容定員 (人)	在籍者数 (人)
神戸女子短期大学	神戸市中央区港島中町 4-7-2	240	480	310
神戸女子大学 (専攻科・編入学定員 を含む)	神戸市須磨区東須磨青山 2-1 神戸市中央区港島中町 4-7-2	980	3,655	3,178
神戸女子大学大学 院	神戸市須磨区東須磨青山 2-1 神戸市中央区港島中町 4-7-2	前期 42 後期 15	前期 84 後期 45	前期 53 後期 21
幼保連携型 認定こども園 神戸女子大学 附属高倉台幼稚園	神戸市須磨区高倉台 4-2	—	170 (1号 150 2号 12 3号 8)	157

※1 令和 4(2022)年度から入学定員を 910 名から 980 名に変更

### (3) 学校法人・短期大学の組織図

専任教員数 (人)	非常勤教員数 (人)	専任事務職員数 (人)	非常勤事務職員数 (人)
25	89	8	2



(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態(短期大学の立地する周辺地域の趨勢)
- 学生の入学動向:学生の出身地別人数及び割合(下表)

地域	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度		令和 2 年度		令和 3 年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫県	211	77.0	195	70.9	199	74.5	191	79.3	129	78.2
大阪府	15	5.5	22	8.0	19	7.1	15	6.2	8	4.9
香川県	6	2.2	2	0.7	5	1.9	9	3.7	7	4.2
京都府	5	1.8	4	1.5	3	1.1	1	0.4	2	1.2
和歌山県	2	0.7	6	2.2	3	1.1	1	0.4	0	0
岡山県	4	1.5	8	2.9	4	1.5	1	0.4	4	2.4
鳥取県	4	1.5	3	1.1	6	2.2	6	2.5	1	0.6
愛媛県	8	2.9	7	2.5	3	1.1	3	1.3	1	0.6
広島県	3	1.1	2	0.7	3	1.1	0	0	2	1.2
福井県	0	0	4	1.5	1	0.4	2	0.8	0	0
その他	16	5.8	22	8.0	21	7.9	12	5.0	11	6.7
計	274	100	275	100	267	100	241	100	165	100

■ 地域社会のニーズ

神戸市は、慶応 3 年(1868 年)の開港以来、国際港湾都市として発展してきた。開港と共に開設された外国人居留地を通じてもたらされた様々な洋風生活文化に刺激を受け、アパレル、洋菓子等の地場産業が生まれ定着している。近年、高校生の 4 年制大学志向の高まりや、短期大学がその多くを担ってきた企業等における一般職採用の減少に伴い、短期大学は学校数・学生数共にその数が減少してきている。この厳しい環境の中、本学は令和 4 年度入試で入学定員 240 名に対し、849 名の志願者があった。

総合生活学科は、衣・食・住を中心に情報、ビジネス、コミュニケーション、心理、キャリア形成のための多様な分野を学ぶことができる。大学進学時に専攻が明確でなかった学生は、総合的な学びを通して自身の方向性を見出し、就職又は 4 年制大学へ編入学ができるように将来の道を切り開くことができる。多様な分野を総合的に学び、多角的な視野を持った人材を輩出することは、社会的意義が大きいといえる。

食物栄養学科は、高校時代から進路が明確で、食と栄養関係の仕事に就きたいと考える学生にとっては、2 年間で栄養士免許証を取得して卒業できるメリットがある。また採用する側にとっては、初任給が 4 年制大学卒業者よりも低く抑えられることや、年齢的に若いため多様な業務に素直に対応できる等のメリットがある。また本学科は、神戸市内で唯一の 2 年制栄養士養成機関である。2 年間の学修の後、4 年制大学の管理栄養士養成課程への編入、もしくは、実務経験を経て管理栄養士になる道も開かれ



ており、進路選択に多様性がある。

幼児教育学科は、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を2年間で取得できる。進路が明確で幼児教育の道を希望する学生にとっては、2年間の学修で就職できるメリットがある。採用する幼稚園、保育所にとっては、限られた運営費収入における初任給の負担差は大きく、また年齢的に若いため柔軟で創造的な保育や教育ができる等のメリットがある。幼稚園、保育所からの求人は多く、4年制大学に十分対抗できる学科である。

このように本学は、それぞれ特徴ある3学科を擁しており、女性の就業者数の多い産業をはじめとする様々な地域社会のニーズに応えている。また本学は、神戸市に限らず近畿圏を中心に中国、四国、北陸地方等からの入学生が多いのも特徴の一つである。今後も、他県を含めた広範囲で高校生向けの募集活動の強化を継続していく。

#### ■ 地域社会の産業の状況

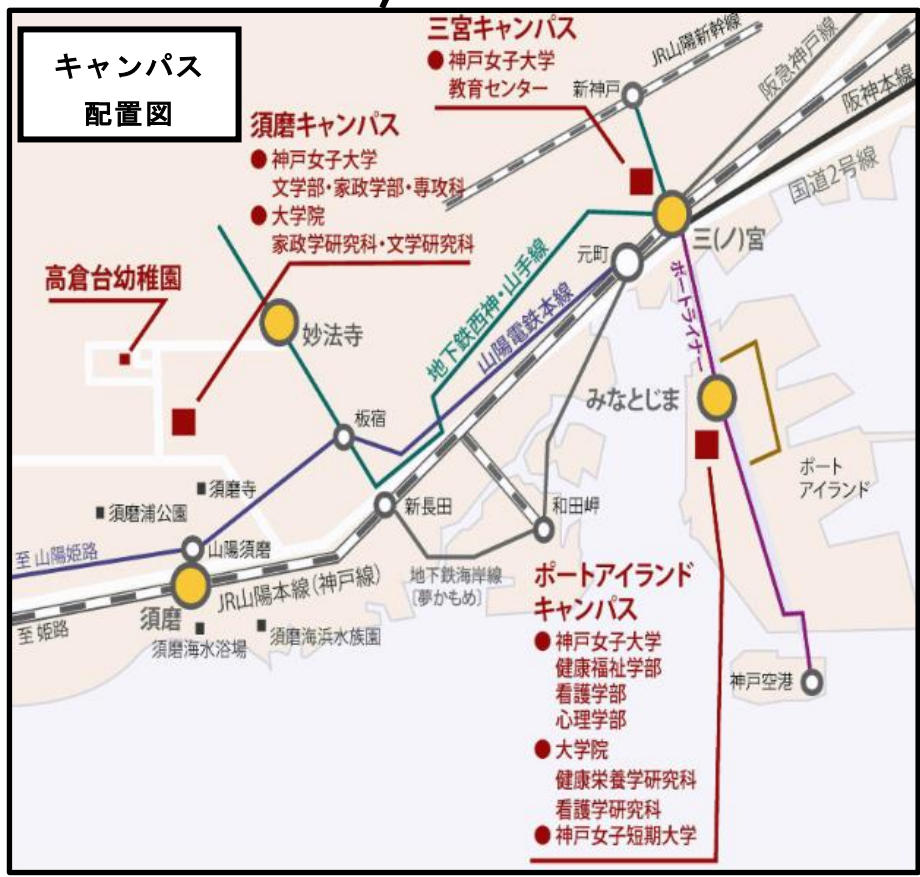
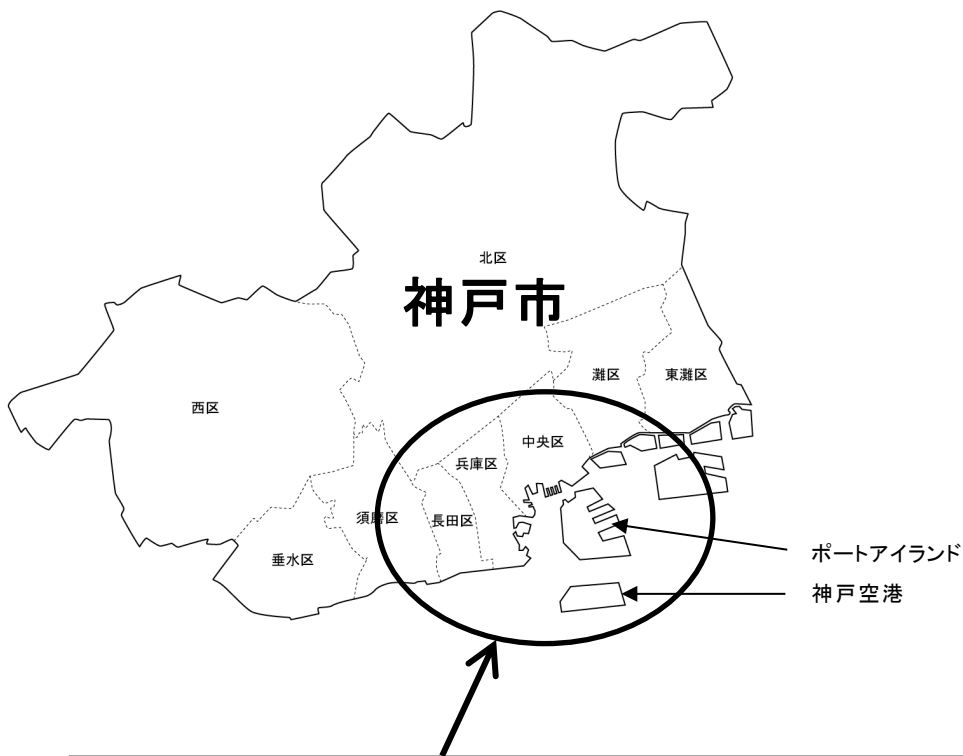
本学は、兵庫県神戸市中央区のポートアイランドに立地する。このポートアイランドは、先端医療技術の研究開発拠点を整備し、産学官の連携により、21世紀の成長産業である医療関連産業の集積を図る「神戸医療産業都市」を推進しており、神戸経済の活性化、市民の健康・福祉の向上、国際社会への貢献を目標としている。着手から10年を超え、基礎研究の成果を臨床に応用するための橋渡し機能の中核を担う「先端医療センター」や、情報拠点である「神戸臨床研究情報センター」をはじめ、橋渡し研究(トランスレーショナルリサーチ)に必要な施設が順次整備され、これらの施設を核に、ポートアイランドに進出した医療関連企業も350を超えるまでになっている。(兵庫県神戸市ホームページより)

神戸女子短期大学所在の市区町村の全体図

兵庫県



神戸市の図



(5) 課題等に対する向上・充実の状況

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項(向上・充実のための課題)
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果 [テーマ B 教育の効果] ○学科レベルの学習成果と科目レベルの学習成果の対応関係を整理するとともに、学習成果を量的・質的データに基づき査定する仕組みについて更なる検討が望まれる。</p> <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援 [テーマ B 学生支援] ○学生による授業評価についてはウェブサイトを利用してアンケート調査を行っているが、回収率が低いこともあり、組織的なアンケート結果の分析、検討に至っていない。授業公開も行われているが、教員間の個別評価にとどまっており、授業評価・授業公開を有効に活用することが望まれる。</p>
(b) 対策
<p>基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果[テーマ B 教育の効果]の課題への対応として、令和元(2019)年度は教務部を中心にシラバス形式の変更を実施し、科目レベルの学習成果とディプロマ・ポリシーの紐づけを行った。今後は学科レベルでの学習成果の査定を行う仕組みを構築する予定である。また、建学の精神「自立心・対話力・創造性」のようなコンピテンスの可視化に向けて、令和 2(2020)年度より思考力、姿勢・態度、経験などを測定・評価する外部アセスメントテストを全学科・全学年の学生を対象に実施している。</p> <p>基準Ⅱ 教育課程と学生支援[テーマ B 学生支援]の課題への対応のため授業評価アンケートの回収率を上げることを目指し、令和 3(2021)年度は約 78%まで回収率を上げた。また、評価項目も見直し、後期からは新しい項目でのアンケートによる分析と検討に着手した。授業公開についてもこれまでの公開方法を見直し、全員が数回授業を見学し互いに検討するなどの方法を試行した。</p>
(c) 成果
<p>ディプロマ・ポリシーおよびアセスメント・ポリシーを策定し、学内外に表明している。(学生便覧[2021](DPのみ)・神戸女子短期大学ホームページ)</p>

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし

(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応(「早急に改善を要すると判断される事項」)
なし
(b) 改善後の状況等

- ④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の「設置計画履行状況等調査」及び「大学等設置に係る寄附行為(変更)認可後の財務状況及び施設等整備状況調査」において指摘事項が付された学校法人及び短期大学は、指摘事項及び履行状況を記述してください。  
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 公的資金の適正管理の状況(令和 3(2021)年度)

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください(公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など)。

本学における公的資金(公的研究費:文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等)の適正管理・不正の防止については、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成 19 年 2 月 15 日文部科学大臣決定)に基づき、「神戸女子大学・神戸女子短期大学における公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程」を令和 2(2020)年 4 月 1 日に制定し、施行している。同規程においては、最高管理責任者を学長とし、総括管理責任者を副学長として告発窓口に定めている。また、不正使用に関わる調査委員会の設置、内部監査の実施についても規定している。この規程は、Web サイトで公表している。

本学における科学研究費補助金等の公的研究費については、令和 3(2021)年度は科研費の獲得は 2 件、その他の外部研究資金について 2 件獲得できた。その重要性は全教職員が認識し、意識をより高め、多くの外部資金の獲得を目指しているところである。上述のように、資金を獲得した場合の適正な運用の体制は整っている。

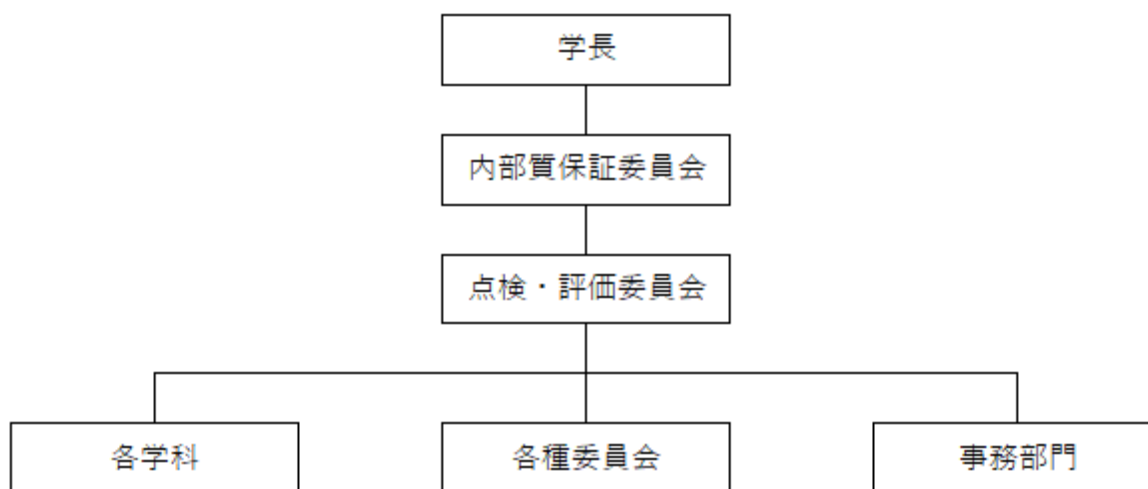
2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)
- 自己点検・評価の組織図(規程は提出資料)
- 組織が機能していることの記述(根拠を基に)
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和 3(2021)年度を中心に)

- 自己点検・評価委員会(担当者、構成員)

委員長	幼児教育学科 教授	川村 高弘
ALO		
委員	短期大学部長 教授	山内 有香子
委員	総合生活学科主任 教授	谷山 澤子
委員	食物栄養学科主任 教授	平野 直美
委員	幼児教育学科主任 教授	大西 眞弓
委員	総合生活学科 准教授	細見 和子
委員	食物栄養学科 准教授	平田 庸子
委員	幼児教育学科 教授	桐原 美恵子
委員	庶務課長	福井 志津江
委員	教務課長補佐	楢山 尚子

自己点検・評価の組織図



■ 組織が機能していることの記述(根拠を基に)

日常的な自己点検・評価活動については、平成5(1993)年度以来、教職員が一体となって取り組んでいる。平成17(2005)年度以降は、短期大学基準協会の評価基準に沿った自己点検・評価へと改善し、教職員全員が組織的に自己点検・評価の企画、実施、データ分析、まとめ等に関与している。毎年、短期大学基準協会の評価基準に基づく点検評価を行い、日常的に自己点検・評価を行う体制を築いている。

平成28(2016)年度の自己点検・評価は、『神戸女子短期大学自己点検・評価報告書(平成28(2016)年度)』にまとめて公表し、短期大学基準協会より「適格」と認定された。各部、委員会、部会の活動目標ならびに活動報告書は令和元(2019)年度より自己点検・評価委員会が集積している。自己点検・評価委員会は令和元(2019)年度より『自己点検・評価報告書』を定期的に作成し、学内外に公表することとしている。

自己点検・評価活動は、自己点検・評価委員会を中心に、全教員と助手及び事務職員(一部)が一同に会する「内部質保証に関する研修会」を開催し、全教職員が重要事項を周知共有する体制を構築させている。

■ 自己点検・評価報告書完成までの活動記録(自己点検・評価を行った令和3(2021)年度を中心に)

年月日	会議名等	主な議題等
令和3 (2021)年 6月3日	第1回 短大点検・評価委員会	1. 委員会の見通しと今後の見通し 2. 前回の短期大学認証評価について本学の課題について 3. 「短期大学認証評価 基準Ⅱ-A」についての課題検討

神戸女子短期大学

		4.その他
6月7日～ 6月9日	第2回 短大点検・評価委員会（メール会議）	1.自己点検・評価に関する第1回全体会の内容について 2.『令和3(2021)年度 短期大学 自己点検・評価報告書 担当一覧』について
6月10日	第1回 自己点検・評価全体研修会	1. 認証評価概要
6月25日～ 6月29日	第3回 短大点検・評価委員会（メール会議）	1.『自己点検・評価(令和3(2021)年6月)』最終確認について
7月1日	第4回 短大点検・評価委員会	1. ベネッセ GPS-Academic（アセスメントテスト）について 2. 今後の『自己点検・評価報告書』作成に向けてのモデル校選出について 3. 今後のスケジュール 4. 『自己点検・評価報告書（令和3(2021)年6月)』について 5. その他
7月21日	第5回 短大点検・評価委員会（メール会議）	1. 令和3(2021)年度 第2回自己点検・評価全体研修会の開催について 2. 令和3(2021)年度 学外質評価員・専任教員懇談会の開催について 3・ベネッセ GPS-Academic（アセスメントテスト）結果報告会について
8月6日	ベネッセ GPS-Academicの受検結果報告会	ベネッセ-iキャリアによる1年次生 GPS-Academicの受検結果報告会
8月6日	第6回 短大点検・評価委員会	1.「令和3(2021)年度 学外評価員・専任教員懇談会」（8/24）の内容及び進行について 2.その他 (1)ベネッセ GPS-Academicの受検結果報告会について
8月24日	第7回 短大点検・評価委員会	1. 「自己点検・評価に関する課題」（8/12 締切り）集約について 2. 「第2回自己点検・評価全体研修会」（9/2）の内容及び進行について 3. その他 (1) 学外評価員・専任教員の懇談会について (2) アセスメントテストの結果について
9月2日	第2回 自己点検・評価全	1. 短大点検・評価について学長先生より



神戸女子短期大学

	体研修会	2. 自己点検・評価に関する課題【教員からの回答(8/12 締切)について] 3. 外部アセスメントテストの今後の活用について
9月10日	第8回 短大点検・評価委員会(メール会議)	1. 短期大学生調査・外部アセスメントテスト・「自立心・対話力・創造性」に基づく到達度調査について
10月7日	第9回 短大点検・評価委員会	1. 短期大学生調査・外部アセスメントテスト・「自立心・対話力・創造性」に基づく到達度調査日程について 2. 短期大学生調査・外部アセスメントテスト・「自立心・対話力・創造性」に基づく到達度調査について
10月～11月	短期大学生調査	短期大学基準協会主催「短期大学生調査」実施 全学科1・2年次生全員(399名)に対して実施 アンケート回収率 99.4% (休学者除く) (昨年度比-0.91.6%)
11月4日	第10回 短大点検・評価委員会	1. 報告書執筆依頼について 2. 自己点検今後のスケジュールについて 3. 内部質保証委員会令和2(2020)年度活動成果及び令和3(2021)年度活動計画(神戸女子短期大学分)について 4. その他 (1) アセスメント・ポリシーの検討について (2) 令和3(2021)年度「自立心・対話力・創造性」に基づく到達度調査について
12月2日	第11回短大点検・評価委員会	1. アセスメント・ポリシー検討 2. 報告書依頼について 3. 第3回自己点検・評価全体研修会(12/16)について
12月16日	第3回 自己点検・評価全体研修会	1. 報告書執筆依頼について
令和3(2021)年 1月6日	第12回短大点検・評価委員会	1. アセスメント・ポリシー検討(継続) 2. 「令和3(2021)年度 短期大学 自己点検・評価報告書」作成について(スケジュール含む)
1月26日～ 2月1日	第13回短大点検・評価委員会(メール会議)	1. 総合生活学科ディプロマ・ポリシーの一部改正(案)について
2月2日	第14回短大点検・評価委員会(メール会議)	1. ベネッセ GPS-Academic(アセスメントテスト)の結果報告会開催について 2. 来年度ベネッセ GPS-Academic(アセスメントテスト)実施日程について
2月22日	ベネッセ GPS-Academic	ベネッセ・i キャリアによる2年次生 GPS-Academic

神戸女子短期大学

	の受検結果報告会	の受検結果報告会
3月10日	第15回短大点検・評価委員会	1. GPS-Academic(アセスメントテスト)独自設問について 2. 短期大学生調査結果について 3. 自己点検・評価報告書について
令和4 (2022)年 3月31日	短期大学生調査結果 HP アップ	令和3(2021)年度の短期大学基準協会主催「短期大学生調査」の結果を分析して公表した。

## 【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[区分 基準 I-A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法等に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

[テーマ 基準 I-A 建学の精神]

&lt;区分 基準 I-A-1 の現状&gt;

本学の歴史は、昭和 15(1940)年に学祖行吉國晴・哉女夫妻が創設した神戸新装女学院に遡る。第二次世界大戦後、日本人の国民生活が向上しない中でとりわけ女子教育の必要性を痛感した学祖夫妻が、昭和 24(1949)年の短期大学制度発足を受け、我が国で最も早期の設立となる昭和 25(1950)年 4 月に神戸女子短期大学を開学した。その際、建学の精神を「民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成するにある。そのためには、人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっとび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすにある」と定め、民主的で文化的な国家の建設と世界平和と人類の福祉に貢献しうる有為な女性を育成することを目指した。建学の精神は、短期大学の教育理念・理想を明確に示しており、これに基づいて、以下の 5 項目からなる教育綱領を制定した。

- ・学術の研究を通して、人生社会に対する広い視野と深い洞察とを身につけ、識見高く、心情豊かな女性を育てる。
- ・個性の伸長をはかり、社会に貢献しうる人材を育てる。
- ・勤労を愛し、義務と責任を重んじ、自律的に行動する態度を養う。
- ・明朗にして礼節あり、健康にして柔軟な心身の持ち主となり、よく世代を導きうる女性を育てる。
- ・宗教的情操を培い、謙虚にして、愛情深く、よく苦難に耐え、常に信念に生きる女性を育てる。

建学の精神の表明は、学園発祥の地である神戸市中央区中山手通の三宮キャンパスに行吉学園記念室を設置して、建学の精神・教育綱領及び学園創設以来の歴史を「草創期」、「醸成期」、「震災から復興、そして未来へ」と題して展示し、広く学内外に表明、公開を行っている。本学の学生、教職員、同窓生及び学外関係者は、ここで学祖行吉國晴・哉女夫妻の教育にかける情熱と思想及び教育実践の歴史を感じることができる。本学が位置するポートアイランドキャンパスのロビーに学祖夫妻の胸像を設置し、建学の精神と教育綱領を敷衍する語らいの場として活用している。図書館には、1 階と 3 階ライブラリー・コモンズのフロアに、建学の精神を掲げたプレートを設置している。毎年 7 月に開催しているすいか祭は、学祖夫妻が地方出身の多い学生を思いやる心と本学の教育理念を語る場として生まれた年中行事であり、学長が、学祖夫妻の教育にかける情熱と建学の精神を学生に表明する機会にしている。

建学の精神と教育綱領は、現在、「自立心・対話力・創造性」という 3 つの教育目標に象徴化して学内外に表明している。また、建学の精神は、本学教員の研究助成制度にもいかされており、「行吉学園教育・研究助成費規程第 3 条(7)」に「建学の精神を具現化するため」の条項を設けて運用し、建学の精神・教育の理念を教育研究実践において具現化するための支援体制を整えている。

建学の精神は、学生と受験生のために、『学生便覧』と Web サイトに掲載している。3 つの教育目標は、学生に配付する印刷物（『学生便覧』、『図書館利用案内』、就職案内誌『JOB GUIDE BOOK』、『オリエンテーションのしおり』等）に掲載すると共に、各階の学生談話コーナーなど学生や教職員が目につきやすい場所に掲示している。年度当初の各学科のオリエンテーションやホームルームでは、学科主任及びクラス担任が、建学の精神と 3 つの教育目標を解説している。令和 2(2020)年度に引き続き 2021(令和 3)年度も、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、開催できない行事があったが、例年は、学長と理事長は、入学式、学位記授与式、教養科目「キャリアへのアプローチ I」での講話、行吉学園学生表彰式、行吉学園奨励金授与式、学園祭、5 月開催のスポーツ大会、学外実習前指導講話等の機会に、本学の建学の精神と教育綱領について訓話している。

理事長と学長は、建学の精神を教職員と共有するため、新任教職員の辞令交付式、周年記念行事、入学式、学位記授与式、行吉学園学生表彰式、行吉学園教職員表彰式等の機会を利用して、本学の建学の精神、教育綱領について訓話を行っている。建学の精神を具現化するための各年度の事業計画については、学長は助手や事務職員も出席する年度当初の教授会において、理事長は年度当初の事務連絡会議と事務職員等を対象とした SD 研修会において訓話を行い、教育研究活動と事務部運営のより一層の充実を図っている。

学外に対しては、Web サイトに 3 つの教育目標を掲載すると共に、『大学案内』、『求人のための大学案内』、『神女広報—CROSSROADS』等の印刷物、専任教員・非常勤講師連絡会、オープンキャンパス、神戸女子大学・神戸女子短期大学保育実習交流会、神女中山手保育園・神戸女子短期大学幼児教育学科「きずな DAY」、高校訪問、全国各地における進学相談会等を利用して、建学の精神・教育理念の周知に努めている。

建学の精神や教育綱領の定期的な確認は、理事会・評議員会においては、毎年度 5 月に提出される行吉学園『事業報告書』により定期的な確認がなされている。年に 1 度開催される神戸女子短期大学同窓会の定例総会には、学園長、理事長、学長、短期大学部長、学科主任が出席して、卒業生や元教職員と共に、本学の建学の精神と建学以来重視してきた教育活動の確認と、今後取り組むべき教育課題について率直な意見交換を行っている。建学の精神や教育綱領の定期的な確認は、神戸女子大学、神戸女子大学大学院の設置及び学部学科の再編時、神戸女子短期大学の学科再編等の学園改革の機会、周年記念行事の節目においても、内外の社会情勢と学園の将来を展望しながら継続的に行っている。

[区分 基準 I-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放(リカレント教育を含む)等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I-A-2 の現状>

3 学科とも、本学の知的資源を地域社会に還元するため、学科の特色をいかして、地域社会のニーズに対応した取り組みを行っている。

地域・社会に向けた公開講座については、食物栄養学科で、ポートアイランドにある認定こども園ポートピア、杉の子保育園、港島幼稚園、中央区にある神女中山手保育園、みのり保育園の幼児を対象に「子どもの料理教室」を実施の予定であったがコロナ渦により、安全性を図るため令和 2(2020)年度に引き続き令和 3(2021)年度も、全て中止とした。幼児教育学科では、神戸女子大学・神戸女子短期大学オープンカレッジにおいて、「自分で作る!ビーズ・アクセサリークラフト」の講座を開講しているが令和 3(2021)年度はコロナ禍のため実施できなかった。

生涯学習事業については、本学の人材を積極的に提供し、地方公共団体(主に神戸市)と連携した講座を開催している。

食物栄養学科では、神戸市社会福祉協議会・こべっこランド主催の食育講座として「ヘルシーおやつクッキング」を神戸市在住の小学生を対象に実施した。

栄養教諭資格取得希望学生 10 名を中心に、栄養教諭資格取得のための学びを生かして、ヘルシーおやつの献立作成・材料準備・調理方法の説明・ミニ食育授業を計画、立案し、こべっこランド講座(11/28)において午前 20 名、午後 21 名の児童を対象に、コロナ感染対策・衛生対策を万全にした上で、ヘルシーおやつクッキングを実施し地域の食育推進に貢献した。

また、地域の保育関係者および学生等を対象に、食物栄養学科主催、「第5回・食物アレルギー講習会」を2月20日(日)に開催した。保育現場での食物アレルギーの対応力を強化することを目的に、臨床医、保育園、栄養士養成校の立場から、食物アレルギーの現状、保育現場で活かせる対応事例、食物アレルギー教育、食物アレルギー対応レシピ紹介等の内容を、基調講演、事例報告の形で実施した。今回の講習会は、コロナ感染拡大防止の観点から、Web 開催(Zoom でのオンライン開催)とした。(資料、HP:URL 有り)

幼児教育学科では、神戸市内公立、私立幼稚園、保育所(園)の園内研修をはじめとして、県内の幼稚園で催される研究会やPTA研修会において、講話や指導助言を行った。また、神女中山手保育園と幼児教育学科との合同行事「きずな DAY」が第10回目を迎え、1年次生全員で「第10回きずな DAY 記念プレゼント」の制作を実施し、また、2年次生はピアノ演奏やマリオネット実演などの学習成果の発表を通して園児および保護者とのきずなを確認する機会を作った。港島地域では、13年継続して実施している親子遊びのひろば「にこにこクラブ」を、オ

ンライン形式と対面形式の両方で実施した。

正課授業の開放(リカレント教育を含む)等については、3 学科ともに科目等履修生の積極的な受け入れを行っている。

幼児教育学科では保育士資格を取得するために平成 30(2018)年度から継続受講していた 1 名が今年度前期で科目等履修を全て終了した。

また、厚生労働大臣指定の保育士養成施設として、保育士の資格を目指す職業訓練校に決定し、社会人を対象とした「保育士養成コース(2 年課程)訓練生」を受け入れることになった。

また、食物栄養学科では、子どもたちの食の「自立」と「自律」を目的に、食育の理論と実践の両輪を軸として小大連携の「食育プログラム」活動を平成 18(2006)年から現在までの 16 年間、継続的に実践している。神戸市立義務教育学校港島学園 5 年生を対象に、「病気を防ぎ元気を育てる食育」をテーマに出張講義を行い、その後「まごはやさしい」を作って食べよう！をテーマに食育調理実習を実施しているが、令和 2(2020)年、令和 3(2021)年は健康教育のための出張授業は対面にて実施、その後、調理食育調理実習は、令和 2(2020)年 2 月 17 日に、令和 3(2021)年は 2 月 8 日にオンラインにて実施した。(食物と健康、HP:URL 有り)

3 学科とも、文部科学省による教員免許状更新講習を毎年、開講しているが、令和 2(2020)年度はコロナ禍のため全て中止となったが、令和 3(2021)年度は対面にて実施した。

食物栄養学科教員にて令和 3(2021)年 8 月 10 日・火曜日 食育の実践ー子どもの発達の視点から食育を考えるーをテーマに講習を実施した(HP:URL 有り)

総合生活学科では、令和 3(2021)年 10 月 23 日・土曜日 「生活と福祉ー介護と生活援助の基礎知識ー」、2021 年(令和 3)年 12 月 4 日・土曜日 「布を使った製作実習ーミシン縫い上達のためにー」の 2 講座を実施した。

地域・社会の地方公共団体、企業(等)、教育機関及び文化団体等との連携については、本学が立地するポートアイランドは、港湾・空港関連施設、神戸市の基幹産業や文化推進の拠点が集約されており、様々な文化やスポーツのイベントが開催されるエリアとして位置づけられている。そのため行政及び産業界と連携した取り組みが活発に進められており、本学も各学科の特色をいかして、地域の各種団体との交流活動を積極的に展開している。

総合生活学科の教員は、専門分野の能力をいかして、日本国際連合協会による国連公用語の普及や助言を行ったり、明石市建築審査会委員として審査会審議に参加したり、明石市開発審査会の委員として毎年活躍している。さらに NHK 厚生文化事業団による美術展示会、新聞社(朝日、京都各社)によるチャリティー展、名士寄贈書画工芸作品展等に出品したりしている。学生の学外のボランティア活動については、コロナ禍のためほとんど実施する事ができなかった。

食物栄養学科では、NPO 法人神戸オリーブ園との協力で、令和 4(2022)年 2 月 12 日(土)、オリーブ料理オンラインクッキング&レシピコンテストをオンラインにて実施した。第一部:オンラ

イン(Zoom)によるオリーブの健康講義とクッキングは、オリーブ健康知識の講義(オリーブオイルの健康効果について・オリーブオイルの調理科学的な特性について)とオリーブ料理オンラインクッキングの内容で実施した。また、第二部として、オリジナル性のある「我が家の楽しいオリーブ料理」レシピコンテストの審査を実施した。

NPO 法人神戸オリーブ園は、都市と農村が交流し、神戸に我が国で最初に作られた「神戸オリーブ園」を復活する想いととも、生活の中に「オリーブの愉しみ方、オリーブのある新しいライフスタイル」を提案する団体であり、食物栄養学科は食育、およびオリーブオイルや実を使った調理部門にて連携している。今年度は、コロナ禍のため、学生ボランティア参加ができなかったが、ポストコロナでは、学生参加の活性化を図りたい(HP:URL 有り)。

また、食物栄養学科の教員は、各自の専門性を活かして、兵庫県スポーツ推進審議会学術委員、体力アップサポート専門家会議委員として食育及び健康教育部門で活躍している。さらに、神戸市保育士会の研究指導講師、神戸婦人大学の講師、NPO 法人食ネット食育事業での調理実習講師として、活発に社会貢献、地域貢献活動を行っている。(地域連携活動資料参照)。

幼児教育学科では、兵庫県・神戸市と連携して学科の特色をいかした活動を展開している。その一つの取組として港島地域の保護者に「ママさん先生」を引き受けていただき、学生が家庭訪問を通して小さい子供の育ちを実感できる子育て支援プログラムを実施した。その活動の一環として子どもの成長を記したアルバムを学生が手作りで作成してプレゼントする「さくらんぼプロジェクト」を通して親子の触れ合いを楽しんだ。また、神戸市による助成金事業「赤ちゃん先生プロジェクト」に参加した。子育てとキャリアの両立を目指している母親による仕事・結婚・妊娠・出産・育児に纏わる経験談をもとに、学生が今後のキャリア形成を検討する機会を得た。この活動は本来、対面で実施の予定であったが、コロナ禍のためオンラインでの実施となった。

教育機関及び文化団体等と連携した取り組みについては、総合生活学科では、政治や選挙に対する関心を深めてもらうため、「神戸市区明るい選挙推進協議会」と選挙管理委員会との共催により、神戸市内在住、在勤、在学の人を対象に、ポスター・まんがを募集した。

幼児教育学科では、神戸市をはじめとする宝塚市、川西市、姫路市、丹波市、洲本市など県内、また、大阪府、滋賀県など県外の教育機関と連携し、乳幼児教育の重要性並びに保護者支援等について「道徳性の芽生えを意識した保育」「生き生きと表現する力を育てる」「乳幼児教育の基盤～子どもの育ちと関わりについて～」保育チーム力を生かして保護者支援を考える」等の内容で講話を行った。また、保育士等キャリアアップ研修会の講師として保育士の質の向上に向けて貢献した。

教職員によるボランティア活動等については、地域連携推進委員会を中心として、関係機関との連携を密にして、ボランティア活動の充実を図っている。地域連携の一環として、神戸ポートアイランド 4 大学連携社会貢献部会の会議に参加し、クリーン活動、神戸マラソンなど、4 大学の交流を深める企画・運営を行っている。また神戸市中央区との連携を深め、まちづくり

推進課が母体となっている区民まちづくり会議に委員として参加する等、まちづくり推進・まちづくり支援課との連携を中心に、学生のボランティア活動を展開している。今年度コロナ禍により、クリーン活動を省いて、その他の活動は実施できなかった。

地域小学校拠点の兵庫大開さわやかスポーツクラブ主催、神戸中央少年ラグビークラブの代表として運営、引率を行った。令和 3(2021)年度は、緊急事態宣言発出中は活動を休止したが、それ以外の時期は感染症対策を徹底しながら、練習内容を工夫し、子どもの活動支援に努めた。兵庫県ラグビースクール連盟理事として、兵庫県ラグビースクール大会など試合時には運営スタッフとして毎年参加している。

食物栄養学科では、神戸市中央区主催の小学生ドッジボール大会、神戸市中央区主催の水辺まつりにおいて、ボランティア学生の指導と引率を行った。令和 2(2020)年度の活動はコロナ禍により中止となった。また、神戸市中央区主催の神戸マラソン応援で、ゆるキャラを着用し、ランナーの応援イベントに参加した。V ネットクラブ(ボランティアクラブ)の学生が、神戸市地域保健課と会議を重ね、学生目線からの食生活改善を目指す食育冊子を作成して、学園祭において配布を行った。しかし、コロナ禍により、安全性を図るため令和 2(2020)年度に引き続き令和 3(2021)年度も全て中止とした。

幼児教育学科では、例年は神女中山手保育園でのオペレッタやマリオネット人形劇公演、「きずな DAY」で学生による音楽遊び表現等の引率をしていたが、コロナ禍のため、日程を分散させて学生や園児の参加を最小限にするなどの工夫を行って実施に至った。また、「きずな DAY」においては、神女中山手保育園の園児、保護者のみならず、三宮地域に暮らす親子に向けて子育て支援の一環として学生がサポートして行う預かり保育を実施しているが、これについては、コロナ禍のため令和 3(2021)年度は実施できなかった。

例年実施しているポートアイランド地域内の保育園(杉の子保育園、認定こども園ポートピア、成星ひかり認定こども園)等を含む6施設でボランティア活動はコロナ禍のため全て中止したため、学生の参加はできなかった。しかし、感染拡大の様子を見ながら、学生による影絵の実演などを神女中山手保育園において対面で実演したり、学生がデザインした塗り絵を園児と一緒に作品作りを楽しんだり、中にはオンラインを活用して学生が地域の子どもたちと触れ合う機会を工夫したり、コロナ禍でも新たな取組を実施した。

さらに、高校生の企業訪問として尼崎市立尼崎高等学校の1年生5名を受け入れた。学科紹介、施設見学に加え、授業参観、ワークショップ(びっくり絵本をつくろう)の体験を計画・実施した。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の課題>

本学では、建学の精神や3つの教育目標を、本学 Web サイトや『大学案内』、また、入学式、学位記授与式等の機会を利用して、学内外に表明している。今後も、これらの取り組みを継続すると共に、在学中や卒業後の様々な自己表現の機会に、自分の言葉として語るができる学生を育てることが教職員の課題である。

#### <テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

特になし



[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか定期的に点検している。

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

<区分 基準 I-B-1 の現状>

本学の教育目的・目標は、建学の精神及び学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令に基づいて定め、法令に則った教育課程を編成して、教育の質を保証している。また、教育の向上・充実のために学習成果を査定し、学習成果の獲得状況や教育課程、資格等の点検を毎年度、定期的に行っている。

総合生活学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、「生活全般に関わる諸問題の総合的・学際的な研究を通して、広い視野と深い洞察力を身に付けた心情豊かで、社会にとって有為な自立した女性を育成すること」としている。

食物栄養学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、「食と健康に関わる諸問題について系統的に研究し、健康な生活を送るために必要とされる幅広い知識と深い専門性を備えた、社会にとって有為な自立した女性を育成すること」としている。

幼児教育学科の教育目的・目標は、建学の精神に基づき、「人間の成長や発達について専門的理解を踏まえた保育実践力を身に付け、子どもへの愛情にあふれた保育者としての高い資質を備え、社会にとって自立した有為な女性を育成すること」としている。

各学科とも教育目的・目標の表明は、『学生便覧』、『大学案内』、Web サイトに掲載し、広く学内外に表明している。

各学科の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応えているか点検し、社会の求める人材について検討することを目的に、年に一度「専任教員・学外評価員懇談会」を開催し、本学学生の子主な就職先である企業・委託給食会社・幼稚園・保育園及び近隣の高等学校校長等との意見交換を行っている。今年度は社会情勢に鑑み、遠隔にて実施した。

[区分 基準 I-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。

- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

＜区分 基準 I・B-2 の現状＞

短期大学としての学習成果は、建学の精神、教育綱領に基づき、21世紀社会に貢献する自立心・対話力・創造性を備えた女性として

- ・勤労を愛し、義務と責任を重んじ、主体的に社会参画を果たそうとする自立心
- ・相手の心情をよく理解し、自分の意志を豊かに表現することのできる対話力
- ・学術の研究を通して身に付けた識見をもとに、自ら主体的に考え問題解決を図ろうとする創造性

を身に付けることがうたわれている。

3 学科の学習成果は、教育目的・目標に基づいて定めたディプロマ・ポリシーにおいて具体的に示されている。

総合生活学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性が、次の基準に達していることと定めている。

【知識・技能】

- ・生活全般に関わる学科基礎科目について、基礎的な知識や技能を有している。
- 選択科目群の総合的で学際的な学びを通して、創造的に思考する技能を有している。

【思考力・判断力・表現力等の能力】

- ・客観的な情報の収集力、分析力、論理的な思考力、的確な判断力及び文章作成能力を有している。
- ・現代社会の課題発見能力と課題解決能力及び実践力を有している。
- ・社会に貢献できる豊かな表現力やコミュニケーション力を有している。
- ・持続可能な社会のために、未来を切り開く創造力を有している。

【主体性・多様性・協働性】

- ・実現可能なキャリアプランに向かって主体的に学修を深め、資格取得に資する力を有している。
- ・多様なものの見方や考え方を尊重し、人々と協働して学修を進める力を有している。

食物栄養学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性が、次の基準に達していることと定めている。

【知識・技能】

- ・食品に関する専門知識を身に付けている。
- ・栄養と健康に関する専門知識を身に付けている。
- ・食育の実践に必要な知識・技能を身に付けている。
- ・健康管理を行うために必要となる知識・技能を身に付けている。
- ・食品の開発や管理を行うために必要となる知識・技能を身に付けている。
- ・食と健康に関する研究を行うために必要となる知識・技能を身に付けている。

**【思考力・判断力・表現力等の能力】**

- ・食と健康に関する情報を客観的に理解し情報ツールを使いこなす能力を身に付けている。
- ・食と健康に関する課題を解決する能力や判断力を身に付けている。
- ・食に関する課題について、創造的思考力をもって解決できる能力を身に付けている。
- ・専門知識や技能を活用し、食事指導や食事管理に携わることのできるプレゼンテーション能力を身に付けている。

**【主体性・多様性・協働性】**

- ・社会人(栄養士)として必要なコミュニケーション能力を身に付けている。
- ・食と健康に関する問題を主体的に学ぼうとする態度を身に付けている。
- ・食と健康に関して生涯にわたり学ぶ姿勢を身に付けている。
- ・社会人(栄養士)として積極的に社会へ貢献する意欲や態度を身に付けている。
- ・専門知識や技能を活用し、社会に貢献できる能力を身に付けている。

幼児教育学科では、ディプロマ・ポリシーに基づき、知識・技能、思考力・判断力・表現力等の能力、主体性・多様性・協働性が、次の基準に達していることと定めている。

**【知識・技能】**

- ・幼児教育・保育にかかわるための教養や専門的知識を身に付けている。

**【思考力・判断力・表現力等の能力】**

- ・幼児教育・保育に必要なコミュニケーション力、表現力、問題解決力を身に付けている。

**【主体性・多様性・協働性】**

- ・保育者としての使命や社会的責任を自覚し、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて行動することができる。
- ・多様な社会において、他者を尊重し、相互理解を深めて協働しようとする意欲や関心を持ち、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢を有している。

総合生活学科は、建学の精神に基づいた教育目的・目標を『学生便覧』やウェブサイトに掲載し、学内外に表明している。ディプロマ・ポリシーを基に定めた学習成果は、シラバスやカリキュラムマップで示している。学生が各授業科目における学習成果を理解し身に付けることができるように、授業担当者からの学習成果に関する説明だけでなく、カリキュラムマップをウェブサイトに公開し学習成果の獲得を促している。学習の3要素に加えて、学士力向上の視点からも定期的に学習成果の点検を実施している。また、学習成果を短期大学の学校教育法の規定に照らし合わせ、学科会議で点検し改善を行っている。

食物栄養学科の学習成果は、学科の教育目的、目標に基づき定めている。シラバス、カリキュラムマップに学生に身に付けてもらいたい到達目標を示し、学習成果獲得の向上に努力している。オープンキャンパス時の栄養指導体験等での来学者へのプレゼンテーション、栄養学実習での近隣保育園児等への調理実習指導、地域貢献活動における調理指導や実技講習等を学生が行い、学内外において、学習成果を発表している。さらに学習成果は、学科会議において共有し、その効果を定期的に点検している。

幼児教育学科の学習成果は学科の教育目的・目標に基づき定め『学生便覧』やウェブサイトに掲載し、学内外に表明している。ディプロマ・ポリシーに基づき定めた学習成果は、シラバスやカリキュラムマップに示している。学生が各授業科目における学習成果を理解し身に付けることができるように、授業担当者が丁寧に説明を行い、学習成果の獲得を促していくよう努力している。神女中山手保育園との合同行事「きずな DAY」を2年次卒業時の学習成果の発表の場として継続実施している。また、2年間を通して学生自身の学習の軌跡「履修カルテ」の作成を通し、個人、学年、学科全体の評価を行い、学習成果の可視化に向けて取り組んでいる。これらの学習成果は、学科会議において共有し、その効果を定期的に点検している。

各科目の達成課題、評価方法はシラバスに明示し、学習成果を測定する仕組みを明確にしている。学習成果は、試験、小テスト、レポート、作品発表、課題、授業態度等に基づいて測定している。

令和2(2020)年度より学科ごとにカリキュラムツリーを作成し、カリキュラム全体の体系を図表化し、学年ごと、前期・後期ごとの進み具合を示すとともに、授業科目間の関連性も理解しやすくしている。さらに、同じく令和2(2020)年度より、ディプロマ・ポリシーと各科目との関係を示す一覧をカリキュラムマップという形で各学科が作成し、どの科目を履修すればディプロマ・ポリシーで示されたどの力が付くかが分かるようにしている。いずれもホームページ上で公開している。

また、学習成果の一部として、本学ホームページ上に、「卒業者数」、「資格取得状況」、「就職状況」等を学内外に表明している。

学習成果は、教務課が集約した成績、資格要件などの情報をもとに、学校教育法の短期大学の規定に照らして点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。
- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I-B-3 の現状>

平成30(2018)年度の再検討を経て、ディプロマ・ポリシー とアドミッション・ポリシーおよびカリキュラムポリシーの3つの方針の内容が整理され、それぞれに関連付けて策定された。令和元(2019)年度からは、3つの方針の一体的な運用を行っている。また、その成果を学科ごとに確認し、自己点検委員会や学科主任会議での議論を積み上げ、さらに学士力の観点から更なる見直しを加えようとしている。

本学では三つの方針に加えて、学生サポート・ポリシー、キャリアサポート・ポリシー、アセスメント・ポリシーも策定し、全教職員は入学生の選考、教育、学生支援、就職支援、学習成果の

アセスメントを行っている。

教員は3つの方針を踏まえてシラバスを作成している。科目ごとにディプロマ・ポリシーとの関連を示し、さらにカリキュラムマップを作成して担当科目のカリキュラムポリシー・ディプロマ・ポリシーにおける位置付けを理解したうえで教育活動を行っている。また、これらポリシーに基づく学習の効果を上げるため、入学予定者に対しては入学前教育を実施し、学びの準備と動機付けを行っている。

各ポリシーは学生便覧、大学案内、入学案内、ホームページなどを利用して、学内外に広く表明している。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学において3つの方針は適切に定められさらに見直しも重ねている。今後も3つの方針の一体的な運用と更なる見直しを重ねていく。(三基本方針に加えて、過去に策定した学生サポート・ポリシー、キャリアサポート・ポリシー、アセスメント・ポリシーについて、現状の効果について成果を判断するためのデータが収集していく必要がある。)

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特になし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 定期的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。
- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

<区分 基準 I-C-1 の現状>

点検・評価委員会は内部質保証委員会の下部組織に位置付けられ、学内外の情報を収集・解析し、次年度以降の施策への根拠としている。(根拠資料:令和3(2021)年度 規程・組織図)

令和2(2020)年度から年度ごとに活動報告及び翌年度の活動計画を立てることとした。

ただし、令和2(2020)年度より事務部門を中心に本学の併設校にあたる神戸女子大学との一体運用が行われたことを受けて、組織の改編および規程の変更などがあったため、神戸女子短期大学の各部署、委員会、部会としての活動は令和元(2019)年度の活動報告をもって終了し、令和2(2020)年度からは新たな組織体制で活動を行っている。

令和元(2019)年度からは毎年、自己点検・評価報告書を作成し、公表している。

例年全教職員を対象に自己点検・評価活動に関する教職員研修会を開催し、情報の共有ならびに意識付けを行っている。特に今年度は、令和5(2023)年度に認証評価を受ける予定としており、全体研修会を3回開催し、自己点検・評価について共通認識を図るとともに意識付けを行った。

点検・評価委員会において、本学への入学実績のある高等学校および本学学生の主な就職先である企業、幼稚園、保育園などの関係者との懇談会(令和3(2021)年8月24日)にて開催し、本学の教育内容やアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシー

等の適切性、社会が求める人材などについて意見交換を行っている。

先述の通り、各部署において日常的に自己点検・評価活動を実施し、平成 30(2018)年度に立ち上げた「行吉学園 中期目標・中期計画検討委員会」に加え、令和元(2019)年度より「中期目標・中期計画進捗管理委員会」を立ち上げ、学園全体で教職員が一体的に中期目標・中期計画を定め、年度ごとの活動の方向付けを行っている。令和 2(2020)年度以降は組織の改編に伴い、順次、所管業務の整理や変更が行われている。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

(1) 学習成果を焦点とする査定(アセスメント)の手法について

平成 30(2018)年度にアセスメント・ポリシーを策定し、今年度、見直しを図り、令和 4(2022)年 4 月 1 日から施行する。

各学科は、学科のディプロマ・ポリシーに応じた学習成果測定の方法を科目ごとにシラバスに明示し、学修者の適切な学修をうながしている。

学習成果は、試験、授業での発表や確認テスト、レポート、ワークシート、プレゼンテーション、実技の達成度等による様々な角度からアセスメントを行い、学習成果獲得状況の把握に努めている。

学習成果の評価は、成績評価基準にもとづいて行われている。各学科は、学科会議等を通して学習成果に関する情報を共有し、学士力向上に向けて改善をすすめている。成績評価は、素点をもとに秀、優、良、可、不可の評価を行い、その結果をもとに GPA が算出されている。学生の GPA は、まとめられてその分布についてウェブを通じ学生・教員に公表するとともに、学期終了後に保証人宛に送付される成績表に記載され、GPA が 1.5 を下回る学生に対しては勉学に励むよう注意喚起を行っている。

(2) 査定の手法の定期的な点検について

学習成果の査定手法の点検は、各科目担当者にゆだねられている。その結果については、学科会議等で情報交換が行われる。また、成績評価の指針を策定し GPA の信頼度を増すよう進めている。個々の教員が評価基準を明確に設定するところから始め、教員間や授業科目間の成績評価基準の平準化に取り組む予定である。

教育の質を保証する取り組みとして、各学科は、ディプロマ・ポリシーに基づきカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを作成し公表している。また、授業科目には、領域、難易度が分かるようにナンバリングを行い、シラバスに掲載している。

(3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルについて

教育の向上や充実に資することを目的に、学生アンケートが実施されている。このアンケートは、FD 委員会が中心となり「学習成果に関する授業アンケート」という名称のもと、前期1回、後期1回実施している。アンケートは、全科目を対象に Web を利用して実施している。アンケート集計結果は、担当教員に公開され、授業の達成度、学生の学修状況、学習成果の把握を通して授業改善につなげている。また、各教員は『授業自己点検書』を作成し、学習成果の獲得状況を基に、授業内容や教育方法の改善を行っている。アンケートの項目は、FD 委員会において毎年、点検、検討、改善が行われている。令和 3(2021)年度は後期のアンケート項目に少し変更を加えて実施した。

教員相互の授業を公開することによって対話的授業改善に取り組んでいる。授業公開は、FD 委員会によって調整が行われ、Web を通して後期の一定期間中に公開する授業を募集するとともに、公開される授業への教員の見学希望も Web を使って登録することができる。授業見学後には、見学した教員により授業を見学の感想やコメントが返される。返されたコメントを参考に授業改善が行われている。コロナ禍により令和 3(2021)年度はオンライン授業に参加しての授業見学となる場合があった。また、学科単位で FD 研修会を行い、授業見学の感想を共有したり、授業方法について学び合いを行い今後の授業改善に役立てるようにした。

幼児教育学科では「令和 3(2021)年度幼児教育学科 FD 研修・授業相互見学」に取り組んだ。この活動では、まず幼児教育学科専任教員全員による授業相互見学を実施し、多様な「気づき」の情報を共有した。時間割上授業開講が重なるなど、授業相互見学の実施は困難な面も多い中、今回は学科専任教員全員が 1 授業以上の見学に取り組むことができた。学科学生が教育実習、保育実習などの学外実習に複数回取り組むことや、幼稚園教諭免許及び保育士資格を活かした教職関連への就職が進路の多くを占めることなど、学科独自の観点からも、授業の相互見学から得た気づきを共有し、学科としての授業改善及びカリキュラムの見直し等に活用し、授業改善に活かしていくことを目的とした。

非常勤講師に対しては、4 月に「専任教員・非常勤講師連絡会」を実施し、学科の教育目標、目指す専門的学習成果、資格取得状況、就職状況及び学生指導方針等の情報を提示すると共に、学生の学修到達度や履修上の課題等について、情報共有をはかっている。

令和 3(2021)年度はコロナ禍により Zoom を使って実施した。

FD 委員会を中心に、FD 活動に関する研修会を開いている。研修会では、FD 活動に積極的に取り組んでいる組織から講師を招いている。FD 研修会における講演や議論を参考に各教員は授業・教育方法の改善に努めている。令和 3(2021)年度は Zoom を使って、4 回の FD 研修会を実施した。当日参加できなかった教員には後日録画配信することで見られるようにした。

教務課においては、各学科の教育が怠りなく実施されるように、各学科担当者を配置して、学生への支援を行っている。

窓口業務においては、授業の出席状況の把握に努め、学生が学習成果を獲得するため



のサポートに取り組んでいる。

学生の学習成果の獲得状況について成績評価を通して把握し、学生の既修得単位数及び成績評価、履修科目、修得予定単位数、卒業要件充足の状況を把握している。また、資格取得のための説明会を実施し、資格取得に向けた支援を行っている。

- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認・法令を遵守について教務課において、つねに学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などの確認を行い法令遵守に心掛けている。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学が掲げる建学の精神「自立心・対話力・創造性」は、学士力の基本となる社会人基礎力にも通じており、このコンピテンスの獲得は専門分野を問わず短期大学士授与において必要不可欠であるが、現状の科目ごとの成績評価は知識や技術を評価するものが多く、GPAのみでは思考力などの学習成果の可視化は困難である。そこで、令和 2(2020)年度より全学科の学生を対象に、標準化された外部アセスメントテストを入学時と卒業前に受検し、客観評価(思考力、姿勢・態度)および主観評価(経験)によって、本学での教育や経験により獲得した学習成果を可視化している。

また、建学の精神に基づいた 3 つの目標「自立心・対話力・創造性」の達成度調査を実施し、それを受けて学生個人にフィードバックする仕組みが確立された。

ただ、これらのアセスメントや授業アンケートの結果を総合的に分析し、その結果を教育活動に活かしていく仕組みには至っていない。今後もアセスメントの結果を積み上げさらに分析を加えながら、教育の質の改善・向上に向けた取り組みを行っていく。

学習成果の獲得には、教員だけではなく職員のサポートが重要になってくる。その意味で、教職が協働していける組織の構築が望まれる。本学では令和 2(2020)年度から大学との一体化運用が始まりすべての教学組織について短期大学のみでの運営ではなくなり、その運営の仕方について試行錯誤を経たところである。令和 4(2022)年度からは事務部門においても改編がなされ、さらなる充実と連携の強化を図っていく。

#### <テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

##### <基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

- (a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

建学の精神や教育内容を学内外に広く認知されるべく、学外への広報活動はもとより、学内でも多くの機会でも理事長や学長による講話を継続している。

教育課程の体系的編成に向けての改善、学習成果の獲得状況確認として成績評価・授業評価・アンケート・GPA 分布表の確認も継続している。

各学科の特色ある学生支援も継続し、教員間での情報共有と理解を深め教育の充実を図っている。

自己点検・評価活動においても、引き続き短期大学基準協会の評価基準に基づく点検と、学

内部署ごとの点検を並行して実施している。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

内部質保証に関する取り組みや制度は前回よりも充実してきているが、実質的な仕組みの構築は未完成である。特に主観評価は充実しているものの、客観評価の充実および建学の精神にある「自立心・対話力・創造性」の定量的評価などが課題である。コンピテンスの定量的評価をはじめ、学習成果の可視化を目指した検討を行う。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

様式 6－基準Ⅱ

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
  - ① 卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (3) 卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-1 の現状>

本学の学位授与の方針は、学則第 1 条及び第 26 条の規定に定められており、各学科の卒業認定・学位授与の方針はそれぞれのディプロマ・ポリシーに記載されている。それらは、学習成果に対応している。

それぞれの学科のディプロマ・ポリシーは、次のように定めている。

**総合生活学科**

【知識・技能】

- ・生活全般に関わる学科基礎科目について、基礎的な知識や技能を有している。
- ・選択科目群の総合的で学際的な学びを通して、創造的に思考する技能を有している。

【思考力・判断力・表現力等の能力】

- ・客観的な情報の収集力、分析力、論理的な思考力、的確な判断力及び文章作成能力を有している。
- ・現代社会の課題発見能力と課題解決能力及び実践力を有している。
- ・社会に貢献できる豊かな表現力やコミュニケーション力を有している。
- ・持続可能な社会のために、未来を切り開く創造力を有している。

【主体性・多様性・協同性】

- ・実現可能なキャリアプランに向かって主体的に学修を深め、資格取得に資する力を有している。
- ・多様なものの見方や考え方を尊重し、人々と協働して学修を進める力を有している。

**食物栄養学科**

【知識・技能】

- ・食品に関する専門知識を身に付けている。
- ・栄養と健康に関する専門知識を身に付けている。
- ・食育の実践に必要な知識・技能を身に付けている。
- ・健康管理を行うために必要となる知識・技能を身に付けている。

- ・食品の開発や管理を行うために必要となる知識・技能を身に付けている。
- ・食と健康に関する研究を行うために必要となる知識・技能を身に付けている。

**【思考力・判断力・表現力等の能力】**

- ・食と健康に関する情報を客観的に理解し情報ツールを使いこなす能力を身に付けている。
- ・食と健康に関する課題を解決する能力や判断力を身に付けている。
- ・食に関する課題について、創造的思考力をもって解決できる能力を身に付けている。
- ・専門知識や技能を活用し、食事指導や食事管理に携わることのできるプレゼンテーション能力を身に付けている。

**【主体性・多様性・協働性】**

- ・社会人(栄養士)として必要なコミュニケーション能力を身に付けている。
- ・食と健康に関する問題を主体的に学ぼうとする態度を身に付けている。
- ・食に関して生涯にわたり学ぶ姿勢を身に付けている。
- ・社会人(栄養士)として積極的に社会へ貢献する意欲や態度を身に付けている。
- ・専門知識や技能を活用し、社会に貢献できる能力を身に付けている。

## 幼児教育学科

**【知識・技能】**

- ・幼児教育・保育にかかわるための教養や専門的知識を身に付けている。

**【思考力・判断力・表現力等の能力】**

- ・幼児教育・保育に必要なコミュニケーション力、表現力、問題解決力を身に付けている。

**【主体性・多様性・協働性】**

- ・保育者としての使命や社会的責任を自覚し、子どもが健やかに育つ社会の実現に向けて行動することができる。
- ・多様な社会において、他者を尊重し、相互理解を深めて協働しようとする意欲や関心を持ち、生涯にわたって主体的に学び続ける姿勢を有している。

それぞれの学科の卒業要件ならびに資格要件は、次のようである。

## 総合生活学科

＜卒業要件＞

- ・「教養科目」12 単位以上(英語コミュニケーション a、b は必修)
- ・「学科基礎科目」12 単位以上(必修 5 単位、選択必修 3 単位を含む)
- ・「専門科目」(選択科目)38 単位以上

合計 62 単位以上と定めている。

＜資格要件＞

- ・二級建築士・木造建築士受験資格は指定された「専門科目」21 単位
- ・フードスペシャリスト受験資格は指定された「専門科目」21 単位
- ・フードコーディネーター3 級資格は指定された「専門科目」27 単位

- ・秘書士資格は指定された「専門科目」及び「教養科目」16 単位以上
- ・プレゼンテーション実務士資格は指定された「専門科目」16 単位以上の単位の修得が必要である。

### 食物栄養学科

#### <卒業要件>

- ・「教養科目」12 単位以上、「専門科目」のうち必修科目の 9 単位
  - ・「必修科目」以外 41 単位以上
- 合計 62 単位以上と定めている。

#### <資格要件>

栄養士免許証取得には、

- ・「教養科目」12 単位、「専門科目」のうち必修科目の 9 単位
- ・必修科目以外 42 単位以上の合計 63 単位以上

栄養教諭二種免許状取得には、

- ・「教養科目」12 単位を含む合計 83 単位以上(2020(令和 2)年度入学以前)

フードスペシャリスト受験資格には、

- ・指定された「専門科目」21 単位(2020(令和 2)年度入学以前)

フードサイエンティスト資格には、

- ・指定された「専門科目」20 単位

の単位の修得が必要である。(2020(令和 2)年度入学以前)

### 幼児教育学科

#### <卒業要件>

- ・「教養科目」12 単位以上
  - ・「専門科目」50 単位以上
- 合計 62 単位以上と定めている。

#### <資格要件>

幼稚園教諭二種免許状取得には、

- ・「教養科目」12 単位
- ・「専門科目」50 単位以上の合計 62 単位以上

保育士資格取得には、

- ・「教養科目」12 単位を含む合計 82 単位以上
- ・幼稚園教諭二種免許状・保育士資格取得には、
- ・「教養科目」12 単位を含む合計 95 単位以上

の単位の修得が必要である。

学則等の規程において、本学学則第 25 条(卒業)及び第 26 条(学位の授与)に短期大学士の学位を授与することを明記している。

必要な卒業の要件は学則第 24 条(卒業の要件)に、授業科目及び履修方法を第 20 条(単位の計算方法)に、成績評価の基準を第 23 条(学修の評価)に、明記している。

成績評価基準は、秀、優、良、可、不可をもって表し、可以上を合格としている。学内外への表明については、Web サイトで公開している。

本学の卒業要件、学位授与の要件として、短期大学設置基準が定める卒業要件、学位規則(文部科学省令)が定める学位授与の要件を満たすものとしている。また、ディプロマ・ポリシーの達成は、各種免許や資格の取得をもとに判断している。

これらのことから、学位授与の方針は、社会的国際的に通用性があるものと考えている。

学位授与の方針は、社会情勢や社会的要請等を踏まえ、学科会議、教務委員会、教授会等において、定期的に点検している。学校教育法の改正の際には、教育課程等の見直しも適切に行っている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 教育課程編成・実施の方針に従って、教育課程を編成している。
  - ① 短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
  - ② 学習成果に対応した、授業科目を編成している。
  - ③ 単位の実質化を図り、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
  - ④ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
  - ⑤ シラバスに必要な項目(学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等)を明示している。
  - ⑥ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業(添削等による指導を含む)、放送授業(添削等による指導を含む)、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

「教養科目」は、3 学科の全ての学生が履修しなければならない科目群で、令和 3(2021)年度は、ポーアイ4大学共通教養科目なども含め、53 科目・79 単位の科目がある。

教養科目では

1. 知性や感性を磨き、学問研究や社会生活の基盤となる知識や技能を身に付け、心身の健康を育成するための科目
2. 社会的・職業的自立を支援するために、就職活動に関する科目だけでなく、生涯にわ

たって自己のキャリアを築くための科目

3. 専門科目以外の学問領域を学ぶことにより、幅広い知識や多角的思考力及び柔軟で想像性に富んだ力を身に付け、創造性に繋がるような科目を開講している。

教養科目には、心身の健康を育成するための「心身の健康科目群」、言語や対話力を身に付ける「コミュニケーション科目群」、文学、文化、芸術などの「感性を磨く科目群」、社会的・職業的自立を支援し、生涯にわたって自己のキャリアを築くための「キャリアアップ科目群」、社会での活動の基盤となる「社会を理解する科目群」がある。

教養科目中、「英語コミュニケーション(a)・(b)」の計2単位を必修科目、食物栄養学科はこれに加えて「体育実技」の1単位を必修科目としている。

残りの51科目・77単位(食物栄養学科は50科目・76単位)の中から10単位以上(食物栄養学科は9単位以上)を履修し、合計12単位以上を卒業要件としている。

また、教養科目では「神戸女子大学・神戸女子短期大学単位互換科目」、「ポーアイ4大学連携単位互換科目」、「大学コンソーシアムひょうご神戸単位互換科目」及び「放送大学」との単位互換科目等、他大学との連携によって、幅広く履修できるようにしている。

各学科の教育課程は、学科が掲げるディプロマ・ポリシーに定める基準に到達できるよう教育課程を編成している。

総合生活学科では、全学共通の教養科目に加えて、生活全般に関わる諸問題を、総合的・統合的・学際的に研究し、学科のカリキュラム・ポリシーに従って教育課程を編成している。また、学科の専門科目は学科の学習成果に対応するよう編成している。

- ・ 学科基礎科目の必修科目として「総合生活論」「基礎ゼミ」「総合生活演習」、選択科目として「被服学」「調理学」「住居学」「情報社会論」「社会福祉概論」「家庭経営」「健康管理概論」「環境保全論」「消費生活論」「家族関係」「保育学」「被服構成基礎実習」「調理基礎実習」「住居デザイン基礎実習」「情報基礎演習」の生活全般に関わる基礎知識・基礎技術の習得を中心とする専門科目がある。
- ・ 学科の選択科目は8科目群で編成し、「基礎デザイン」「ビューティーデザイン」「服飾デザイン」「住居デザイン」「フードデザイン」「情報」「ビジネス」「心理」「コミュニケーション」を自らのキャリアプランに応じて科目を選択し総合的に学べるよう体系的なカリキュラムを編成している。
- ・ 各科目で身に付けた専門的知識・技能を基にして、応用力や実践力が身に付くよう、講義形式、演習形式、実験・実習形式など、科目の特性に応じた多様な方法で授業を行っている。

以下の資格や免許等が取得できる科目編成をしている。

二級建築士・木造建築士(受験資格)、フードスペシャリスト(受験資格)、フードコーディネーター3級、秘書士、プレゼンテーション実務士

食物栄養学科では、全学共通の「教養科目」に加えて、資質の高い社会の即戦力となる栄養士を育成するために、「栄養士資格に関する科目」、「栄養士以外の資格に関する科目」、「選択科目」によって、教育課程を編成している。

- ・ 「栄養士資格に関する科目」は、卒業必修科目と栄養士取得のみに必要な科目に分けて編成している。生活習慣病による病気の増加や高齢化への対応、子どもの食育の実践、食生活の変化等、多様な食を取り巻く問題に対応するため、調理実習や実験を多く取り入れて、実社会で役立つ栄養士養成カリキュラムを編成している。
- ・ 「栄養士以外の資格に関する科目」は、食品関係の企業の要望に応えられる人材としてのフードサイエンティスト、食に関する高度の専門知識を有し、流通・販売者と消費者に的確な情報を提供することのできるフードスペシャリストの受験資格、学校教員になるための栄養教諭二種免許状を取得できるカリキュラムを用意している。
- ・ 「選択科目」では、資質の高い栄養士の養成に必要となる基礎科目と共に、将来の栄養士としての実践力を養うための応用科目を開講して、学生のニーズに対応した、きめ細かなカリキュラムを編成している。

以下の資格や免許等が取得できる科目編成をしている。

栄養士免許証、栄養教諭二種免許状、フードサイエンティスト資格、フードスペシャリスト受験資格

しかし、より高い専門性と即戦力を備えた栄養士養成を目指すため、資格と免許の見直しの検討に入った。令和 3(2021)年度入学生から、栄養教諭二種免許状、フードサイエンティスト資格、フードスペシャリスト受験資格の見直しを行い、栄養士資格取得者は食品衛生責任者および社会福祉主事任用資格を取得出来ることとした。これにより、「栄養士以外の資格に関する科目」は全て削除となった。「選択科目」を「専門科目Ⅱ」とし、授業科目に「食品加工学」、「調理学実習Ⅲ(食品加工学実習、製菓・製パンを含む)」の2科目を追加し、より学生の興味をひく、そして専門性を高める授業内容とした。

これにより、令和 3(2021)年度のカリキュラムツリーの見直しも行った。

幼児教育学科では、全学共通の「教養科目」に加えて、資質の高い幼稚園教諭と保育士を育成するために「専門科目」によって、教育課程を編成している。

- ・ 幼稚園教諭・保育士にふさわしい能力を育てるために、専門的な方法論と知識を体系的に学ぶことを目的に、専門科目、幼稚園教諭二種免許状取得に関する科目、保育士資格取得に関する科目を設置している。
- ・ 知識の活用能力、論理的思考力、課題探求力、問題解決力、表現力、コミュニケーション力など、社会生活において必須となる一般的な能力を育成するために、研究やディスカッションを実践的に積み上げる参加型の少人数授業を開講している。
- ・ 高い倫理性に裏付けされた保育者としての実践力を育てるために、教養科目及び専門科目の充実を図り、ていねいな個別指導を実施している。
- ・ 幼児教育学科では、教職課程(幼稚園教諭二種免許状)の再課程申請時に付された留意事項に係る事後調査対応に伴い、令和 3(2021)年度に教育課程の改正を行い、



卒業までに4つの学期(1年前期・後期、2年前期・後期)での学修の積み上げが確実なものになるようにカリキュラムを構成した。その改正にあわせて、ディプロマ・ポリシーの見直しを行い、各学年での到達具合がより具体的になるように工夫を行った令和4(2022)年2月15日文科科学省より課程認定の際に付された留意すべき事項に対する事後対応届の審査結果が「対応完了」となり、令和4(2022)年度に新教育課程が立ち上がることに伴ってディプロマ・ポリシーも刷新される予定である。また、新教育課程において「在宅保育」を新設し、これからの多様な働き方に対応できるよう「認定ベビーシッター資格取得指定校」の申請を行い、令和4(2022)年2月正式に公益社団法人全国保育サービス協会より認定を得た。

なお、学習成果達成に資するため、各科目の目的や関連をカリキュラムマップ、カリキュラムツリーを作成して明示している。各科目はナンバーリングするとともにシラバスに公開し、確実な学修が行えるようにしている。

短期大学においては、単位の実質化をはかることを目的に、履修登録単位数に上限を設けている。履修登録単位の上限は、各学科とも年間上限50単位、ただし、学外実習関連科目、海外語学演習、単位認定科目、再履修科目、保育士資格取得に関する科目は対象から外される。

成績評価は、担当教員がディプロマ・ポリシーに照らし合わせて多様な方法で行っている。教務課は、すべての科目について評価された成績を集約し、短期大学設置基準等にのっとり厳正に判定している。

成績は、試験、小テスト、レポート、作品、課題、プレゼンテーション、授業態度等により、厳格に評価している。

到達レベルに達しない学生に対しては、再試験や再履修を行い、個別支援の充実に努めている。

『シラバス』には、「授業コード」、「ナンバーリングコード」、「科目名称(副題)」、「担当者」、「期間・単位」、「授業全体の内容の概要」、「到達目標」、「準備学修(予習・復習)の内容・時間」、「成績評価方法」、「課題に対するフィードバックの方法」、「オフィスアワー」「受講生への要望、その他」、「授業計画」、「授業と関連するディプロマ・ポリシー」、「教科書」、「参考文献」を明示している。

本学では、通信課程を設けていない。

3学科の教員は、短期大学設置基準及び教育職員免許法施行規則に基づき、専任教員を総合生活学科9名、食物栄養学科8名、幼児教育学科10名配置している。

教員配置については、本学任用時における業績・資格に関する審査や毎年度の業績を基に、専門分野の教育内容を教授するのに必要な専任教員としている。

教育課程は、教育目的・目標に対応した見直しを学科会議、教務委員会、教授会において、定期的になされている。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

現在実施されている教養教育は、平成 24(2012)年の「全学共通科目特別委員会」の議論にもとづいて実施されている。

教養教育は、当時のカリキュラム・ポリシーに基づいて、豊かな人間性を育み、社会での活動の基礎となる深い教養を身に付け、社会的・職業的に自立できる人材を育成するために、学科の専門性とは別の教養的価値を持つ科目で編成するとの方針で教育課程が構成されている。

その方針に基づき、開講する科目を「心身の健康科目群」、「コミュニケーション科目群」、「感性を磨く科目群」、「キャリアアップ科目群」、「社会を理解する科目群」の5つの科目群に分類し構成している。現在は、53科目、79単位の科目を設けている。

また、教養教育の充実のため、神戸女子大学単位互換科目、神戸ポートアイランド 4 大学連携単位互換科目、大学コンソーシアムひょうご神戸単位互換科目、放送大学提供科目により、補充している。

なお、「英語コミュニケーション(a)・(b)」の2単位は、全学科とも必修、「体育実技」の1単位は、食物栄養学科が必修としている。

教育課程の検討は、主に全学共通教育運営委員会でなされ、その後学科会議や教務委員会に諮られ、教養科目の『シラバス』は担当教員が作成している。入学当初のオリエンテーション時に、教養教育の意義や『シラバス』の活用法について教務課により説明がなされている。

教養教育科目の位置づけを明確にするためにカリキュラムマップ及びカリキュラムツリーが作成される。各科目の教養科目の履修については、クラス担任が指導を行っている。

教養教育と専門教育とのつながりについては、オリエンテーション時に各学科の担当者が説明している。また、各学科が目指すキャリアや専門につながる知識の陶冶については学科で検討が行われ、教養教育と専門教育の関連を明確する努力がなされている。

教養教育の効果については、科目担当教員が成績評価方法に従って学習成果を評価し、学生の単位修得状況から効果を把握している。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-4 の現状>

本学は、就職活動のための資料やコンピュータ等が利用しやすいようにキャリアサポートセンターを整備しており、教員と職員が協力して、学生一人ひとりの就職・進学活動に関する情報の共有と支援体制の充実に努めている。令和元(2019)年度卒業生の進路決定率は、99.6%、令和2(2020)年度卒業生の進路決定率は、99.1%、令和3(2021)年度卒業生は98.4%と、コロナ禍でありながら継続して高水準を維持している。

総合生活学科では、学生は自らの関心に応じて、生活全般にわたる8の分野の科目群からカリキュラムに沿って履修し、総合的に学ぶことができるだけでなく、職業教育のための科目を通して、職業や实际生活に必要な能力を育成するための職業教育を実施している。職業教育に関係する授業を履修しながら、関心のある資格を取得することができるよう教育課程を編成している。「二級建築士・木造建築士受験資格」をはじめ、「フードスペシャリスト」、「フードコーディネーター3級」、「秘書士」、「プレゼンテーション実務士」「ブライダルプランナー」に対応した資格取得が可能なカリキュラムを編成している。学科の専門教育と教養教育を基本に、実践的な技術を身に付け、就職に役立つ資格を取得できるように推奨している。職業教育の効果については、学科会議で資格取得率や就職状況により評価し、キャリア・サポートセンターと連携しながら、授業担当者、クラス担任やゼミ担当者が主になり改善に取り組んでいる。

教職課程は最終年(令和3(2021)年度卒業)であるが、学生には学校現場で仕事をしている卒業生とオンラインで結び、生徒の様子や教員の仕事について率直に知る機会を設けている。令和3(2021)年度卒業生は60%(3名)が教職に就くことを希望し臨時講師や高校家庭科の教員免許状取得を目的とし大学編入の進路を選んだ。令和2(2020)年度卒業生は、60%(3名)が卒業後の令和3(2021)年4月から臨時講師となり、うち2名が翌年の教員採用試験に合格し、令和4(2022)年4月から教諭となっている。

食物栄養学科では、栄養士の専門職に関わる、調理・給食管理や栄養管理の実務、それらを遂行するための基礎知識、栄養士の職務と関係法規等を学ぶ専門科目を設置し、基礎から段階を踏んで教育ができるカリキュラムツリーを作成している。このカリキュラムツリーは、教育目標達成のために必要な授業科目の流れを示したもので、全学科が作成し、指導に役立っている。また、専門科目の授業だけでなく、栄養士校外実習に係る学生へのオリエンテーションを1年次後期から2年次後期にわたって開催し、職業人としての必須事項を教育する場を設けている。栄養士以外の資格に関しても、それぞれの資格取得に必要な科目の担当教員が中心となって指導を行っている。

幼児教育学科では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得するための科目に加え、学外実習のオリエンテーションを1年次前期から2年次前期にわたって開催している。これらの科目を適切に履修・修得することで、卒業と同時に幼稚園教諭二種免許状、保育士資格を取得することができる。教職関連科目の「保育者のキャリア形成論」では保育者としての就労モデルを示すと共に、ワークライフバランスや労務知識など、また先輩から学ぶ機会として卒業生の講話を聞くなど、学修の充実を図っている。

また、3 学科ともクラス担任と副担任を配置し、クラス担任はキャリアサポートセンター及び教職支援センターの各学科担当の職員と緊密な連携をとり、カレッジアワーや個別面談等を通じて、個人指導を行っている。学科会議において、全教員が学生の就職活動状況や進路決定状況を共有し、指導や支援ができる体制になっている。キャリアサポートセンターや教職支援センターでは、マナー講座や就職試験対策講座、自己啓発セミナー等の講習会を開催し、社会人として必要な職業教育を行うなど各学科との連携を図っている。

(2)3 学科とも FD 委員会の行う授業アンケート調査によって、教育の効果測定を行い、授業内容の改善に努めている。

各学科の取り組みとして、総合生活学科では、学生の入学時に「在学中に取得したい資格・検定試験」、卒業時には「取得した資格・合格した検定試験」を教務課と連携して Web 入力させ、就職率への効果等を把握している。食物栄養学科では、学生への職業教育として「栄養士へのアプローチ」にて社会の各現場で活躍している卒業生栄養士を外部講師として招き、職業教育の評価・改善に取り組んでいる。幼児教育学科では、年に1回学園祭に「ホームカミングデイ」にゲストとして迎えた保育現場(幼稚園・保育所・こども園・施設)で活躍している卒業生を対象に、意見を聞いたりアンケート調査を実施したりして、在学生在が保育現場で活躍できるよう役立てている。令和3(2021)年度は、学園祭がオンラインでの開催となり、「ホームカミングデイ」は中止となった。また、教職関連科目「保育者のキャリア形成論」においては、今も保育の現場で活躍している経験豊かな卒業生(幼稚園・保育所・こども園・施設)の体験談を聞く機会など、卒業後の自分をイメージできるよう様々な角度から学生を支援し、職業教育の改善に努めている。

進路決定率は、近年徐々に向上しており、最近では90%台を維持している。次の段階として、高い進路決定率の維持とともに、進路先の質の向上を目指している。つまり、各学生の希望や適性に合った企業や職場に就職させ、長く働けるようにすることを目指している。そのためには、自分の将来について真剣に考え、自己分析や企業分析を行う必要がある。

現在開講している「キャリアへのアプローチⅠ、Ⅱ」、「保育者のキャリア形成論」において、上記の目標を達成するために、社会的、職業的自立を支援する内容を取り入れ、常に学生や社会のニーズに合うように見直しを行いながら指導している。また、「インターンシップ」を教養科目の授業にすることで、最近就職活動で重要になっているインターンシップに学生が積極的に参加するように働きかけている。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5 の現状>

本学の入学者受け入れの方針は、「建学の精神に基づき、民主的で文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする有為な女性を育成する。そのため人格の完成をめざし、平和的な国家及び社会の形成者として、真理と正義を愛し、個人の価値をたっどび、勤労と責任を重んじ、自主的精神に充ちた心身ともに健康な国民の育成に力をつくすことを教育の基本におき、AO 入学試験、推薦入学試験、社会人特別入学試験など多様な入学試験によって、各学科のアドミッション・ポリシーにふさわしい学生を受け入れる」としている。この方針に基づき、各学科は、学習成果に対応したアドミッション・ポリシーを、以下のように具体的に示している。

総合生活学科は、学生が 8 科目群から自主的な履修計画を立て、自分の学びを自分で築くことができる能力を向上させると共に、自ら人間の生活を創造的に考える進取の気質を育成することを目指している。このため、生活全般にわたる基礎・基本の知識や技術の修得ばかりでなく、多くの実践的な授業や資格取得を目指した取り組みの中から各自の将来のキャリアデザインに合った科目を選び取り、教育目標を実現できる、次のような人を求めている。

**【知識・技能】**

- ・生活全般にわたる基礎・基本の知識や技術の修得をめざし、多くの実践的な授業や資格取得に取り組める人。
- ・高等学校の教育課程を修得し、基礎的な学力を身に付けている人。

**【思考力・判断力・表現力等の能力】**

- ・現代社会や生活の諸課題を総合的に解決していくために必要な思考力を積極的に身に付けようとする意欲のある人。
- ・主体的に自らのキャリアプランを構築し、学びを通して、強い意思を持って自立、実現しようとする意欲のある人。
- ・コミュニケーション能力の獲得を通して、地域や社会と積極的にかかわる対話力

を身に付けようとする意欲のある人。

- ・将来の社会変化を見据え、現代社会の発展を積極的に生活に還元する創造性を身に付けようとする意欲のある人。

**【主体性・多様性・協働性】**

- ・総合生活学科のディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーを理解して専門科目群の学修や資格の取得を自主的に進めてキャリアプランを描き、その実現に向かって努力したいと考えている人。
- ・多様なものの見方や考え方を尊重し、社会で協働して活躍したいと考えている人。
- ・社会生活において人々が協働することの大切さを理解し、他者とコミュニケーションがとれる心豊かな人。
- ・「生活」をテーマに「創造」することの楽しさを体験し、豊かな社会を築きたいと考えている人。

食物栄養学科は、カリキュラム・ポリシーで定める教育内容を全うし、ディプロマ・ポリシーで定める基準に達する見込みがある者として、以下に記した能力や意欲を有した人物を求めることとしてアドミッション・ポリシーを定めている。

**【知識・技能】**

- ・国語(現代文)・数学Ⅰ、英語学を学び、基礎的なコミュニケーション能力を身に付けている。
- ・化学基礎や生物基礎を学び、栄養学を学ぶために必要な基礎的な計算ができる。

**【思考力・判断力・表現力等の能力】**

- ・食と健康に関する情報を客観的に理解し情報ツールを使いこなすために必要な思考力を身に付けようとする意欲を持っている。
- ・食と健康に関する課題を解決する能力や判断力を身に付けようとする意欲を持っている。
- ・食に関する課題について、創造的的思考力をもって解決できる能力を身に付けようとする意欲を持っている。
- ・専門知識や技能を活用し、食事指導や食事管理に携わることのできるプレゼンテーション能力を身に付けようとする意欲を持っている。

**【主体性・多様性・協働性】**

- ・栄養士としての目的意識が高く、何事にもチャレンジして実社会の即戦力として活躍したいという意欲を持っている。
- ・「食」のスペシャリストとして幅広い知識や教養、技術を身に付けたいという意欲を持っている。
- ・「食」の研究に関心を持ち、これからの食生活と健康のあり方について学びたいという意欲を持っている。
- ・学校内外での活動に積極的に取り組み、周囲と協働し主体的に活動することができる。

幼児教育学科は、乳幼児の保育・教育に関する幅広い分野について深い見識を持ち、社会や地域貢献できる高い資質を備えた保育者の養成を目指している。このため、自らすすんで問題解決を図り、自ら磨く努力を惜しまない、次のような人を求めることとして、アドミッション・ポリシーを定めている。

【知識・技能】

- ・高等学校の教育課程を幅広く修得し、基礎学力を備えている人
- ・入学前教育として求められる課題に取り組むことができる人

【思考力・判断力・表現力等の能力】

- ・自分の思いや考えを適切にまとめて他者に伝える力を育むことができる人
- ・判断力・創造力・表現力を身に付けたいと考えている人

【主体性・多様性・協働性】

- ・明るく礼儀正しく多様性を大切にする柔軟な心を身に付けている人
- ・他者と主体的に協働して活動することができる人
- ・子どもを愛し、次世代を育てる保育者を目指す高い意欲がある人

以上の入学者受け入れの方針は、オープンキャンパス、AO 入学試験、『学生便覧』、『大学案内』、『入試ガイド(SHINJO GUIDE BOOK〔入試編〕)』、Web サイトにおいて、広く学内外に表明している。

各学科は、入学前の学習成果の把握・評価を、各入学者選抜制度によって実施している。多様な個性の学生を受け入れるために、AO 入試、指定校推薦入試、教科・科入試、公募制推薦入試、自己アピール入試、神女ファミリー入試、一般入試(前期 A・B・C、後期)、センター試験利用入試(前期、後期)、社会人入試を行い、入試委員会、部局長等会議、学科会議、教授会において、厳正に選考している。

また、新型コロナウイルスの影響を考慮し、AO 入試エントリーに関しては、オープンキャンパス参加型、自宅参加型で実施し、その他の入試に関しては、感染対策を十分に行った上で実施した。

総合生活学科の AO 入試は講義や実習、レポート作成、課題提出等を実施し、高等学校からの調査書によりアドミッション・ポリシーに基づいて、適性を判断している。令和 3(2021)年度はコロナ禍のため、総合生活学科の専門分野から課題を出し、受験生が希望分野を選択して課題提出方式及び講義または実習を受講し、アドミッション・ポリシーに基づいて課題に対する評価、高等学校の調査書、自己推薦書より適性を判断した。自己アピール入試や、神女ファミリー入試は、神戸女子大学との共通試験・面接と高等学校の調査書により選抜している。指定校推薦入試は、面接と高等学校の推薦及び調査書により、適性を判断している。教科・科目入試、公募制推薦入試および一般入試は、神戸女子大学との共通試験により、判定している。AO 入試、指定校推薦入試の早期合格者には、令和 3(2021)年度から入学前教育として e-Learning (Shinjo ドリル)を課題とし、学科の専任教員が課題の取り組み状況を点検し、早期合格者個々にフィードバックをして入学前教育の指導を行なっている。

食物栄養学科の AO 入試は、各テーマに沿った実習や実験を受講し、課題に対する評価、ディスカッション等を実施し、高等学校からの調査書により、アドミッション・ポリシーに基づいて、適性を判断している。自己アピール入試、神女ファミリー入試では、神戸女子大学との共通試験と面接、高等学校の調査書により、選抜している。指定校推薦入試においては、面接と高等学校の推薦及び調査書により、適性を判断している。教科・科目入試、公募制推薦入試およ

び一般入試は、神戸女子大学との共通試験により、判定している。AO入試・指定校推薦入試の早期合格者には、入学前教育として、令和3(2021)年度入学生は、生物と化学の基礎的な課題提出を義務付けていたが、令和4(2022)年度入学生から、e-Learning (Shinjoドリル)による課題とし、学科教員によりフィードバックし、入学前教育の指導を行っている。

幼児教育学科のAO入試は、課題に対する評価と面接を実施し、高等学校からの調査書によりアドミッション・ポリシーに基づいて、適性を判断している。自分の得意な実技でのチャレンジとして「ピアノで表現してみよう(演奏)」「絵本を声に出して読んでみよう(音読)」と受験生が選定できるように工夫した。また、コロナ禍のため、遠方の受験生や感染への不安がある受験生の受験方法として「課題に取組、自分の考えを文章にまとめて提出」する自宅参加型受験も取り入れた。自己アピール入試や神女ファミリー入試では、神戸女子大学との共通試験と面接、高等学校の調査書により、選抜している。指定校推薦入試においては、面接と高等学校の推薦及び調査書により、適性を判断している。教科・科目入試、公募制推薦入試および一般入試は、神戸女子大学との共通試験により、判定している。令和4(2022)年度入学生からe-Learning (Shinjoドリル)を導入するとともに、従来から実施している、保育者になる自覚を促すための課題と併せて取り組めるようにした。どちらの課題も学科教員が点検・フィードバックを行い、入学前教育の指導につなげた。



[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

各学科の教育成果は、ディプロマ・ポリシーに示された内容と各科目の成績評価との関連で測定されている。

各科目の成績評価は、到達目標において3技能に関連して具体的に示されている。そのため、学習成果の定量化にあたっては具体性が担保されている。

各科目の開講時期は、学修の流れの中で体系的に位置づけされており、一定期間内に学習成果が得られるように構成されている。流れは、カリキュラムツリーにより明示されている。

各科目の担当者は、成績評価の基準を数値化しており、その結果を基に定量的な成績評価に努めている。

各科目の到達目標や成績評価の方法はシラバスに公開されており、透明性を担保している。

これらをもとに学習成果は定量的に測定されている。また、学習成果は、GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験の合格率等によって測定している。

#### 【総合生活学科】

総合生活学科の学習成果は建学の精神及び教育目的・目標に基づいて定めたディプロマ・ポリシー、カリキュラムマップ及びシラバスの中に、具体的に示している。これらの学習成果を得るために、全学共通の教養科目に加えて、学科専門科目では、学科基礎科目を中心に、生活全般にわたる 8 の分野の科目群を設け、学生が身に付ける学習成果や希望する資格やキャリアプランに応じて、学習が行えるようカリキュラムを編成していることを『学生便覧』に明確に示している。各科目の学習成果にはディプロマ・ポリシーの番号を付けた DP コードでシラバスやカリキュラムマップに具体的に明示している。

学習成果を一定期間内で獲得する可能性については、各授業での到達目標を成績評価基準に基づき、授業での学習活動、実習状況、筆記テスト、実技テスト、口頭発表、レポート、小論文、作品提出などで評価し、その結果を学期ごとや年度ごと、そして卒業時の GPA 分布や単位修得状況表から学習成果の獲得状況を測定することができる。学習成果はアセスメント・ポリシーに倣って測定している。学習成果の向上については、学科会議において成績評価を基に担任や授業担当者を中心に課題を共有し、改善に努めている。

二級建築士・木造建築士受験資格に関する科目、フードスペシャリスト受験資格に関する科目、フードコーディネーター3 級資格取得に関する科目、秘書士資格に関する科目、プレゼンテーション実務士資格に関する科目を具体的に明示し、それらの資格取得率からも学習成果の測定が可能である。

#### 【食物栄養学科】

食物栄養学科の学習成果は、建学の精神及び教育目的・目標に基づいて定めたディプロ

マ・ポリシーの中に、具体的に示し、シラバス、カリキュラムマップにも明示している。

これらの学習成果を得るために、全学共通の教養科目に加えて、食物栄養学科では、「栄養士資格に関する科目」、「栄養士以外の資格に関する科目」、「選択科目」により教育課程を編成していることを『学生便覧』に明確に示している。

学習成果を測定する仕組みは、アセスメント・ポリシーに示している。『シラバス』に各科目の達成課題、評価方法を示しており、学科レベルの学習成果は、試験、修得単位数、アセスメントテスト、GPA、小テスト、レポート、作品発表、課題、授業態度等により測定している。さらに食物栄養学科は、「全国栄養士実力認定試験」の結果や「栄養教諭二種免許状」、「フードスペシャリスト受験資格」、「フードサイエンティスト資格」を取得することにより、学習成果を測定している。また、「栄養士資格に関する科目」の再試験対象者には、「再試験直前補講」を実施し学習成果向上に努めている。本学科の全国栄養士養成施設協会主催の「全国栄養士実力認定試験」の平均点は、平成 28(2016)年度から 6 年間連続して全国平均点及び短期大学平均点を上回る成績を修めた。

学習成果の学内外への表明は、食物栄養学科は、オープンキャンパス、来学高校生対象の「授業体験」、学園祭、近隣の幼稚園児・保育園児対象の「キッズキッチン」、小学生対象の「学生による調理実習指導」で発表し、学外では、神戸市主催の「こうべ食育フェア」での食育実践(令和 3(2021)年度は中止)、栄養教諭取得に関する科目「教職実践演習」の取組みとして、神戸市総合児童センター主催の「ヘルシーおやつクラブ」に参加し、神戸市内の小学生対象に調理指導を行う等、日頃から学習成果を学内外に発表する機会を設けている。

学習成果の点検は、試験、小テスト、レポート、作品発表、課題、授業態度等を基にして、学科会議で行い、学科の PDCA サイクルを機能させることに努めている。

### 【幼児教育学科】

幼児教育学科の学習成果は、建学の精神及び教育目的・目標に基づいて定めたディプロマ・ポリシーの中に、具体的にシラバスやカリキュラム・マップに明示している。これらの学習成果を得るために、全学共通の「教養科目」に加えて、資質の高い幼稚園教諭と保育士を育成するために「専門科目」によって、教育課程を編成し『学生便覧』に明確に示している。

学習成果を測定する仕組みは、アセスメント・ポリシーに示している。『シラバス』に各科目の到達目標、評価方法を示しており、学科レベルの学習成果は、修得単位数、アセスメントテスト、GPA、小テスト、レポート、作品発表、課題、授業態度等により測定している。また、免許、資格の取得率、保育関係への就職率等でも学習成果を測定している。

学習成果の学内外への表明は、神女中山手保育園との合同行事「きずな DAY」や近隣の保育園、幼稚園との交流の中で、学生自身で作上げた作品「影絵」「マリオネット」「演奏会」など、学科特別演習(ゼミ)の学習成果で示している。また、本学のホームページやオープンキャンパス時の作品展示を通して多くの学生の成果を発表する機会を設けている。また、ディプロマ・ポリシーに掲げている「保育実践力」を可視化するために、「履修カルテ」の自己評価項目から指標を選定し、令和 3(2021)年度 2 年次生の後期授業終了時に manaba でのアンケートを実施した。今後は、学科会議において従来からあるシラバスに示した DP コードの評価方法に加え、「保育実践力」のデータを活用し、PDCA サイクルを機能させ、学習成果の点検を実施していく。

[区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ループリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

学習成果の獲得状況は、GPA、単位取得率、学位取得率、資格試験などの合格率によって測定している。

GPA は、あらかじめシラバス等により示された、試験、レポート、実技など多様な方法により得られた素点をもとに、以下の基準による評価をもとに算出される。

- ・「90 点以上」秀
- ・「80 点以上、90 点未満」優
- ・「70 点以上、80 点未満」良
- ・「60 点以上、70 点未満」可
- ・「60 点未満」不可

「可」以上のものが合格として単位を認定、「不可」または「無」の場合は不合格で単位は認定されない。

GPA の算出には、履修登録した授業科目が全て対象となる。ただし、卒業要件に含まれない科目、単位認定科目は除外される。

GPA は半期ごとに集計され、各学科、各学年について集計され、その分布が公表されている。

学生は、自らの GPA を KISS システムの成績照会で確認することができる。GPA は、履修指導や奨学金の選定基準に活用されており、GPA が 1.5 未満の学生には、保証人宛の成績通知にその旨を記載した文書を同封している。

#### 【総合生活学科】

学習成果の獲得状況の量的・質的データを用いて測定する仕組みについては、GPA 分布、単位修得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率で測定している。授業の課題や小テスト、学習活動の結果を manaba のポートフォリオに集積し学生が学習成果を確認できるような仕組みを整えている。資格取得の取り組みとして、二級建築士・木造建築士受験資格取得人数や合格者数、公益財団法人日本フードスペシャリスト協会によって認定されたフードスペシャリスト資格認定試験の受験者数や、日本フードコーディネーター協会の認定資格「フードコーディネーター3 級」、さらには全国大学実務教育協会の秘書士やプレゼンテーション実務士の資格取得人数からも学習成果を測定することが可能である。なおこれらは学科会議で情報共有して学習成果向上のために活用している。

学生調査は入学時と卒業時にアンケートを実施し、同窓生への調査は毎年 8 月に「短大点

検・評価委員会」が実施している。就職先の人事担当者や各部署の上司を本学に招聘した際の、担当者の直接の意見や、インターンシップへ行った先の指導担当者からの評価報告書などからも学習成果を測定しているが、令和3(2021)年度は学外評価員の懇談会をZoomで実施し、学科の人材育成について点検する機会となった。またキャリアサポートセンターが月ごとに算出している就職内定率や大学編入者リスト、令和3(2021)年度の資格取得率からも学習成果を測定することが可能である。

#### 【食物栄養学科】

各期の成績発表後の学科会議において、GPA分布、単位取得率等、ルーブリック分布を学習成果測定の資料として活用し、学科会議において検討している。食物栄養学科教員のLMSであるmanaba活用頻度が向上しているため、manabaのポートフォリオ機能を活用した学習成果測定の試みを開始した。また実験実習等のポートフォリオは一部、紙ベースで収集している。また、「全国栄養士実力認定試験」の結果や「栄養教諭二種免許」、「フードスペシャリスト資格」、「フードサイエンティスト資格」の取得率により、学習成果の測定も学科会議において実施している。担任による個人面談の際に、アセスメントテストや各種アンケート調査結果を活用し、学生各自の学習成果の獲得状況をフィードバックしている。さらに、学科会議において大学編入学率、就職等を、キャリア支援担当教員が、キャリアサポートセンター職員と協力し、月に1度、確認、検討を実施し、学習成果の獲得状況を、データを基に測定する仕組みを有している。新たな試みとして、本年度より、卒業認定後、2年次生に卒業生時の学習成果獲得状況の確認面談を実施する。

#### 【幼児教育学科】

幼児教育学科での学習成果の測定する仕組みは、GPA分布、単位取得率、学位取得率、幼稚園教諭二種免許状取得率、保育資格取得率などで測ることができる。学生調査や学生による授業評価も行い、科目担当者へ還元している。教授会や学科会議等で大学編入学、在籍率、卒業率、就職率などを報告し指導に役立てている。また、学修の総体としての「保育実践力」を測定するためのWGを立ち上げ、令和3(2021)年度2年次生が卒業する直前にアンケート調査を実施して学習成果の把握を行った。今後はこのデータを基に分析・評価し、学習成果の可視化を図っていく。

キャリアサポートセンターと教職支援センターが必要に応じてさまざまなデータを提供し、特に就職や進学関係に関するデータについては学科会議や教授会などにおいて、全教員と共有できる体制をとっている。

学習成果の獲得状況を知るための質的、量的データについて、各学科、教務部やキャリアサポートセンター等が収集に当たりそれぞれが公表している。しかし、それらのデータを一元管理し、データを有機的に関連づけて分析し、より確度の高い学修効果の獲得状況を知るための仕組みができていない。そのためには、IRの機能を強化する必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8の現状>

学外評価員を招き、卒業生の進路先から直接話を聞いたり、学修内容の参考にしたりしながら評価を受けたことを活用している。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

各学科の教育課程編成には、学科の学位授与方針にもとづいて、系統的にカリキュラムが整備され、専任スタッフの専門分野、教育活動と研究活動との関連において教育課程との関連を明らかにする必要がある。そのためには、将来を見据えた人事方策を含め、各学科の自己点検が重要になってくる。その観点から、すべての学科において自己点検の仕組みの構築が望まれる。

伝統ある本学の女子教育の礎を大切にしながら、社会にとって有為な自立した女性を育成することを目指して、恒常的に社会の要請を確認し、教育課程に反映させていく必要がある。

さらに、その学習成果の可視化は急務であり、知識・技能など数値化しやすい項目にとどまらず、コンピテンスの測定に取り組む必要がある。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特になし

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
  - ② 学習成果の獲得状況を適切に把握している。
  - ③ 学生による授業評価を定期的に受けて、授業改善に活用している。
  - ④ 授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
  - ⑤ 教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
  - ⑥ 学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
  - ① 所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
  - ② 所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
  - ③ 所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。

る。

④ 学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

(3) 短期大学は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。

① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。

② 教職員は、図書館又は学習資源センター等の学生の利便性を向上させている。

③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。

④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。

⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-1 の現状>

令和 2(2020)年度はコロナ禍にあつて入学後のオリエンテーションを遠隔にて実施した。「Campus Life Guide with COVID-19」・「新型コロナウイルス感染症拡大の防止に係る大学の取り組み方針」を Web 配信し、それらをもとに学習成果の獲得に向けて取り組んだ。Web 環境の確認も含めて個別に学習環境を把握し、教務課による卒業認定単位に関する履修指導、学修支援等についてのガイダンスを行うこととしている。また、学生の学修及び就学意欲の向上を目的に、各事務部署(教務課、学生課、キャリアサポートセンター、教職支援センター)が連携してガイダンスを行った。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、自治体による大学に対する休業要請が発令されたことから、学生を登学させてのオリエンテーションは実施できなかったが、授業開始日(2年次生:4/20, 1年次生 5/7)に間に合うよう、関係資料や必要事項は、郵送、ホームページ又は学生ポータルサイトを利用して周知を図るとともに、動画のオンデマンド配信によるガイダンスを行った。さらに、教員と事務職員が連携を図り、メールや電話を用いた丁寧な個別指導により、学生が不安を解消し学修に臨むことができるよう対策を講じた。

令和 3(2021)年度の入学式は、体育館において対面で実施し、各学科オリエンテーションも引き続き対面で行っている。しかし、第 4 波によるコロナ感染拡大に伴い 4 月 19 日より 6 月 20 日まで「授業レベル 2」を適用し、感染拡大防止の観点から遠隔授業を実施した。

学生支援のための印刷物としては、『学生便覧』及び『オリエンテーションのしおり』を準備している。Web 配信も含めたこれらを活用したきめ細かな学修支援を行っている。『学生便覧』には、単位制度、授業、試験と成績、学則及び学内諸規程が掲載されている。特に重視する学修支援の内容や日常的な連絡事項については、担任のインフォメーション、KISS 配信・manaba 配信・学内掲示や印刷物、カレッジアワーにおいて、学生への周知徹底を図っている。学生が常に学習成果を意識できるよう、Web サイトや学生ポータルサイト KISS システムで『シラバス』や自身の GPA が確認できる体制を整えて活用している。また、学科独自の印刷物を活用して、学生指導を行っている。

総合生活学科は、各授業担当教員が授業の到達目標を学生が獲得することができたかどうかを、シラバスに示している成績評価基準により評価し、その結果を確認することにより学生の学習成果の獲得状況を把握している。学習成果が上がらない学生に対しては、これまで補講や基礎学力補強のための課題や小テスト等を実施する他、コロナ禍の状況に応じて、manabaやZoomなどのICTツールを用いた方法で、レポートや課題を課して補った。また、問題の見られる学生に対しては、それぞれに連絡を取って学習を促すなどの個別の対応を行った。学生による授業評価は、前期は令和3(2021)年7月5日～8月24日、後期は令和3(2021)年12月16日～令和4(2022)年2月4日の期間に「学習成果に関する授業アンケート」を授業ごとに実施し、その結果から授業担当教員は授業の到達目標等の達成状況を把握・評価するとともに、各自の授業改善に活用している。授業内容についてオムニバス授業の「総合生活論」や「基礎ゼミ」では、授業担当者間で学習成果が獲得できるよう学科で授業計画を立て意思の疎通をしながら調整している。

教育活動と学生支援の充実を図るため、1年次生3クラス、2年次生3クラスそれぞれに、クラス担任と副担任を配置して、学修上の相談等のアドバイスをする体制をとっている。2年次生には、通年必修の「総合生活演習」があり、クラス担任や副担任だけでなく、当該科目担当教員も学生の進路指導や学生生活全般にわたる指導助言に当たる手厚い体制を整えている。クラス担任や授業担当教員は、毎月開催する学科会議で支援の必要な学生の状況を報告し、担当学生の情報を共有し支援の方策を検討している。クラス担任・副担任はカレッジアワーを活用して、履修及び卒業に至る指導を学生の単位修得状況を基に適切に行っている。4年制大学編入学試験のための英語指導、論文指導、過去問題解説や編入学試験対策も、学生の進路に応じて行っている。また、フードスペシャリスト資格試験対策講座、ブライダルプランナー受験対策講座、宅地建物取引士勉強会を実施し、各資格試験、検定試験のための学修支援など、主にZoomやmanabaを活用して行った。

入学当初から、学生便覧、学修支援のための説明とともに、KISSシステムやmanaba、ZoomなどのITツールの利用法についてガイダンスを行った。また、教育課程及び学生支援の充実のため、FD研修会を4回実施している。4回にわたる研修会のテーマには、manabaの活用事例の紹介や「同時双方向型遠隔授業のデザイン」があり、教職員は研修会に参加し、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

食物栄養学科は、各科目担当教員が授業概要や到達目標についての説明を行い、授業ごとに「学習成果に関する授業アンケート」を実施し、授業の到達目標を達成することができたかどうかの状況を把握・評価している。また、同アンケートの自由記述を参考にし、各科目担当教員は学生の授業アンケートに対する評価でフィードバックをすることにより、授業の改善に努めている。

学科会議において授業担当者間で意思の疎通、協力・調整を図っており、基礎学力が不足する学生に対して、課題などの提出や補講を実施している。また、学習成果の獲得状況は「栄養士実力認定試験」の結果等で適切に把握しており、令和3(2021)年度の本学科の平均点は平成28(2016)年度から6年間連続で短期大学平均点を上回る成績を修めている。クラス担任はカレッジアワーを活用して学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。

教職員はKISSシステムやmanabaを利用することで学内のコンピュータを活用し、また、

学生への連絡や質問の対応、課題の提出など学習の向上のためにこれらのシステムを適切に活用している。特に令和3(2021)年度はコロナ禍の影響により、Zoomも併用しながらKISSシステムやmanabaの機能を活用し、学生への連絡や遠隔授業、また、その後のフォローとして録画した授業動画の配信を行った。遠隔授業に関する課題もあったが、一定の教育効果もみられた。他にも、学習支援推進委員会主導のもと、朝日新聞e-Learningなどの活用を学生に紹介するなどして、学生によるコンピュータの利用を促進している。

教育課程及び学生支援を充実させるため、FD研修会を実施しており、教職員は研修会に参加している。

幼児教育学科は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価しているが、本年度前期は一部の授業がオンラインに移行したが、シラバスの修正部分は丁寧に受講生に伝えることを学科として徹底した。また、オンライン授業の受講に関して、学生に対し、ソフト・ハード面でのきめ細かく柔軟な対応を行った。各科目担当教員が必要に応じて授業外補習を必要に応じて行った。

本年度、クラス担任は、ゴールデンウィーク前からオンラインも併用しての個別面談を行い、コロナ禍での学生の授業および生活に対する不安等を受け止める機会をもった。公立幼稚園採用試験や公立保育所採用試験受験対策としての学修支援及び実技試験(美術、音楽等)および小論文や面接対応の個別指導も可能な限り対面で行ってきた。4年制大学への編入学を目指す学生に対しても、本人の希望により、個別に実技補講を行っている。教職支援センターの企画により、公立採用試験対策として、模擬試験や模擬面接等のガイダンスも行い、令和3(2021)は加古川市・鳥取県若桜町の2名の学生が公立の採用試験に合格した。

また、学科のFD研修として学科専任教員全員による授業相互見学を実施し、多様な「気づき」の情報を共有した。教育実習、保育実習などの学外実習に複数回取り組むことや、幼稚園教諭免許及び保育士資格を活かした教職関連への就職が進路の多くを占めることなど、学科独自の観点からも情報共有した。授業改善や学生支援を充実させるため今後も授業相互見学を継続していく。

教務課職員は、本学の「建学の精神」を理解し、「教育方針」を確認した上で、教育目的・目標の達成及び学習成果の獲得の重要性を認識し、各学科の担当者を配置して、学生への適切な支援を行っている。窓口業務においては、授業の出席状況の把握に努め、学生が学習成果を獲得するためのサポートに取り組んでいる。

また、3学科の教育目的・目標及び3つのポリシーを理解し、学生の学習成果の獲得状況を成績評価で把握し、学生が学習成果の獲得ができるように、学生の既修得単位数及び成績評価、履修科目、修得予定単位数、卒業要件充足の状況を把握するだけでなく、資格取得のための説明会を実施して、適切な支援を行っている。

学生への学修支援として、教務課職員は、履修から卒業に至るまでの適切な支援を行っている。学期初めには、教務課職員は担当学科の履修状況を確認し、クラス担任及び副担任に情報を提供し適切な履修登録を行えるようサポートしている。また、各学生の履修登録状況や修得単位数を把握し、資格取得要件及び卒業要件を充足していない学生に対しては、クラス



担任と連携し、資格取得及び卒業要件を充足するよう支援している。学生から履修または修学に際する相談を受けた際には、学修上の問題は各科目担当教員、生活上の問題は学生課、健康上の問題は学生相談室や保健室とそれぞれ連携しながら、適切な指導助言を行っている。

学生の成績記録等については、「文書保管基準(教務課)」を規定し、これに基づいた適切な管理が図られている。

図書館には、運營業務管理者としては専任職員を1名配置している。令和3(2021)年度からは須磨キャンパス図書館及びポートアイランドキャンパス図書館2館の統一課長を置き、両キャンパスの一体的運営に当たっている。また、図書館運用は業務委託導入し、専門知識を有するスタッフにより、ILL(図書館相互利用システム)等を活用するなど多彩なレファレンスサービスを提供している。学園所有の図書館2館は一元化された図書館システムで運用されているため、事典や情報、記事検索の利便性と多様性を図ることを目的に多彩なデータベース活用や、e-book購入やリポジトリの公開等、さらに2021年度には国立国会図書館のデジタル化資料送信サービス参加館として認定されるなど、教育のICT化に即した様々なコンテンツ活用の実現に向けた運用を行っている。

利用者教育では、入学直後の図書館ツアーだけに留まらず、学科との連携講義として図書館のリテラシー教育やデータ活用のための様々なガイダンスを多数行っており、コロナ禍の令和2(2020)年度、令和3(2021)年度においてはオンライン講義のためのICT機器の貸出と、連携講義のためのコンテンツと動画作成から課題提供までを行った。例年は近接する大学との連携による相互利用や巡回展示、スタンプラリーなどの企画を行うことで、各大学図書館協働による幅広い分野での知的資産の有効活用に努めているが令和2(2020)年度、令和3(2021)年度はコロナ禍のため相互利用は中止となった。

令和元(2019)年度から平日の夜間開館(9:00~21:00)と土曜開館(10:00~17:00)を導入し、さらなる学生への学修環境の提供と修学支援に力を注いでいる。また、図書館3階には、アクティブ・ラーニングスタジオ型の閲覧フロア「ライブラリー・コモンズ」を併設している。目的に応じた活用が可能な可動式の机や椅子、グループ学修用什器がレイアウトされており、電子黒板(2台)・クリッカー(100機)や貸し出し用PC(30台)等のICT教育機器を学生自身が自主的に用いることで教員による公開講義やアクティブ・ラーニングが展開されているが、令和2(2020)年度からのコロナ禍においては感染予防の観点から、学園が策定した「教育研究活動指針 with COVID-19」に基づき図書館の入館制限を設定し、座席指定制導入と消毒の徹底等3密回避を重視しつつ、「可能な限り利用できる図書館運用」に徹した。また、来館できない学生に対して、図書の郵送貸出と文献複写物郵送サービスを実施した。

設置後から現在に至るまで持続継続的に専任職員が教員と連携し、図書館の自立的学修活用を主眼とした課題解決学修やグループ学修をアクティブ・ラーニングにより実施してきたが、コロナ禍でも教員連携で図書館の利用の仕方や文献ガイダンス等を、Zoomを活用してライブで実施できたことから、コロナ禍後の図書館として「学びを止めない図書館」をどのように構築していくべきかを今後の課題として発見できたことは大きな学びと成果であった。

今後もさらに図書館員と委託業務スタッフとの信頼関係を密にし、情報の風通しをよくすることで教員との連携を深め、学園が目指す「教育の質の保証」と、教員の研究活動に図書館員が寄与できるよう、図書館員としてのSD力の向上と自己研鑽を恒常的に行うことで、新しい教

育環境が求める図書館としての利用者サービスと学修支援を目標として、リンクリゾルバの導入整備も始めた。

学園情報センターには、専門性を有する専任職員 1 名及び委託職員 1 名の計 2 名が配置され、学内の情報機器利用・保守の支援を行い、学生が常時設備を利用できるよう努めている。また、情報機器操作に対応できる助手を 1 名選任し、授業中を含めて学生の情報機器利用の補助を行い、学生支援を行っている。

全教職員は、コンピュータを所有し、学内 LAN を通じて Web やファイルサーバー上の情報を利用でき、学内の教育環境として、教員が教材や授業用資料の作成に活用し、授業で使用する資料や写真、また、動画を使用できる環境を整えている。

コンピュータで運用する学校事務システムを導入しており、学生の成績管理、『シラバス』の作成や公開を行っている。Web サイトによる学修支援システム「manaba」を利用して、教職員と学生間の連絡や資料配付、レポート提出等に活用している。コンピュータを常設する実習室を整備しており、授業での利用と共に、授業外で利用できる時間帯が明示され、その時間であれば学生は自由に PC を利用した自主学修を行うことができる。ICT 機器の支援を行う専門スタッフの配置により、使用方法や技術支援など様々なサポートを行っている。

学生が個人で利用するデータフォルダは、学内 LAN に繋がるファイルサーバー上に作成され、学生自身のデータはこの LAN を介して、どのコンピュータからでも自由に利用できるようにしている。学生は、この学内 LAN を通して、情報収集のために Web 上や学内ファイルサーバー上の情報、学術情報データベースに接続することができる。学内ネットワークとして電子メールシステムがあり、全学生が Web 上で利用可能なメールアドレスを持ち、連絡や情報交換に活用している。また、学生ポータルサイト KISS システムを整備し、電子データによる情報掲示や情報配信機能により、学生への情報提供を行うなど、学生による学内 LAN の利用を促進している。

AV 機器は、全ての普通教室と一部の実習室に、ビデオプロジェクター、コンピュータ、Web カメラ、マイク、メディア再生機、教材提示機等を設置している。教職員は、これらを活用して、自作教材や画像等の資料を提示し、学生支援を充実させている。また、各教室から教員が学生に向けて遠隔授業を実施することができる。

教職員は、毎年、学習支援委員会による学修支援システム「manaba」の利用講習会等により、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況を示す量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2 の現状>

総合生活学科では、入学手続者に対して、入学までに授業や学生生活についての情報をホームページや大学案内で提供している。入学後に始まる授業や就職活動への学修準備としては課題図書（一般常識）を送付している。加えて、生活全般に関わる諸問題の総合的・統合的・学際的な研究を行うための広い視野と深い洞察力を身に付けてもらうために、その導入の学びとして、時事問題に関するレポート作成を課している。このレポートは総合生活学科の全教員が読んだ後、入学後の授業準備に備えるコメントや講評を記載して入学者に返却している。

各学年のクラス担任や副担任を中心にオリエンテーションを行い、学科での学習や学生生活を円滑に進めるための説明を行っている。オリエンテーション期間には、『オリエンテーションガイド』、『学生便覧』、教務課や学生課のオリエンテーション用資料、総合生活学科の「履修上の留意点」などの印刷物を配布し、学科の学びに意欲を持って履修できるよう指導している。1年次生には特に KISS システムや manaba の使い方についても丁寧に指導を行っている。また、クラス担任や副担任はオリエンテーション期間だけでなく、カレッジアワーでの履修指導を個別に行うとともに、学生の単位修得状況を把握し、履修上の指導や助言を行っている。基礎学力が不足する学生に対して、科目担当教員は基礎的な学力が向上するように、適宜指導を行っている。進度の速い学生や優秀な学生には、ステップアップできる課題の提供や取得可能な資格に挑戦するよう学修支援を行っている。学修上の悩みのある学生については、個別面談を行い、コロナ禍の状況に応じて Zoom による面談も活用しながら適切に助言をしている。通信制教育と留学生については受け入れていない。各学期の GPA 分布や単位修得状況に基づき、学習成果の獲得状況を学科会議で共有し確認している。担任や科目担当教員を中心に個別の学習支援を行ない、改善が必要な学生の学習支援の方法を学科会議で検討し、学習支援の方策について点検している。

食物栄養学科では、入学までに授業や学生生活についての情報をホームページや大学案内で提供し、加えて AO 入試・指定校推薦入試の早期合格者には、入学前教育として、令和 3(2021)年度入学生は、生物と化学の基礎的な課題提出を義務付けていたが、令和 4(2022)年度入学生から、e-ラーニングによる課題とし、学科教員によりフィードバックし、入学前教育の指導を行っている。入学者に対しては、学習、学生生活のためのオリエンテーションを行っている。科目の選択や学習方法等のガイダンスや個別の相談はカレッジアワーや個人面談、クラス担任のメールを活用し、都度適切な指導や助言を行った。個人面談は、対面方式に加えて、Zoom による個人面談を随時行った。

各授業での学習上の悩みや相談、質問は manaba やメールを通じて各科目担当教員が対応し、基礎学力が不足する学生に対して、補講や課題等を実施した。また、クラス担任が個人面談を行い、適切な指導助言を行う体制を整備している。優秀な学生あるいは 4 年制大学等への編入や管理栄養士免許取得などのステップアップを考える意欲のある学生に対して、卒業生対象の「管理栄養士国家試験対策講座」に在学中から参加できる体制を整えており、学習のモチベーション向上に繋げている。令和 3(2021)年度は 11 科目の講座を開講し、1 年次生で 1 名、2 年次生で延べ 16 名が受講した。

幼児教育学科では、入学までに授業や学生生活についての情報をホームページや大学案内で提供している。コロナ禍での入学に不安のあった新入生に対しては各クラス担任が KISS や manaba での情報閲覧がなかった学生に連絡を取り確認するなど、きめ細やかな対応を行った。また、入学時のオリエンテーションや前期のカレッジアワーはクラスごとにオンラインも併用して行った。コロナ禍において不安を感じ、孤独になりがちな新入生に対して、授業や学生生活についての情報を提供したり、オンライン上でのクラスメートとの交流を図れるように工夫をしたりしている。例年通り、カレッジアワーの中では特に、高校生活から大学生活に円滑に移行することができるよう、具体的に学修ノートの取り方や学生生活における時間管理、高等専門教育での知見を広げるための学びの時間の確保等についても具体的に指導する機会を設けた。本年度も例年通り、学習成果の獲得に向けて、学生便覧、学修支援のための印刷物、KISS システムや manaba の利用法についてもガイダンスを行い、一人一人丁寧な指導を行っている。中でも、週に 1 回のカレッジアワーを 15 回行い、履修の方法や学科の行事、教職ガイダンス、免許取得に向けての説明会など年間通じて計画し、行っている。また、クラス担任は、入学後の早い時期から個別面談を行っている。授業に関わる学修相談上の問題は各科目担当教員、生活上の問題は学生課およびクラス担任、健康上の問題は学生相談室や保健室、合理的配慮を必要とする場合は学生支援室、就職や資格取得に関わることは教職支援センター及びゼミ担当教員がそれぞれ連携しながら、適切な支援や指導助言を行っている。進度の速い学生や優秀学生に対しては、兵庫県、神戸市、他都道府県、市町村の公立幼稚園採用試験や公立保育所採用試験受験対策としての学修指導支援及び実技試験(美術、音楽等)対応の個別指導も行っている。令和 3(2021)年度は公立保育士・幼稚園教諭として、加古川市はじめとして、2 名の学生が採用試験に合格し、取組の成果が見られた。音楽等、特殊技能が求められる 4 年制大学への編入学を目指す学生に対しても、本人の希望により、個別に実技補習を行っている。教職支援センターと学生の情報を連携し、公立採用試験対策として、模擬試験や模擬面接等のガイダンス、また一人一人に応じたきめ細やかな個別指導や相談支

援を行ったことが成果に繋がったと考えられる。

[区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生生活全般の支援に関しては、学生部の各委員会及び事務組織の学生課が、学生の生活支援体制を整えている。本学は、開設初期よりクラス担任制を設置して、学生は入学と同時にクラスが決まり、クラス担任と副担任が配置され、原則として2年間持ち上がりで支援体制を整えている。平成27(2015)年度より火曜日4時限に設けられたカレッジアワーを、教職員による学修並びに学生生活の支援と学生自身の主体的な活動による「自立心・対話力・創造性」を養うための時間として活用している。カレッジアワーは、①「ホームルーム」、②「アクティブ・ラーニング」、③「クリエイティブ・ライフ」を柱とし、この時間を有効活用して、教職協働の学生支援に努めている。令和3(2021)年度学生支援委員会は1月現在5回開催し、奨学金・ストーカー注意喚起・貴重品取り扱い・落とし物・通学マナーなど学生生活面・学生担任面接の実施・緊急時の連絡対応などを協議し支援内容を調整した。

キャンパスライフを充実したものにするための活動として、クラブや同好会活動の支援を積極的に行っている。文化系クラブが12部(人形劇部、茶道部、華道部、栄養研究部、社会福祉部、書道部、美術部、英米文学部、ESS部、パンクラブ、アンサンブル部、V-net)、体育系クラブ7部(バスケットボール部、バレーボール部、ソフトテニス部、バドミントン部、ダンス部、卓球部、陸上競技部)があり、それぞれのクラブや同好会には教員や学外講師等が顧問となって学生の様々な活動を支援する体制をとっている。ポートアイランドキャンパスでのクラブ活動は、神戸女子大学の学生も共に参加できる体制であり、学生相互の仲間づくりや有意義な学生生活を過ごすための環境づくりに努めている。

学生部教職員は、学友会(学生自治組織)委員の学生と連携する窓口となり、指導と援助を行っている。学園祭やスポーツ大会は、同一キャンパスに併設の神戸女子大学健康福祉学部及び看護学部との共同開催のため、その支援は、本学及び両学部の学生部教職員によって行われている。近隣の大学との連携事業として、年に4回実施される「ポートアイランド4大学連携学生部会」にも参加し、地域連携も図りながら学生支援を行っている。

本年度は、4大学連携国際交流ツアー(11月14日)に参加し、世界文化遺産姫路城・姫路市立動物園・和菓子作り体験を通して他大学と国際交流を深めた。

学生食堂や売店等を設置しており、その運営に関しては、学生部の学生支援委員会や食堂改善部会を定期的に関き、現状の問題点を改善している。平成27(2015)年度より、食堂2階に学生がくつろげるスペースを新たに設置し、給湯・給茶設備を増設した。学生の声に耳を傾けることでキャンパス・アメニティの充実を心がけている。

下宿情報等は、オープンキャンパスにおいて受験生に知らせる等、優良物件の紹介を行っている。本学入学試験合格者には、『合格者のしおり』を配付し、下宿紹介ページを設けている。紹介ページには、下宿情報WebサイトのURLを表記し、入学予定者のみがログインできるように下宿情報パスワードの取得方法を示し、個人情報の保護や安全性に配慮している。下宿に関する相談窓口は、三宮キャンパス(神戸女子大学教育センター・総務課)とポートアイランドキャンパスの両方に、設置している。

学生の大多数は、三宮から神戸新交通ポートライナー(以下、「ポートライナー」)で通学して

いる。本学が位置するポートアイランドに居住する学生に限定して自転車通学を認めており、平成 25(2013)年度より、自転車安全運転講習会や自転車保険加入を義務付ける等、安全指導の強化を行っている。駐輪場は、学内に設置し、通学上の便宜を図っている。

奨学金については、独立行政法人日本学生支援機構奨学金、地方公共団体及び各種単体による修学支援制度等について、学生課がクラス担任等と連携のうえ申請及び返還等に係る指導を行っているが、特に令和 2(2020)年度は、コロナ禍による特別支援を含む情報を学生に継続的に提供した。

また、学内の奨学制度としては、本学での学習成果が特に顕著であり、在学期間及び卒業後においても優秀な人材として期待される 2 年次生に奨励金を授与する「奨励金授与制度」及び家計の急変で学業の継続が困難な学生に対する「授業料等免除制度(その年度の授業料、教育・施設充実費の半額を免除)」がある。

令和 2(2020)年度はコロナ禍により修学継続に困難をきたしている学生に対しては、特別減免による対応を行った。令和 3(2021)年度コロナ特別減免(30 万)については、2 年度同様に 3 年度も募集し、総合生活学科学生 1 名が採用された。

加えて、本学の同窓会「かなめ会」には、家計急変により著しい困窮に陥った学生を支援する奨学金制度「かなめ会奨学金(その年度の授業料、教育・施設充実費の半額を免除)」があり、必要に応じて本学から学生を推薦し、奨学金を授与している。

学生の健康管理は、保健室(保健師)と学生相談室(心理カウンセラー)を設置して行っている。保健室は、教職員の健康管理も行っており、1 年間の学内状況は、毎年『保健管理年報』として詳細にまとめられ、教職員に配付している。

学生の意見は、クラス担任の個別面談やカレッジアワー等を通して、教員と学生が親密な関係を築き、各種要望の聴取を行っている。本学では、カレッジアワーの時間が学生指導の中核となっている。年度末の学生懇話会においては、学友会の代表学生と理事長、学長、学生部長、学友会担当教員及び学生部職員が懇談して、学生の要望や意見を聴取すると共に、本学からも、学生に対する希望や願いを伝えるようにしている。また、スポーツ大会や学園祭等の学園行事の後には、学生部担当教員や事務職員と共に、反省や改善に向けて話し合いの場を設けている。

留学生の受け入れは、行っていない。

社会人及び科目等履修生については、栄養士免許証、教員免許状、保育士資格等を本学で取得することを目的としているケースが多いため、資格関連科目の担当者が特に配慮して声をかけたり個別の質問に応じたりして、履修の目的が達成できるよう支援している。社会人入学生については、クラス担任が、入学直後から学科会議において学業の様子を報告すると共に、学科での協力体制を整えて、必要な支援を行っている。

本学では、令和 2(2020)年 4 月に障がい学生支援に係る「基本方針」が制定・公表され、

「障がい学生支援に関するガイドライン」を整備した。それらに伴い新たに「障がい学生支援規定」を策定、同時に「学生支援委員会規定」の改正が行われた。4月より各キャンパスに学生支援室が置かれ、学習・就労支援に対して合理的配慮を求める学生を対象とした支援内容決定に至る具体的な手順が明確になった。

入学当初より学習や授業環境に不安のある幼児教育学科学生1名より「修学上の合理的配慮申出書」が提出され、「障がい学生支援に関するガイドライン」に則って、令和3(2021)年後期授業より本人の心身の状況等に配慮したうえで、授業毎に合理的配慮を行っている。学習・就労相談など、本人、担任、学科主任との定期的な面談を実施し、継続的に支援を続けている。

令和2(2020)年度PI学生支援室に申請書を提出した短期大学の学生はいなかった。しかし、退学者や長期欠席者は確認できるため、退学・留年・休学に係る学生の中には、何らかの見守りや継続的な支援が必要な学生は潜在的にいるものと予測できる。今後長期欠席者や個別対応時の状況を各学科内で情報共有し、細やかな学生支援体制として組織で支援体制を整えていくことを目指す。

長期履修生制度の体制については、平成23(2011)年度より在学期間延長制度(シニアシステム)を設けている。これは、卒業要件を満たしている学生が願い出て卒業を延期し、資格取得や就職活動を目的に、引き続き本学に在学して学修することができる制度である。

本学は、優秀な成績を修めた学生及び課外活動や社会貢献活動等の分野において、優秀な活動実績が認められた学生を対象に、表彰する制度を設けている。

学生表彰については、行吉学園学生表彰規程に基づき、表彰対象の候補者を教員が推薦し、学生支援委員会で審査の上、学生部長が推薦後、部科長会の意見を聴き、学長が決定している。

表彰は、学長が表彰状及び副賞を授与することにより行っている。表彰の対象は、(1)短期大学の学生であって、学業優秀で品行方正な全学生の模範となる者、(2)課外活動において、特に優秀な成果を挙げた者、(3)社会貢献活動において、活動実績により社会的に高い評価を受けた者、(4)公的機関から表彰された者、(5)学内外の活動において、他の模範となる行為があった者、(6)その他、各号に準ずると認められた者であり、副賞の基準は、(1)10万円相当の記念品、(2)・(3)・(4)表彰対象が個人の場合は賞金2万円、団体の場合は一人当たり賞金1万円(ただし総額10万円を限度)(5)一人1,000円相当の図書カード、(6)該当事項の基準による、としている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。



- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

#### <区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

進路支援は、本学が特に力を入れている分野であり、教員と職員が、学生一人ひとりの就職や進学活動に関する情報を共有し、指導する体制ができており、進路決定率が年々上昇している。本年度からキャリア教育部を廃止し、大学と一体化したキャリア支援委員会を設置し、短大からは総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の教員各1名が参加している。キャリアサポートセンター及び教職支援センターの職員は、必要に応じて担当学科の学科会議に参加し、教員と情報交換を行って、学生指導の充実を図っている。また、各学科、クラスごとに希望就職先や進学先等の一覧を作成し、年度ごとの動向を比較して情報を共有することにより、就職支援や進路支援をより円滑に進めている。後期からは、進路が決定していない学生とキャリアサポートセンター職員、クラス担任との三者面談を実施し、一人ひとりの状況を把握して、きめ細かな指導体制を築いている。

令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大のため、就職相談、添削、面談は、前期はすべてZoom、メール、電話の遠隔支援。後期は遠隔と対面のハイブリッドで実施した。令和3(2021)年度も前期は遠隔、後期は遠隔と対面のハイブリッドで対応した。

A館1階にキャリアサポートセンター、教職支援センターを隣接して配置し、閲覧コーナー、就職資料コーナー、面接コーナーを設置して、学生の就職支援を行っている。キャリアサポートセンターや図書館には、SPIテストや一般常識テストの対策問題集を揃えており、学生が自由に利用できるようにしている。

資格取得に関する講座や就職支援講座は、令和2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、すべてWeb開催とした。医療事務講座を開催しなかったこともあり、受講者数は全講座で20名と減少したが、「Microsoft Office Specialist Word」、「Microsoft Office Specialist Excel」「秘書検定2級講座」に加えて、今年度は学生のニーズに応えるべく開催した「はじめてのTOEIC®講座」「日商簿記検定3級講座」「公務員試験対策講座 教養科目コース」への受講があった。今年度取り組んだ新規事業講座としては、1.2年次生対象企業エントリー会(Zoom)、1年次生対象ISエントリー会(対面)、プレエントリー会(対面)、履歴書一斉添削(対面)、面接強化対策実践講座(Zoom)、GD実践講座(Zoom)がある。今後もその時々が必要に応じて就職活動をサポートできる講座を充実させていく。

就職筆記試験対策については、後期にオンデマンド形式による「SPI対策講座」を開催し、32名申込みがあった。

就職ガイダンスについては、前期はすべてWeb開催とし、Zoomを使ったライブ型と、オンデマンド型(視聴動画はmanabaに掲載)で実施した。後期はWebと対面のハイブリッドで実施した。学内企業研究会を毎年学内で実施しているが、本年度はすべてWebでの開催とした。協力企業数は、前年度とほぼ同数であった。前年度は、在籍者182名、申込者数154名、参

加者数 148 名であったが、本年度は、在籍者数 172 名、申込者数 99 名、参加者数 99 名であり、申込率は 85%から 58%と減少したが、申込者に対する参加率(実数)は 100%であった。学内企業研究会は、須磨キャンパスでも Web 開催したため、そちらに参加した学生もいた。

教養科目の「キャリアへのアプローチ I・II」では、教員とキャリアサポートセンターの職員が協力して、就職ガイダンス、外部講師を招いてグループディスカッションや模擬面接等の指導を行い、組織的な取り組みを行っている。同様に、「ライフデザインセミナー」では、企業が求める就職基礎能力のうち、論理的思考力を高めるための指導を行った。「保育者のキャリア形成論」では、教職支援センターと連携しながら、保育者としての就労モデルを示し、ワークライフバランスや労務知識など、学修の充実を図っている。

卒業時の就職状況の分析は、令和元(2019)年度より本学独自の就職システム「S-NAVI」を導入し、進路報告、受験内容報告の 2 種類で行っている。進路報告は、「S-NAVI」進路決定先の登録と併せて従来の「進路内定(決定)届」も提出させている。「S-NAVI」進路決定先は、就職、進学別に、就職決定先、事業内容、応募方法、職種、決定先満足度、支援センターの利用度、進路支援満足度、活動体験記、進学先を登録させ、活動体験記には、選考の流れや筆記試験の内容、面接試験の様子、グループディスカッションや実技試験など具体的な内容を入力させ、これらのデータを参考にして、分析・検討を行っている。進学の受験内容報告は「編入学試験受験報告書」を提出させ、キャリアサポートセンターに配架し、就職、進学とも「S-NAVI」やファイルを学生が閲覧し、卒業生の経験を参考にしながら、各自の活動ができるようにしている。

神戸女子大学への編入学希望者に対しては、例年大学の各学科紹介説明会を、1 年次生の 12 月と 2 年次生の 5 月に開催していたが、緊急事態宣言下のため、5 月は中止とし、12 月の 1 回のみで開催であった。他大学や専門学校への編入希望者に対しては、指定校等の情報提供をする等、教員と職員が協力して指導を行っている。留学希望者に対しては、短期留学としてハワイ大学での英語研修を 1 ヶ月間受講することを、年間 2 回実施している。これに参加することにより、「海外語学演習」3 単位が取得できることにしているが、コロナウイルス感染症拡大のため今年では中止となった。

キャリアサポートセンターでは、毎年『就職のてびき』を作成して、学生に配付し、就職活動に活用させている。編入試験については、『進学の手引き』を manaba に掲載し、学生が常時閲覧できる環境を整えている。

#### <テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

学生の生活支援は、学生部の各委員会及び学生課が、各学科の学習成果の獲得に向けて、組織的に、学生の生活支援体制を整えている。平成 27(2015)年度にスタートした 1 コマ 90 分のカレッジアワーの有効活用については、学生支援委員会が中心となって検討し、各学科がそれぞれ有効な学修及び学生生活の支援を行い、効果を上げている。SNS に端を発するトラブルや様々な犯罪に取り込まれないように情報教育や防犯教育に関する指導もこの時間を使い実施している。今後も、学生の動向や時代の動きに敏感に対応していく必要がある。

更なる学生支援の充実のためには、キャンパス内に設置されている神戸女子大学の 2 学部との連携・連動が望ましい。今年度は、学園祭等の行事や学友会の運営などで大学の学生と運営組織を一体化し、より充実した活動を展開する足掛かりができた。さらに連携の強化を図り、充実した学生支援につなげたい。

食堂の環境整備については、食堂改善委員会を中心に毎年検討を重ねている。令和 2 (2020) 年度は、コロナ禍により、食堂や売店営業の中断や縮小を余儀なくされ、また、感染防止対策として座席数の削減を行ったことで、学生に対する十分なサービスが提供できなかった。代替措置として、種々の対策は講じたものの、学生の十分な満足が得られたとは言い難かった。令和 3 (2021) 年の短期大学学生生活調査(食堂に関する項目)では、「学食にパンを置いてほしい」という意見があった。食堂改善委員会として①マーベルのパンの販売②売店の営業時間の延長③キッチンカーの導入など課題に向けて具体的に検討を進めている。

今般の経験を踏まえ、不測の事態を想定し、その状況化における学生支援の方策を検討していく必要がある。

多様な学生がいる中で、すべての学生が安心して充実した学生生活を送り十分な学習成果を挙げるためには全学的な体制の中での支援が必要であり、そのための体制作りはほぼできている。今後は、実際に学生支援室を運用しながら、個々の支援について継続的に検証を加えるとともに、随時、体制の見直しを進めながら連携の強化していくことが望まれる。また、これまでも学科や個々の授業担当者・担任などが細やかに学生の支援にあたってきているが、新しい基本方針のもと、教職員の研修や情報の共有を進めていきたい。

本学は、キャリアサポートセンター、教職支援センターの組織を整備して、就職支援を行っている。その結果、近年は、高い就職率を維持している。令和 3 (2021) 年度は、学生支援室へ申請した学生を対象に「就労支援セミナー」(12 月 4 日)実施した。3 名の講師を招き、「就活の進め方」「利用できる制度」「事例報告」の説明を受けた。食物栄養学科の学生と保護者が参加し、アンケートでは高い評価を得ている。今後も、丁寧な就職支援を継続していくと共に、就職先において早期離職率を低下させ、継続して働ける学生を育成する指導体制を構築していくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学の学位授与の方針を全学生に周知徹底するために、『学生便覧』にもとづいてクラス担任はカレッジアワー等においてディプロマ・ポリシーを説明するとともに、履修指導に反映させている。

教育課程については、「学位授与の方針」、「体系的編成」、「学習成果に対応した授業科目」、「厳格な成績評価」、「シラバスの内容点検」、「教員の配置」について、学科会議や教務

委員会において点検、改善を行っている。

各授業において、担当教員は、第 1 回目の授業で『シラバス』に基づき授業計画の到達目標及び学習成果についてガイダンスを実施している。令和 2(2020)年度前期は、コロナ禍のため、遠隔授業の中で丁寧に解説した。

GPA 制度については『学生便覧』等を用いて、入学後のカレッジアワー等において学生に説明するとともに、各学期の成績発表の際に、詳しく説明を行っている。

また、保護者に送付する成績表には GPA 制度について詳しい説明文を添付し、保護者とともに学生の学習成果を保証する努力をしている。

学科のアドミッション・ポリシーは、オープンキャンパスにおいて、受験生や保護者に詳しく説明している。

AO 入試や指定校推薦入試で合格した早期合格者に対しては、各学科が課している課題の提出時に、入学者の心構えとしてのアドミッション・ポリシーを伝えている。

科目担当教員は、授業目標に対する学習成果の獲得状況を精査するとともに、学科のカリキュラム・ポリシー及び各授業の学習成果と成績評価基準の整合性について点検している。その結果をもとに、教育の質保証に示されている学習成果獲得について各学科で点検がなされている。

各学科の特性に応じてカレッジアワーやオフィスアワーを利用して、学生が主体性をもって学修する力を付けるために、教員と相互作用できる仕組みを工夫している。

入学者受け入れについては、全学の入試を統括する入試広報部の方針に基づき取り組みを行っている。

総合生活学科では、ディプロマ・ポリシーに基づくアドミッション・ポリシーに従って、入学を許可した学生に対し、学科のカリキュラム・ポリシーについて、入学後のカレッジアワーや、学科基礎科目の必修科目である「総合生活論」の初回で、丁寧に解説し理解を促した。これら 3 ポリシーはオープンキャンパスにおいても受験生や保護者に詳しく説明し、アドミッション・ポリシーを理解していただいたうえで学生の募集に努めている。さらに「総合生活論」では、初年次教育として、図書館の利用法やレポートの書き方を指導し、学科の学習成果獲得への導入教育を積極的に行っている。

学科の学習成果を身に付けるために、各科目担当者は授業や、必要に応じて授業時間外で指導を行った。

就職支援の取り組みは、キャリア関連科目「キャリアへのアプローチ I・II」で就職活動に必要な知識、文書作成、グループディスカッションの授業を行い、模擬面接を実施した。総合生活学科と食物栄養学科の半数以上の学生がこの授業を受講した。更に総合生活学科では、フード関連、ブライダル関連、ビジネス関連の資格試験や検定試験を推奨しており、学生の要望に合わせて受験対策を講じるなど就職支援や進学支援の充実を計った。令和 3(2021)年度 3 月卒業見込み者のうち、二級建築士・木造建築士の受験資格取得者は 6 名、フードスペシャリスト資格認定試験合格者は 2 名、フードコーディネーター 3 級取得者は 5 名であった。進学については、神戸女子大学をはじめ他大学に計 13 名の編入学合格を果たしている。進路決定率は前年よりやや回復したが、コロナ禍のため、低い状況が続いており、この課題を改善するために、キャリアサポートセンター、ゼミ教員、クラス担任と連携して、学科会議で情

報共有を行い、進路未決定者の支援を行っている。

食物栄養学科では、卒業後 4 年制大学への編入学を希望する学生を対象に、筆記試験や面接対策指導、多方面で管理栄養士として活躍している卒業生を招いて学科企画の講演会を開催する等、正規のカリキュラム以外の学修支援を行っている。また、全国栄養士養成施設協会主催の「全国栄養士実力認定試験」の受験希望者に対して放課後、対策講座を実施し、栄養士免許取得に必要な専門科目の学修支援を行っている。1 年次生に対しては、兵庫県内の大学・短期大学・専門学校 11 校で構成している兵庫県栄養士養成施設協会が主催する「栄養士をめざす学生のための研修会」に多数の学生を参加させ、現場の栄養士・管理栄養士の仕事について学修する機会を設けて、栄養士の具体的な業務内容の理解を深め、専門職へのモチベーション向上に努力している。しかし、この兵庫県栄養士養成施設協会が主催する「栄養士をめざす学生のための研修会」はコロナ禍により、中止となった。

卒業生対象の支援制度として、「科目等履修制度」を設けており、卒業生に対しては、「食栄ネットワーク」を構築し、卒業後の就職支援や管理栄養士国家試験対策講座等の情報を配信している。

幼児教育学科では、教育課程は入学時のオリエンテーションやカレッジアワーにおいて幼稚園教諭二種免許状並びに保育士資格取得に必要な「教職に関する専門科目」「教科に関する科目」「教職関連科目」「保育士に関する専門科目」について『学生便覧』等を活用して、丁寧に繰り返し説明し学生が学修の目的や目標を十分理解して取り組めるように指導した。特に、単位取得のための最小数の履修ではなく、保育者の資質として必要な幅広い教養を深めるために、学びたいという意欲を持って学生生活が過ごせるよう、学生の自主性を尊重しながらも学科が推奨する科目等の履修について具体的な助言を行った。学生支援については、2015(

平成 27) 年度から継続、内容の充実を図っているカレッジアワーを最大限に活用し、学生全員にその機会が与えられるように工夫している。2 年次のカレッジアワー等では、私立幼稚園や保育所採用試験の面接練習等の就職支援や、希望者には、特別の時間を設定して、私立幼稚園や保育所の採用試験時における初見ピアノ演奏の個別指導を行った。

更にカレッジアワー、オフィスアワーを通して学生の自主学修の時間を確保するとともに、特別に指導が必要な学生については、科目担当教員が適宜個別に行う補講等を継続した。また、特別な配慮を有する学生については、その状況について学科会議で共有し、必要な支援が学生にとどくように、学科全体で学生を重層的に支援する体制を構築している。

また、例年年間 4 回実施している合同の「交流会」はコロナ禍のため、今年度は 2 回のみ実施した。例年、2 年次生がすべての実習を終えた時点の 11 月に自らの実習の経験を通して実習に向けての学修や心構え、取り組むべきこと等を、1 年次生に伝える実習報告会を、今年度は感染対策を図ったうえでクラスごとに分室して実施した。また、1 月には卒業していく 2 年次生のための送別会を 1 年次生が主催で同じく感染対策を図りながら開催した。送別会では、1 年次生から 2 年次生に感謝を込めてメッセージカードを作成し、2 年次生に贈った。これらの手作りにあふれる交流会は学年を越えた縦の関係性を構築し、1 年次生は 1 年後の自分たちの成長の姿を、そして 2 年次生は自分たちが大学生活の中でどれだけのものを培ったかをそれぞれに再認識させるよい機会であるととらえている。

学生の就職支援は、各学科の担当教員とキャリアサポートセンター職員、教職支援センター職員による学生の個別面談により、一人ひとりの進路の状況把握をオンラインや電話連絡により行った。また、早期離職者を食い止めるために、1年次生の早い時期から自分の価値観や仕事選びの基準を明確にさせ、自己分析や企業研究を十分にさせるような対応も努力した。

令和3(2021)年度は、近隣自治体との保育士就職に対する新しい試みも開始した。6月には西宮市、7月は明石市から自治体保育士求人担当部署の方から直接、それぞれの自治体での保育士求人情報とそれにつながるアルバイトやボランティア情報提供、就職セミナーなどの案内などを伝えていただく場を学内セミナーとしてカレッジアワーを活用して行った。

また西宮市保育士就職支援センター「ここにし」と提携し、西宮市内保育所の夏休み中のボランティア及び保育所見学募集を行い、12名の学生が「ここにし」に登録し、情報提供を得た。

#### (b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

近年、内部質保証を重視した短期大学教育の再構築が叫ばれている。内部質保証を強く前進させるには、教育目標を達成するためのカリキュラムだけではなく、それを支える適切な教育システムを構築し、教育プログラムとして体系的なものに仕上げる必要がある。

そのためには、現行の各学科カリキュラムについて教養科目を含め各科目の関連が明確に示されているか。そして、それが教育プログラムとして機能しているか、データに基づいて検証することが求められる。

また、各学生の履修が、ナンバリングなどを利用して教育目標を達成するように体系付けされているか、そのための指導方法の確立が課題としてあげられる。各学生の履修が、体系的にプログラムできるようナンバリングを導入したが、教育目標の達成につながっているかデータに基づいて検証することが求められる。

教育方法においては、多様な様式を導入して教育が行われているか、学生の多様な力が厳格に評価され GPA に反映されているか、厳格な成績評価が学生の学修改善につながっているかデータをもとに点検することが求められる。

総合生活学科においては、カレッジアワーではクラス担任が学生のさまざまな指導にあたっているが、更に GPA 制度を活用した学修指導も導入していく。卒業後評価への取り組みについては卒業生へのアンケート調査、本学卒業生が就職している企業へのアンケート調査を実施し、卒業後の動向を知ることで、本学科の教育改善を知る手がかりとしていく。

食物栄養学科においては、栄養士免許取得に必要な専門科目の学修支援はもちろん、全国栄養士養成施設協会主催の「全国栄養士実力認定試験」の受験希望者への対策講座の実施、4年制大学等への編入学を希望する学生を対象とした面接対策指導、多方面で管理栄養士として活躍している卒業生を招いた学科企画講演会の開催等、正課のカリキュラム以外の学修支援を実施する。

1年次生に対しては、兵庫県内の大学・短期大学・専門学校で構成している兵庫県栄養士養成施設協会が主催する「栄養士をめざす学生のための研修会」への参加を促し、教職員引率のもと、現場の栄養士・管理栄養士の仕事について学修する機会を設けて、栄養士の具

体的な業務内容の理解を深め、専門職へのモチベーション向上に努める。

2 年次生に対しては、卒業生対象の支援制度として、全学的な「科目等履修制度」「就職支援」や学科主催の「管理栄養士国家試験対策講座」などがあるが、在学中にこれらの周知を図る。さらに、卒業後の就職支援や管理栄養士国家試験対策講座等の情報を配信している「食栄ネットワーク」のさらなる充実に努める。

幼児教育学科においては、オープンキャンパス等を通して、入学前から学科のアドミッション・ポリシーを伝え、入学後どのような授業を履修することで、「幼稚園教諭二種免許状」「保育士資格」が修得できるのかを高校生に分かりやすく説明する。また、入学時のオリエンテーションやカレッジアワーを引き続き活用し、一人一人の学生が卒業後の自分を想像して単位取得できるように全体的にそして個別に支援・指導していく体制を強化していく。また、学習の獲得状況を GPA 分布や単位取得率、就職率等の量的・質的データを基に評価・分析するとともに、「保育実践力」の可視化に向けての指標を設定していく。また、これらの結果を公表するよう努力する。

学生支援については、引き続きカレッジアワーの時間を充実させ有効活用していくとともに、個人面談懇談、就職相談等、クラス担任・副担任を中心に一人一人に学生に応じた手厚い支援ができるように学科会議等で学生の状況について情報共有し、学科全教員で支援していく体制を継続していく。

## 【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

## [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編成している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を準用している。
- (6) 教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

## ＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学では、以下のように 3 学科の教員組織を編成している。

## 令和 3(2021)年度 神戸女子短期大学専任教員組織表

令和 3(2021)年 5 月 1 日現在

(50 音順で表示)

学長 栗原 伸公			
職名	総合生活学科	食物栄養学科	幼児教育学科
	学科主任 谷山 澤子	学科主任 平野 直美	学科主任 大西 眞弓
教授	杉田 米行 谷山 澤子 林 孝三 福井 愛美 堀 桂太郎	上野 和廣 大久保 郁子 西川 貴子 平野 直美	大西 眞弓 川村 高弘 桐原 美恵子 塚田 みちる 辻田 美和 山内 有香子
准教授	細見 和子 本保 弘子	赤桐 里美 竹内 美貴 平田 庸子	永井 久美子 畠山 由佳子
講師	西 奈保 古田 貴美子	中村 智英子	小松原 祥子 矢野 真理
助教			
助手	蔭川 美智代 佃井 紀子	中野 佐和子 南 皓子 横井 亮子	内田 賢子 松井 由佳子



神戸女子短期大学

3 学科の専任教員は、短期大学設置基準に定める教員数を上回っている。

学科等名	専任教員数					設置基準で定める教員数 〔イ〕	短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数 〔ロ〕	設置基準で定める教授数	助手	非常勤教員	備考
	教授	准教授	講師	助教	計						
総合生活学科	5	2	2	0	9	4	/	2	2	47	家政関係
食物栄養学科	4	3	1	0	8	4	/	2	3	20	家政関係
幼児教育学科	6	2	2	0	10	8	/	3	2	23	教育学・保育学関係
(小計)	15	7	5	0	27	16	/	7	7	/	
[その他の組織等]											
短期大学全体の入学定員に応じて定める専任教員数〔ロ〕	/	/	/	/	/		4	2	/	/	
(合計)	15	7	5	0	27		20	9	9	/	

専任教員の職位は、「神戸女子短期大学教員資格審査基準」に基づいて、真正な学位、教育実態、研究業績、制作物発表、その他の経歴等について、短期大学設置基準の規定を充足している。

専任教員は、3 学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて配置している。

総合生活学科では、短期大学設置基準及び設置趣旨がいかせるよう取得可能な各資格を、教育課程認定基準、文部科学省の「教員免許課程認定審査基準」に基づいて、専任教員は 9 名(教授 5 名、准教授 2 名、専任講師 2 名)、専任補助教員 2 名(助手)を、教育実績や研究業績等の審査を受けた専任教員として配置している。

食物栄養学科では、厚生労働省の「栄養士養成施設指定基準」及び文部科学省の「教員免許課程認定審査基準」に基づいて、専任教員は 8 名(教授 4 名、准教授 3 名、講師 1 名)、

専任補助教員 3 名(内 2 名は管理栄養士免許証取得)を、教育実績や研究業績等の審査を受けた専任教員として配置している。

幼児教育学科では、文部科学省の「教員免許課程認定審査基準」及び厚生労働省の「指定保育士養成施設指定基準」に基づいて、専任教員は 10 名(教授 6 名、准教授 2 名、講師 2 名)、専任補助教員 2 名(助手)を、教育実績や研究業績等の審査を受けた専任教員として配置している。

非常勤教員は、総合生活学科 47 名、食物栄養学科 20 名、幼児教育学科 23 名を配置している。

学科の教育課程の編成・実施の方針に基づいて、授業や教育活動等の学生支援充実を図るため、前述のとおり、教員を補助する専任補助教員(助手)として総合生活学科 2 名、食物栄養学科 3 名、幼児教育学科 2 名を配置し、カリキュラム・ポリシーに沿った効果的な教育活動を行っている。

教員の採用、昇任に関しては、「行吉学園専任教員の採用手続きに関する規程」(学校法人行吉学園規程集、以下「規程集」とする。第 1 編第 3 章)、「神戸女子大学・神戸女子短期大学教員昇任資格審査基準」(規程集第 5 編第 2 章)及び「学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則(本部を含む)」に基づいて行っている。

採用の学内手続きは、各学科の学位授与の方針及び教育課程編成・実施の方針に基づいて、学科主任が人材の要望を人事委員会に提出し、人事委員会は、審査結果を常任理事会に上程し、その承認を経て公募している。全ての専任教員の採用は、公募によって行っている。該当学科は、学科内に選考委員会を設置し、応募者の中から複数人の採用候補者を絞り、人事委員会に推薦し、人事委員会が候補者の中から採用候補者一人を選考している。常任理事会は、人事委員会で審査した経緯と結果を基に審議を行い、採用を決定した後、教授会において報告している。採用手続きは、この規定に基づき、厳正に行っている。

昇任については、「神戸女子大学・神戸女子短期大学教員昇任資格審査基準」に明確な基準を定めている。審査の手続きとして、まず現職位の必要経験年数を定め、次に、①教育業績、②研究業績、③組織運営貢献度、④社会・地域貢献度の 4 つの評価領域を点数化して、「昇任審査対象者資格必要最低点」に達した場合に、昇任審査対象者として、人事委員会で昇任審査を受ける資格を得ると規定している。昇任審査は、この規定に基づき、厳正に行っている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (3) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (4) 専任教員の研究倫理を遵守するための取組みを定期的に行っている。
- (5) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (6) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (7) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (8) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (9) **FD** 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
  - ① 教員は、**FD** 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (10) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員の研究活動は、多様な業務に多くの時間と労力を要する中で、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、堅実に研究活動を行い、成果をあげている。

2019（令和元）年度・専任教員の研究状況及び成果  
（2019（平成元）年4月1日～2020（令和2）年3月31日）

氏名	職名	研究業績				国際的活動	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
浅木森 和夫	教授	0	0	0	0	0	
谷山 澤子	教授	1	1	1	0	0	
長瀬 荘一	教授	1	0	0	0	0	
林 孝三	短期大学部長・教授	0	0	0	5	1	
福井 愛美	教授	0	0	0	0	0	
水島かな江	教授	0	1	1	0	0	
中尾 美千代	准教授	0	0	0	1	0	
細見 和子	准教授	0	0	0	0	0	
本保 弘子	准教授	0	0	1	0	0	
古田 貴美子	講師	0	0	0	0	0	

【食物栄養学科】

氏名	職名	研究業績				国際的活動	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
上野 和廣	教授	0	1	0	0	0	
大久保 郁子	教授	0	0	0	0	0	
西川 貴子	教授	1	0	0	0	0	
平野 直美	教授	2	0	2	0	1	
吉泉 和憲	教授	0	0	0	1	0	
赤桐 里美	准教授	0	0	2	0	0	
平田 庸子	准教授	2	0	4	0	1	
竹内 美貴	助教	1	11	0	0	0	
中村智英子	講師	0	10	0	0	0	
西 奈保	講師	1	0	2	0	1	着任年度

【幼児教育学科】

氏名	職名	研究業績				国際的活動 ( )は各研究業績の内数	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
大西眞弓	教授	0	0	0	1	0	
川村高弘	教授	3	1	5	1	0	
桐原美恵子	教授	1	0	0	1	0	
辻田美和	教授	0	1	3	3	2	
山内有香子	教授	1	0	0	1	0	
塚田みちる	准教授	1	1	1	0	0	
永井久美子	准教授	1	0	3	0	0	
畠山由佳子	准教授	0	0	0	0	0	
別所須実子	准教授	0	0	0	0	0	
廣田周子	教授	0	0	0	1	0	

2020（令和2）年度・専任教員の研究状況及び成果  
（2020（令和2）年4月1日～2021（令和3）年3月31日）

氏名	職名	研究業績				国際的活動	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
谷山 澤子	教授	0	2	1	0	0	
長瀬 莊一	教授	1	0	0	0	0	
林 孝三	短期大学部長・教授	0	0	0	3	0	
福井 愛美	教授	0	0	0	0	0	
水島かな江	教授	0	1	1	0	0	
中尾 美千代	准教授	0	0	0	0	0	
細見 和子	准教授	0	0	0	1	0	
本保 弘子	准教授	0	1	0	1	0	
古田 貴美子	講師	0	1	1	0	0	

【食物栄養学科】

氏名	職名	研究業績				国際的活動	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
上野 和廣	教授	0	1	0	0	0	
大久保 郁子	教授	0	0	0	0	0	
西川 貴子	教授	0	1	0	0	0	
平野 直美	教授	0	2	0	0	1	
吉泉 和憲	教授	0	0	0	0	0	
赤桐 里美	准教授	-	-	-	-	-	
平田 庸子	准教授	0	1	0	0	0	
竹内 美貴	准教授	0	15	1	0	0	
中村智英子	講師	0	14	0	0	0	
西 奈保	講師	0	2	0	0	1	

【幼児教育学科】

氏名	職名	研究業績				国際的活動 ( )は各研究業績の内数	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
太西真弓	教授	0	0	0	1	0	
川村高弘	教授	0	1	2	1	0	
桐原美恵子	教授	0	0	0	1	0	
辻田美和	教授	0	0	1	3	0	
山内有香子	教授	0	0	0	2	0	
塚田みちる	准教授	1	0	0	0	0	
永井久美子	准教授	1	1	3	0	0	
畠山由佳子	准教授	0	0	1	1	0	
別所須実子	准教授	0	0	0	0	0	
小松原祥子	講師	0	3	1	0	0	着任年度

2021（令和3）年度・専任教員の研究状況及び成果  
（2021（令和3）年4月1日～2022（令和4）年3月31日）

【総合生活学科】

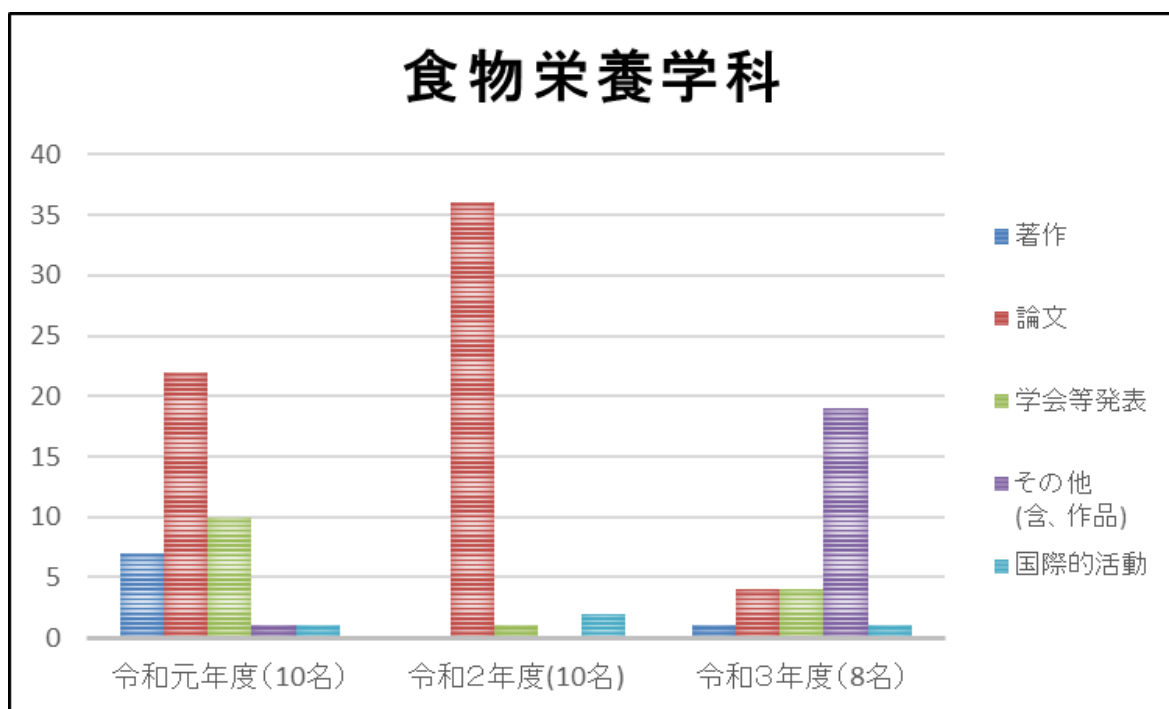
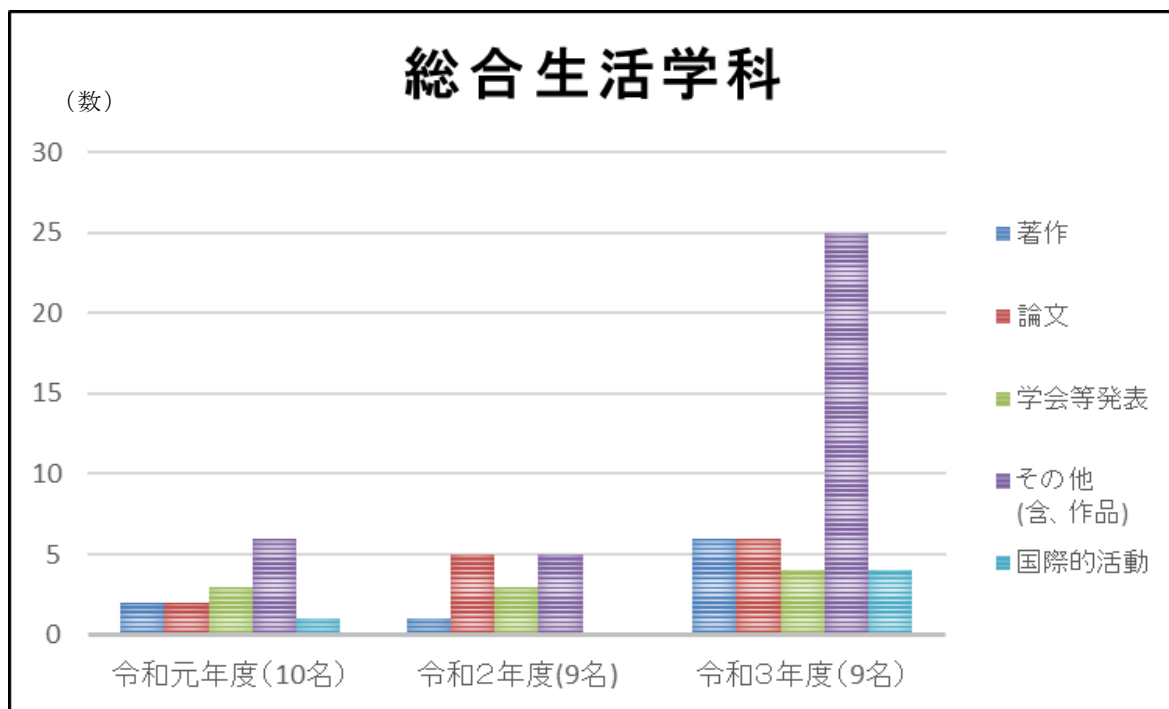
氏名	職名	研究業績				国際的活動 ()は各研究 業績の内数	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
谷山 澤子	教授	1	1	1	0	0	
杉田 米行	教授	4	2	3	10	3	着任年度
林 孝三	教授	0	0	0	6	0	
福井 愛美	教授	0	0	0	1	0	
堀 桂太郎	教授	1	0	0	6	0	着任年度
細見 和子	准教授	0	1	0	0	0	
本保 弘子	准教授	0	0	0	1	0	
古田 貴美子	講師	0	1	0	0	0	
西 奈保	講師	0	1	0	1	(1)	

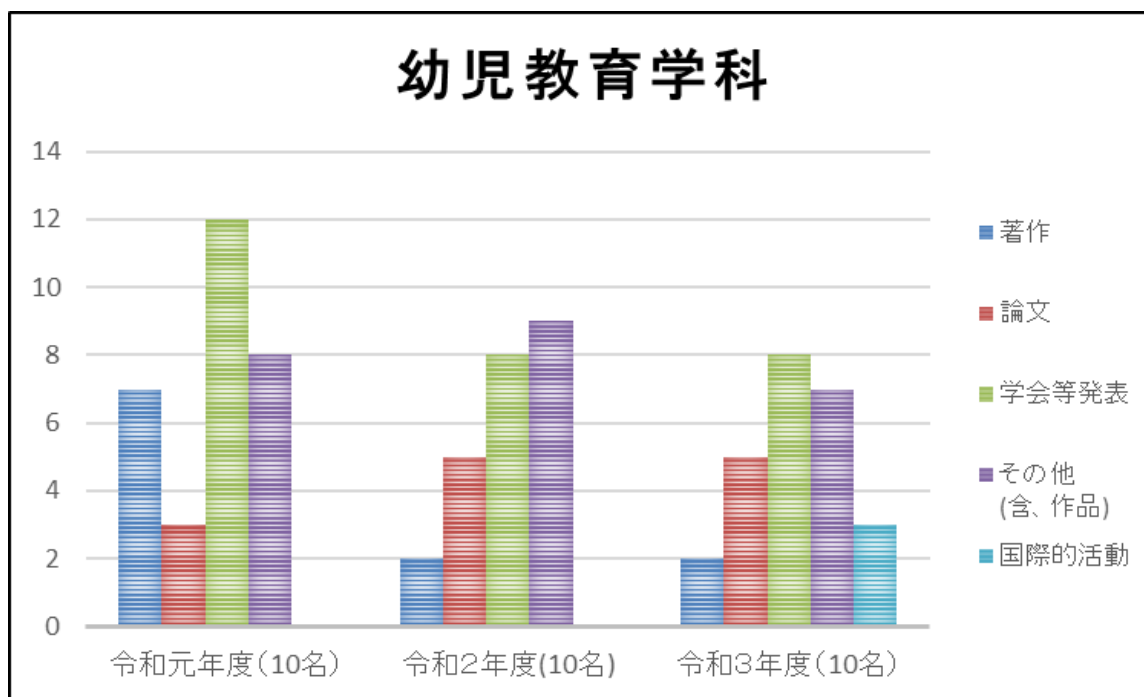
【食物栄養学科】

氏名	職名	研究業績				国際的活動 ()は各研究 業績の内数	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
上野 和廣	教授	0	0	0	0	0	
大久保 郁子	教授	0	0	0	0	0	
西川 貴子	教授	0	0	0	1	0	
平野 直美	教授	0	2	0	2	(1)	
赤桐 里美	准教授	0	0	0	0	0	休職中
平田 庸子	准教授	0	2	0	0	0	
竹内 美貴	准教授	0	0	4	8	0	
中村智英子	講師	1	0	0	8	0	

【幼児教育学科】

氏名	職名	研究業績				国際的活動 ()は各研究業 績の内数	備考
		著作	論文	学会等発表	その他 (含、作品)		
大西真弓	教授	0	0	0	1	0	
川村高弘	教授	1	0	2	2	0	
桐原美恵子	教授	0	0	0	0	0	
辻田美和	教授	0	0	2	3	(1)	
山内有香子	教授	0	0	0	0	0	
塚田みちる	教授	1	1	0	0	0	
永井久美子	准教授	0	1	1	0	0	
畠山由佳子	准教授	0	0	1	0	2	
小松原祥子	講師	0	2	2	1	0	
矢野 真理	講師	0	1	0	0	0	着任年度





研究活動の推進は、学術研究推進委員会が中心となっており、科学研究費補助金の申請や本学紀要『論攷』において研究発表の場を設け、積極的な研究活動の取り組みを行っている。研究倫理を遵守するための研修を全教員に実施している。

紀要『論攷』の過去3ヶ年の報告数は、令和元(2019)年度の第65巻は2報、令和2(2020)年度の第66巻は4報、令和3(2021)年度の第67巻は6報の投稿があった。また、教職課程に関する研究報告集『教職課程研究』を平成28(2016)年度から刊行した。平成28(2016)年度の第1巻は12報、平成29(2017)年度の第2巻は10報、平成30(2018)年度の第3巻は10報、令和元(2019)年度の第4巻は4報の研究報告があり、教職課程に関わる研究の活性化に寄与している。

学術機関リポジトリ公開については、平成26(2014)年からリポジトリ公開のための準備を行ってきたが、平成30(2018)年度分より『論攷』を既存の紙媒体から電子データ化することとし、第64巻から降順でリポジトリへの収録を開始して全てのリポジトリ登録を完了している。また、第67巻からは、紙媒体を廃止しリポジトリでの電子データのみを公開とした。

専任教員の科学研究費補助金の獲得については、個別相談等も行うなどの取り組みを推進しており、毎年申請を続けている。令和元(2019)年度は申請3件、令和2(2020)年度は申請5件で採択2件、令和3(2021)年度は申請2件であった。

専任教員の研究活動に関する規定は、「行吉学園個人研究費規程」、「行吉学園研究旅費規程」、「行吉学園教育・研究助成費規程」において定めている。

専任教員の研究成果を発表する機会は、『論攷』、『教職課程研究』があり、毎年発行している。

専任教員の研究室は、全員に対して一人1室を確保し、整備している。

専任教員の研究、研修等を行う時間は、原則として週1日の研修日を設定し、確保している。



る。

専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程として、「行吉学園海外留学規程」、「行吉学園海外出張規程」を整備している。

FD活動に関する規程は、「神戸女子大学・神戸女子短期大学FD委員会規程」を整備し、FD委員会が企画・運営を担っている。また、FD活動を内部質保証の枠組みの中で組織的かつ体系的に実施するために「神戸女子大学・神戸女子短期大学FD活動に関する方針」を策定し、全学のみならず各学科単位でも自発的な活動に取り組んでいる。

活動の主な内容としては、全学ではFD委員会が主体となり、授業公開、授業アンケート、FD研修会等を実施し、各学科においてはFD委員会に所属する各学科の委員を中心にそれぞれの課題に基づいたテーマ・内容でのFD活動を計画・実施している。全学及び各学科のFD活動については、「FD活動計画書」「FD活動報告書」の作成により効果検証を行い、最終的に内部質保証委員会に報告することとしている。

今年度の具体的な活動としては、全学では、授業公開による遠隔授業の好事例の共有(4授業)、アクティブ・ラーニングを共通テーマとするFD研修会を異なる内容(組織的導入、実際の運用事例、講義型との関連性、資料・ツールの活用等)で計4回実施した。各学科においては、全学のFD活動では効果的にカバーしきれない分野特有の課題について、研修会の実施や教員間での意見交換、授業アンケート結果の共有等による授業の内容及び方法の伸長・改善が行われている。

全学、学科、教員個人のそれぞれのレベルにおいて、FD活動を適切に実施し、学習成果向上のための授業改善に取り組んでいる。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※ [当該区分に係る自己点検・評価のための観点]

- (1) 短期大学の教育研究活動等に係る事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) SD活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
- (7) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (8) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3の現状>

事務組織の責任体制については、「行吉学園事務組織規程」及び「神戸女子短期大学事務組織規程」を整備しており、責任体制は明確である。

専任事務職員は、ポートアイランドキャンパスにおいて、庶務課、施設課、教務課、学生課、図書館事務室、ポートアイランドキャンパス教職支援センター、ポートアイランドキャンパスキャリ

アサポートセンター及びポートアイランドキャンパス保健室に配属され、事務をつかさどる専門的な職能を有している。

事務関係諸規程については、「行吉学園事務組織規程」及び「神戸女子短期大学事務組織規程」を整備しており、職制及び職務内容等を明確にしている。

事務部署には、事務室、情報機器、備品等を整備し、事務職員には一人1台のコンピュータを配置し、情報を共有しながら各業務を遂行している。

本学では、「危機管理基本マニュアル」及びこれに基づく「個別マニュアル」を策定しており、防災対策については、「危機管理マニュアル」に基づいた対策を講じ、コンピュータのセキュリティ対策にあつては、「情報ネットワーク危機管理マニュアル」に具体的な対応策が示されており、学園情報センターが一元的管理を行うことで、学園全体の安全対策をとっている。

SD 活動については、学校法人行吉学園規程において「神戸女子大学・神戸女子短期大学 FD・SD 委員会規程」を整備し、活動を行っている。

また「事務職員研修実施要領」に基づき学校法人全体で学園の現状に応じた人材育成プログラムを組織的・体系的に立案、実施し、「職場内研修」と「職場外研修」に取り組んでいる。

「職場内研修」は、各部署別に所属課長等を中心とした日常業務の中で実施しており、目標管理制度を活用して、事務職員各々の業務知識の習熟、業務遂行能力の向上、業務の改善や見直し等を行っている。

「職場外研修」は、事務職員を対象とした学内研修会の定期開催や文部科学省、その他各種団体組織が主催する学外研修会・研究会等への参加を主な内容とし、学外での研修会等については、その参加を奨励して、費用は学園が負担している。職能開発を目的とした通信教育受講制度を導入し、学園が推奨する講座の修了者に対しては、受講経費の一部を補助している。さらに、自己啓発のための活動(セミナー等参加、学会・研究会活動及び資格取得で有益と認められたもの)に対してその活動経費の一部を補助している。

これらの研修を通して、所属課長等を責任者とした日常業務の習熟及び問題点、各職場の果たす役割と今後の方向性、年度目標達成に向けた指導助言等を検討し、日常的な業務の見直しや改善に努めている。

専任事務職員等は、年に1回開催する学内研修会(SD 研修会)において、職務遂行能力向上のための情報提供とその共有を図っている。各職位・職能に応じた研修により、各々が得た知識や技能について部課内で定期的に行われるミーティングで成果を発表し、関係部署と情報を共有すると共に、その実践に取り組んでいる。

2020(令和2年度は、コロナ禍の影響により、学外研修会や研究会の開催中止が相次ぎ、参加の機会は減少したが、オンライン開催の研修会等には積極的に参加した。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4の現状>

本学の教職員の就業に関する諸規程については、「学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則(本部を含む)」を定め、適切な人事管理を行っている。

規則の実効性を高めるため、教職員採用時に「学校法人行吉学園神戸女子短期大学就業規則(本部を含む)」を配付すると共に、随時、学生ポータルサイト KISS システムで閲覧することができ、教職員に周知が図られている。

教職員の就業は、就業規則に基づいて Web 勤怠システムで出勤入力し、適正な管理を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

本学の人事管理は、教職員の就業に関する諸規程を整備し、教職員に周知して適正に管理している。今後も継続して遂行していくと共に、現在、採用している人事管理システムの適切な運用に努めていくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

現状では特記事項はない。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
  - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
  - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。
- (11) 多様なメディアを高度に利用して教室等以外の場所で授業を行う場合、適切な場所を整備している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

本学の校地の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。

校地等の面積(m<sup>2</sup>)

	区分	専用 (m <sup>2</sup> )	共用 (m <sup>2</sup> )	共用する 他の学校 等の専用 (m <sup>2</sup> )	計 (m <sup>2</sup> )	基準	在籍学生	備考
						面積 (m <sup>2</sup> ) [注]	一人当たり の面積 (m <sup>2</sup> )	(共有 の状況 等)
校地等	校舎敷地	17,850	4,174	0	22,024	5,800	22.0	神戸女子大学と共用
	運動場用地	6,675	0	0	6,675			
	小計	24,525	4,174	0	28,699			
	その他	0	0	0	0			
	合計	24,525	4,174	0	28,699			

本学は、適切な面積の運動場を有している。

本学の校舎の面積は、短期大学設置基準の規定を充足している。

#### 校舎の面積(㎡)

区分	専用 (㎡)	共用 (㎡)	共用する他の学校 等の専用(㎡)	計 (㎡)	基準面積 (㎡)[注]	備考(共有の 状況等)
校舎	23,954	7,085	10,855	41,894	4,500	神戸女子大学

各校舎内のバリアフリー化(自動ドア・エレベーター・スロープ・手すり等)、障がい者用トイレ14ヶ所設置、点字ブロック設置を行っており、校地と校舎は、障がい者に対応している。

学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を設置している。コンピュータ実習室として、次の設備を整備している。

#### コンピュータ実習室

教室 No	教室名	コンピュータ台数
B303	情報処理実習室	(デスクトップ)51台
B304	情報処理実習室	(デスクトップ)51台
A815	パソコン共同利用室	(デスクトップ)10台
A307	ビジネス実務演習室	(ノートパソコン)30台

各教室には、プロジェクター、マイク、メディア再生機、教材提示機等の AV 機器を設置するとともに、遠隔授業を実施できるように Web カメラを設置している。また、教員が授業や大学運営に活用するために、着任時に、研究室にコンピュータを設置し、職員についても各自 1 台ずつ個別に配置している。

#### 講義室等の数

講義室	演習室	実験実習室	情報処理学習室	語学学習施設
19	4	19	4	0

通信による教育は、本学では行っていない。

授業を行うための機器・備品は、各学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて整備しており、機器・備品の更新は、必要に応じて適宜行っている。

本学の図書館は、神戸女子大学の健康福祉学部と看護学部との共用館として多彩な活用

がされており、面積(占有延べ床面積)は1967.78 m<sup>2</sup>、座席数は318席(1階カウンター席と閲覧席・2階個人用キャレル席、3階ライブラリー・commons、オンライン蔵書目録OPAC、AVコーナー、ソファ、グループ学習用BOXシートを含む)や電子黒板を設置している。

### 図書館の面積(m<sup>2</sup>)

図書館	面積(m <sup>2</sup> )	閲覧席数	収納可能冊数
	1967.78	318	11万冊

蔵書数は138,492冊、学術雑誌459誌、AV資料3,793点を整備している。購入図書を選定については、図書館運営委員会が中心となり、学科ごとに選定を行う学科選書、教員選書、図書館職員選書、学生からのリクエスト等多彩な選書を行い、利用者のニーズを十分に反映し展示を工夫する等蔵書整備を行うと共に、教員との連携講義にも力を注いでいる。

### 図書・設備等の数

学科・専攻課程	図書 [うち外国書]	学術雑誌 [うち外国書](種)		視聴覚資料(点)	機械・器具 (点)	標本 (点)
	(冊)	(冊)	電子ジャーナル [うち外国書]			
共通	98933 (1,444)	258 (29)	16 (16)	2,751	0	0
総合生活学科	5,483 (28)	23 (1)	0	86	0	0
食物栄養学科	9,431 (38)	52 (9)	2 (2)	79	0	0
幼児教育学科	24,645 (564)	126 (4)	0	877	0	0
計	138,492 (2,074)	459 (43)	18 (18)	3,793	0	0

図書の除籍・廃棄については、「神戸女子短期大学図書館除籍・廃棄内規」に基づいて、適切に廃棄処理を行っている。

本学は、適切な面積の体育館を有している。

### 体育館の面積(m<sup>2</sup>)

体育館	面積(m <sup>2</sup> )	体育館以外のスポーツ施設の概要
	2,334	テニスコート3面

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等は、「行吉学園経理規程」の「第 5 章 固定資産会計」及び「第 6 章 物品会計」に整備している。

「行吉学園経理規程」に従い、施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を適切に維持管理している。本学の施設設備の安全管理については「建築基準法」、「消防法」等に規定された定期点検・整備を行い、エレベーターの点検は「建築基準法」に、電気設備の点検は「電気事業法」に、それぞれ基づいて適正に実施している。校舎の清掃は専門業者に委託し、教室、廊下、階段、トイレを毎日清掃している。衛生環境に配慮し、感染防止のため、玄関にはアルコール手指消毒剤を置いている。また、「AED」も、玄関を含めて学内に 7ヶ所配置している。

火災・地震対策、防犯対策のための諸規則は、「行吉学園防災管理規程」に整備し、定期的な点検・訓練を実施している。火災に関しては消防計画を作成し、各室の火気責任者置いている。その他の災害に対しては、防災センターを設置すると共に、緊急連絡・動員網を作成して、対応している。防災・火災訓練は、ポートアイランドに位置する大学の行うポーアイ4大学連携推進事業の一つである「ポーアイ4大学総合防災訓練」と連携した各種訓練を定期的に行っている。防犯対策は、構内入口を1ヶ所に限定し、守衛を24時間配置して、立入り者の厳重なチェックを行っている。また、構内侵入防止センサーを配備し、外回りについては、午後6時から午前5時30分まで、構内は、学内残存者がいなくなってから午前6時まで稼働させ、事故の未然防止に努めている。

令和 2(2020)年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、「学内等における新型コロナウイルス感染症対応マニュアル」(令和 2(2020)年 5月 28日策定、令和 2(2020)年 7月 30日・令和 3(2021)年 3月 1日改訂)及び「新型コロナウイルス感染予防のための学生生活ガイドライン」(令和 2(2020)年 7月 30日策定、令和 3(2021)年 3月 1日改訂)に基づき、学生及び教職員の健康・安全の確保と事業の維持を目的に具体的な場面を想定した対策を講じた。具体的には、館内入口にサーマルカメラを設置し、非接触体温計も併用した入構者の検温、キタカエル・システム(学内滞在記録)による学生の入構時刻及び下校時刻の登録を行った。施設内整備として、各教室、図書館及び食堂等の共用部の指定座席表示と椅子の撤去、学内導線の表示、パーテーション及び消毒液の設置、使用教室や共用部の定期的な

消毒、朝・夕・授業終了後の窓・扉開放による換気等を行い、感染防止に努めた。

コンピュータのセキュリティ対策は、「情報ネットワーク危機管理マニュアル」を策定し、ネットワーク利用上でのトラブルや不正行為による被害予防などの対応策を全教職員が共有するとともに、学園情報センターが一元的な管理を行い、学園全体の安全対策をとっている。

省エネ及び地球環境保全対策は、光熱水費の節減によるエネルギーの抑制、夏季のクールビズや冬季のウォームビズの実施等、学園全体で取り組んでいる。また、「学校法人行吉学園エネルギー管理規程」に基づいて設置された省エネルギー推進委員会を定期的に開催し、エネルギー使用の実態把握、課題抽出及びその改善に向けた検討と立案を行うとともに、環境省・文部科学省に省エネ法・温対法結果報告書・中長期計画書、兵庫県に温室効果ガス排出抑制措置結果報告書を提出している。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

本学の施設設備の維持管理については、確実な点検・補修を重ねているが、施設全体の再点検が必要である。火災・地震対策のための訓練を実施してきたが、令和 2(2020)年度はコロナ禍により実施できなかった。これらの取り組みを継続していくことは必須であり、感染防止対策を講じたうえで、より多くの参加の機会が得られるよう実施計画を立案することが今後の課題である。

#### <テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

平成 27(2015)年度に図書館にライブラリー・コモンズを設置されて以来、電子黒板や貸出用ノートパソコン及びクリッカー等の ICT 機器を多数設置したことで、従来の静的な図書館閲覧室と有機的に連動したライブラリー・コモンズを有効的な相互活用が可能のため、アクティブ・ラーニングを積極的に取り入れた教員との連携講義の開催が可能になったことにより、Zoom でのオンライン授業にも図書館員が参加することが可能となり、様々なガイダンスもオンラインで開催することで、直接入館せずとも行うことができた。平成 27(2015)年度の学則改正により館長が 1 人となったことで、図書館運営委員会も合同で開催することで、図書館資源の有益な活用と、迅速かつ合理的な予算や業務運営を合理的にし、学園所有の 2 館の利用者サービスを均一化し利用推進をより図っていくことで、行吉学園内の協力体制をより緊密に推進している

#### [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持し



ている。

- (4) 技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) コンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

#### <区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

学科の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学習成果獲得のために、全ての普通教室と実習室の一部にプロジェクター、コンピュータ、マイク、メディア再生機、教材提示機、Web カメラ等の配置を標準とした AV 環境を整備している。

教育課程編成・実施の方針に応じて、教育への情報機器の利用促進を充実させることを目的として令和 2(2020)年度からの大短一体化により、神戸女子大学・神戸女子短期大学学習支援推進委員会にてポートフォリオ「manaba」の運用・管理について審議されることとなった。令和 2(2020)年度は新型コロナウイルス感染症蔓延対策に集中したため、「manaba」の利用講習会は開催できなかったが、新型コロナウイルス感染症蔓延対策継続中の令和 3(2021)年度においては、manaba 等の利用者による授業での利用方法に関する発表会を年 1 回程度リモート開催し、利用方法の共有化を図り、録画データの利用を促した。学園情報センターの KISS システムにて各教員へ、朝日ネット主催の「manaba」の利用に関する情報が提供され、教員は各自でオンライン講習会を受講し、情報技術の向上に関するトレーニングを実施した。また、「朝日新聞 e-learning」への参加者を募集し、21 名の短期大学学生が参加した。

ICT 機器の管理については、学園情報センターにおいて、定期的な点検や業者との保守契約に基づいてメンテナンスを実施し、全学共通の学生用コンピュータ環境に関しても、学園情報センターを中心に整備・運営する体制になっている。学内には、教育研究に資する情報機器を設置した情報処理実習室が整備されている。ライブラリー・コモンズには貸出用のノートパソコンとタブレット端末を常備しており、利用希望者は常時、利用することが可能である。

情報処理実習室は、コンピュータを利用する授業だけでなく、授業で使用していない時間は、学生が自由に情報検索やレポート作成等に利用できるように開放している。

これらの教室には、次のソフトウェアを導入し、学生は授業及びそれ以外の時間に自由に利用している。

## ソフトウェアの種類

ソフト名
○グラフィックデザイン・動画編集・Web デザイン用ソフト
○汎用 CAD 用ソフト
○写真編集用ソフト
○イラスト作成用ソフト
○ソフト開発用ソフト
○栄養計算用ソフト

コンピュータは通常利用と共に、グラフィックデザインでも利用できるものを導入している。

情報処理実習室は、授業以外でも自習など、自由にコンピュータを利用できる体制をとっている。学生の学修支援及び情報処理能力の向上のために必要な学内 LAN 設備・コンピュータ設備を整備し、提供している。学内には、光ファイバーケーブルによる 1Gbps の基幹 LAN を整備し、全ての研究室・教室に LAN 接続コネクタを整備している。事務室においても LAN を整備しており、全ての事務用コンピュータは LAN に接続しており、学内ネットワークに接続した各種システムが活用できる。講義教室においては、授業における ICT の有効的な活用のために Wi-Fi による学園ネットワークへの接続環境を整えており、学生個人が保有するスマートフォンやノートパソコン等を持ち込んでの利用も可能にしている。

教員は、新しい情報技術等を活用して、効果的な授業を行っている。総合生活学科の教員は、CMS(Course Management System)を利用したインストラクショナルデザインに基づくデジタル教材の作成、学修コースの Web 上への公開等も行っている。また、オフィス系ソフトを利用する授業用にノートパソコンを常設する教室を用意している。食物栄養学科、幼児教育学科の教員は、講義や自主学修に、学修支援システム「manaba」の活用に取り組み、コンピュータ利用技術を向上させている。

食物栄養学科の教員は、講義や学生の自主学修に、学修支援システム「manaba」の活用に積極的に取り組んでいる。授業では、小テスト(ドリル含)や復習問題などの活用やレポート提出と教員からのフィードバック、課題の評価など有効に利用している。実験や実習では「manaba」のプロジェクト機能を使用し、アクティブラーニングの一環として、グループ課題において学生間で課題の共有などに利用している。また、学生の課題発表にはパワーポイントの作成からプレゼンテーションまで「manaba」や zoom 機能を有効に活用した。その他、zoom 機能の利用は、再試験対象者に対する補講授業や栄養士実力認定試験対策講座、管理栄養士国家試験対策講座においてライブ配信のみだけでなくオンデマンド配信を行い繰り返し学習ができるようにした。令和 3(2021)年度校外実習では、コロナ禍において、対面での実施が不可能になった事後指導オリエンテーションにおいて、zoom および「manaba」を併用して、学生の体験発表プレゼンテーションやディスカッション、振り返りアンケートを実施し、学生に対するフィードバックならびに次年度に向けての分析評価を行った。

授業では、学科の教育課程編成・実施の方針に基づいてコンピュータの利用を取り入れており、教養科目、専門科目を含めて、次の科目を情報処理実習室で実施している。

コンピュータを取り入れている科目

科目名
CG 演習 I (グラフィック)
CG 演習 II (ビジネス文書)
コンピュータと情報発信
データベース技術論
プレゼンテーション演習 I
プレゼンテーション演習 II
プロジェクト演習
栄養情報処理演習
学科特別演習 I
学科特別演習 II
基礎ゼミ
教育の方法・技術
教育情報処理演習
建築 CAD 演習
社会調査論
情報リテラシー(コンピュータの活用)
情報科学 I
情報科学 II
情報基礎演習
食生活指導研究
生活情報技術
総合生活演習
造形美術

情報処理実習室の設備は、定期的に更新しており、現在使用している機器は、令和 2 (2020)年度末に全て更新している。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

本学は、カリキュラム・ポリシーに基づいて、情報通信に関する専門的な支援と施設の充実を図っている。今後も、コンピュータ専用教室の設備を更新していくと同時に、学生個人が保有するスマートフォンやノートパソコン等の端末機器の授業での円滑な利用の試行とその時の確実な安全性の確保が必要である。

令和 2(2020)年度の新型コロナウイルス感染症対策として、急激に活発となった ICT の活用は、令和 3(2021)年度も同様の活用状況となっている。本学は、従来、学修支援システム(LMS)としてポートフォリオ「manaba」を活用していたため、KISS システムや Zoom 等と併用しながら、教育活動に効果的に ICT 活用ができた。令和 3(2021)年度の「manaba」の学科別教員による平均利用率は、合計 87%(教員数 27 名 x12 ヶ月=年間利用教員数 302 名)であり、令和元(2019)年度と比較して令和 2(2020)年度の新型コロナ禍蔓延当初から激増し、令和 3(2021)年度も令和 2(2020)年度と同程度の利用状況となった。教育の ICT 活用の活発さはこの2年間で定常状況となっており、その使用は通常化してきていると考えられた。ICT 活用に関する教員へのアンケート、および学生に対する満足度調査等のアンケートなどを行うことにより、次年度に向けて、教員の ICT に関する技術を更に向上させ、学生支援のために組織的に取り組んでいくことが課題である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

本学では、技術的資源、特に情報教育機器の整備・活用を、学校法人行吉学園中期計画に挙げている(Ⅳ:施設・設備に関する目標を達成するための計画)。また、学修支援システム「manaba」利用状況調査を実施し、「manaba」の効果的な利用促進に取り組んでいる。短大における令和 3(2021)年度の「manaba」の利用状況・利用頻度等取り組み状況はすでに上記で述べた通りである。令和 2(2020)年度から、大学と短期大学の一体化が図られ、ある程度の集約化と進捗が認められているが、更に神戸女子大学・短期大学学習支援推進委員会として活動を継続し、規程に則り、教育における ICT 活用における環境整備を図りたい。来年度からは授業改革も始まることから、教育活動に効果的に ICT 活用を導入する環境整備の充実と、学生の満足度をさらに上げていくことが課題である。

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
  - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
  - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
  - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
  - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
  - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
  - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
  - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
  - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
  - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源(図書等)についての資金配分が適切である。
  - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
  - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
  - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
  - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
  - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。
  - ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
  - ③ 年度予算を適正に執行している。
  - ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
  - ⑤ 資産及び資金(有価証券を含む)の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
  - ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

高等教育機関である短期大学は、質の高い教育と研究を安定的かつ永続的に遂行する必要がある。そのために、設置者である学校法人は、必要な財源を持続的に確保し、財政基盤を健全に運営する必要がある。学校法人行吉学園全体の財政状況は、令和3(2021)年度決算において日本私立学校振興・共済事業団が示す、定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分でイエローゾーンの予備的段階「B0」に位置しており、教育活動におけるキャッシュフローにおいて資金の不足はない。

事業活動収支計算書における基本金組入前当年度収支差額は、令和元年度に看護学部が完成年度を迎えたことや大学の学生総数が増加したこと等により黒字転換したが、令和2年度は入学者数の減少による学納金等の収入減に加えて、新型コロナウイルス感染症対応とし

て学生への支援奨学金や感染予防対策費用等の支出増加で再び赤字となり、令和3年度においても心理学部を開設したが大学・短大ともに入学者数が前年度比さらに減少したため、260百万円の赤字を計上した。

貸借対照表については、平成25(2013)年度末に借入金を完済し、退職給与引当金については所要額を計上し、見合いの特定資産も、ほぼ同額を確保している。運用資産は令和3(2021)年度末で、11,422百万円保有しており、一方外部負債は206百万円で差引き11,216百万円の運用資産超過となっている。

特定資産及び固定定期預金等の運用に関しては、2006(平成18)年に制定した「学校法人行吉学園資産運用規程」をベースに、令和2(2020)年1月に運用規程を改正し、安全・確実な運用に加え、一部リスクを取った運用も可能にした。令和3(2021)年度は劣後社債を400百万円購入し、社債残高は1,800百万円となり、合同金銭信託312百万円を保有することにより、受取利息・配当金収入は、令和2年度15百万円から令和3年度は30百万円となり、15百万円増加した。

短期大学の収支状況は、基本金組入前当年度収支差額で毎年、赤字を計上しているが、その主な要因は、令和3(2021)年度においては教育研究経費の約50%を占める減価償却費と学生数の減少であり、固定資産に見合った学生数を確保できていないのが現状である。

教育研究経費比率は、学生数が減少した要因等で学園全体では経常収入に対して31%、短期大学単独では54%と指標となる20%を大きく上回っている。令和3(2021)年度の経常費補助金における学生生徒等納付金収入に対する教育研究経費支出の短期大学の割合は39.0%で、高等教育の修学支援新制度やコロナ対応として学生への支援奨学金支給により奨学費支出が増加したため、増減率で20%改善しプラスマイナス0になったが、これを継続できるような学生数の増加を図るとともに管理経費を圧縮していくことが課題である。

施設設備及び教育資源に対する資金配分は、必要部分について計画的に予算措置を行っている。

近年入学定員及び収容定員の未充足の年度が継続しているが、手許資金も豊富に保有しており、事業継続に不安はない。

しかし、少子化が今後も進展する環境を踏まえ、令和3(2021)年度に総合生活学科、食物栄養学科、幼児教育学科の入学定員を合計で100名減員し、また短期大学の減価償却費負担の軽減と学園全体の収支改善を目的として、大学の心理学部設置とセットで経営改善を図っているが、令和3(2021)年度、令和4(2022)年度と大学、短期大学ともに入学定員未充足が続き、収容定員も未充足が拡大している状況にあることから、令和4(2022)年度から、新たに「志願者回復プロジェクト」を立ち上げ、学園全体で入学定員確保に向けた取り組みに着手した。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
  - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
  - ② 人事計画が適切である。
  - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
  - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

[注意]

基準Ⅲ-D-2 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

高校生の 4 年制大学志向の高まりや短期大学がその多くを担ってきた企業等における一般職採用の減少に伴い、短期大学は学校数・学生数共に大きくその数を減らしている。この厳しい環境の中、本学においても令和 4 年度入試では、入学者数は 145 名と 3 学科とも入学定員を確保できなかった。

2 年間で社会進出ができることや学費負担が軽い等の利点があり、4 年制大学中心の進学状況下にあっても短期大学のニーズは一定数存在している。

本学は、質の高い教育を保障しうるトップレベルの短期大学を目指し、実践教育の強化により、将来にわたって有為な短期大学としてあり続ける方針である。

しかしながら、時代とともに短期大学に求めるニーズの変化は著しく、抜本的な改革が必要と考えられ、本学の強みととらえていた総合生活学科の中学校教諭二種免許（家庭）と食物栄養学科の栄養教諭二種免許の取得希望者が見込めない状況であることから、令和 3 年度には教職課程を廃止し、人的資源の再配分にも繋がった。また同時に短期大学の収益改善のため、入学定員の減員と大学の新学部設置により、利用効率の悪い教室等の償却負担軽減策に着手している。

学生募集については、毎年、入学試験委員会と入試広報部による入試結果を教職員が共

通認識し、学園の教職員が現状を把握できる機会とすると共に、募集対策や広報策の意見を集約している。また、過去の志願状況から傾向を分析し、その結果を基にして、学科のカリキュラムや特徴の見直しを行っている。

人事管理については、過去 10 数年にわたり教員数を徐々に削減してきた。近年は定年退職者の補充のみを基本としているが、補充に当たっては年齢構成のバランスや大学との一体運営を考慮し、研究業績に軸足を置いた採用を進めていく必要がある。

施設設備計画については、現有施設の保守・充実を目的とした整備計画をベースに、学生の要望や社会の動向に合わせた改修を計画的に実施している。令和 3 年度は、授業改革に伴う教育環境整備として、机椅子の入替え、プロジェクターの更新、空調設備の更新等を行い、学生生活環境の改善として、食堂の券売機の増設等を実施した。また、学生への新型コロナウイルス感染予防として、昨年度に引き続き、アクリルパネルの設置や各教室への消毒液の配置等の対策を行った。

学生の定員確保については、毎年の志願状況を分析検討しつつ、学園として学科再編計画等を策定し、短期大学の定員のあり方について議論している。平成 27 年度に総合生活学科の入学定員を 150 人から 120 人に減員、平成 29 年度には食物栄養学科の入学定員を 140 人から 120 人に減員を行ったが、3 学科とも未充足が 4 年継続したため、抜本的な見直しが必要と考え、令和 3 年度に 3 学科 340 名から 240 名に 100 名の入学定員の減員を行うとともに、大学の令和 4 年度新学部設置とセットで短期大学資産の効率運用について着手している。

学納金については、平成 10 年以降変更を行っていなかったが、近年の学生支援経費の増加等を考慮し、平成 28 年度に改定を行ったことより財務体質の強化を図った。

学科ごとの経費管理については、最も割合の大きい人件費について、他大学の ST 比率や教員職位ごとの構成比率を基に、退職者補充や昇任人数の方針を策定しており、また、取得可能な資格の見直しを実施しカリキュラム変更を実施している。令和 3 年度は学生生徒等納付金収入で人件費が賄えていない状況になっており、令和 4 年度から学園全体で新たに「志願者回復プロジェクト」を立ち上げ、早急に学生数の回復を図りたい。

学内の経営情報は、隔月に全教職員に配付する「学園ニュース」に予算・決算の状況について、説明を付して周知し、経営上の危機意識の共有を図っている。

#### <テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

18 歳人口の一層の減少期を控え、今後は、今まで以上に学内への詳細な情報開示と危機意識の醸成を図る必要がある。令和 4 年度入学の入試結果においては、入学定員 240 名に対して 145 名と 95 名の入学定員未達、入学定員充足率が 60%と前年度より悪化となった。財政面からも、入学定員の確保が最重要課題であることから、令和 4 年度から、「志願者回復プロジェクト」を立ち上げ、学園全体で入学定員確保に向けた取り組みにより、令和 4 年度入



試の志願状況等进行分析し、教育内容や定員について、更なる見直しの必要性について検証していくことが課題である。

以上を踏まえ平成30年度策定し令和元年度スタートした中期目標・中期計画(期間5年間)の進捗状況を確認し、本学の特色としていた事項も含め検証し改革していく。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

特になし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

本学は、人的資源、物的資源、技術的資源、教育資源及び財的資源を整備し、有効に活用するよう、今後も引き続き検討していく。

経営に関しては、収入の大部分を占める学生納付金増加のために、まず入学志願者数を増やす必要がある。そのためには、入学者、受験者、志願者及び高校の進路担当者や保護者の感想・意見を収集し、分析すると共に、入試広報部との十分な協議を行っていく。人件費の見直しについては、履修登録者数による不開講科目の制定などカリキュラムの整理、統合、見直しや非常勤講師の活用等で、専任教員数の再検討を行っていく。事務職員については、専門性を高めると共に、適正な人員配置について、事務局及び人事担当部門と協議していく。

また、卒業生からの寄付金の受け入れや運用規定の改正を実施し運用収入の増額を図っていく。それに伴い、前回認証評価改善指摘があった出納業務の理事長への報告については、常任理事会での報告を行うことにより、ガバナンス強化を図っていく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

短期大学の現状は本学を含め時代の趨勢として受験者数が減少し続けているが、その中でいかに教育の質を落とさずに人的資源等を有効に活用し志願者数を増やし収入の大部分を占める学生生徒等納付金収入を維持するかが一番大きな課題である。

志願者数を維持するため入試戦略の見直しを実施し、設立当初より培ってきた本学の良き伝統を周知し、また本学を志望しやすい入学試験に改定する。

収入の第二の柱である補助金収入の確保においては、過大となっている定員を過去の入学者推移や今後の見込みを検証し適正な定員に見直すことにより、経常費補助金の減額に歯止めをかける。

一方、支出においては短期大学の最大の赤字要因である減価償却費を減少させる施策の実施を検討していく。学園全体の物的資源である建物の有効な活用を模索する。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

様式8-基準Ⅳ

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準IV-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
  - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
  - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
  - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
  - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
  - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
  - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
  - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
  - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
  - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
  - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
  - ② 理事は、私立学校法の役員の選任の規定に基づき選任されている。
  - ③ 寄附行為に私立学校の役員の欠格事由の規定を引用している。

<区分 基準IV-A-1 の現状>

理事長は、建学の精神及び教育綱領を十分に理解し、自ら建学の精神等について学生に講話を行うなど、本学の教育理念の啓発や教育の質の向上に率先して取り組むと共に、学園の発展のために、法人を代表して法人の業務運営を総理している。

理事長は、法人の最高意思決定機関である理事会を主宰すると共に常任理事で構成する常任理事会を開催し、管理運営の課題を協議している。また、部局長等会議などに参加し、事務・教学等業務全般にわたる現状報告を受け、随時、各部門に対し、学園の方針等に基づいた指示を与え、指揮することにより、学園運営の全般にわたり適切かつ的確なリーダーシップを発揮している。

理事長は、毎会計年度終了後 2 ヶ月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、意見を求めているが、令和元（2019）年度事業報告及び決算については、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和 2（2020）年 4 月 7 日付文部科学省事務連絡に基づき令和 2（2020）年 6 月 26 日に理事会で議決したうえ、評議員会に報告し意見を求めた。理事長のリーダーシップにより、学園のガバナンス体制は確立している。

理事長は、「学校法人行吉学園寄附行為」に基づき、法人の意思決定機関である理事会を定期的に招集し、議長を務めている。理事会は、建学の精神を理解すると共に、法人の健全な運営についての学識や識見を有した理事で構成され、理事の職務の執行を監督し、学校法人の業務運営を決している。

理事会は、短期大学の発展のために学内外の情報を収集し、法人および短期大学の運営に必要な諸規程を整備すると共に、最高意思決定機関として短期大学の運営に法的な責任があることを認識している。

理事会は、認証評価に対して、責任をもって監督し、推進する役割を果たしている。

各理事は、内部の研修会に参加する等、それぞれの立場で研鑽し、教育研究水準の向上と社会的使命の達成に向け、努力を傾注している。理事会の議事録にも、多岐にわたる質疑・意見の記録が残されている。

理事は、常勤理事 6 名、非常勤理事 2 名で構成されている。選任は、私立学校法第 38 条（役員を選任）および寄付行為の規定に基づいて行われている。私立学校法第 38 条第 8 項（役員の下格事項）の規定は、寄附行為に引用されている。私立学校法に従い、情報公開等も適切に行っている。以上のことから、理事会は、寄附行為に基づき、学校法人の最高意思決定機関として適切に運営されている。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの課題>

現在、本学園の管理運営は、適時・的確に行われていると認識しているが、今後のガバナンスのあり方については教育環境を取り巻く諸情勢等を踏まえて常に見直し、検討を加えて、その時代にあった管理運営体制等を確立していく必要がある。令和 2(2020)年度から施行された改正私立学校法にあわせて内容を改正した寄附行為に基づき、ガバナンスの強化を図っている。また、学校法人の行動規範となるガバナンス・コードを令和 2(2020)年 4 月に施行したが、令和 3(2021)年 9 月の常任理事会でその実施状況を点検し、点検結果をホームページで公表している。

#### <テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特になし

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
  - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
  - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有している。
  - ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
  - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
  - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
  - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
  - ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
  - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
  - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
  - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
  - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
  - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
  - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

<区分 基準IV-B-1 の現状>

学長は、「学則」第34条及び「神戸女子短期大学学長任用規程」に基づき理事会において選考され、理事長に任命されている。

学長は、人格が高潔で学識に優れ、本学の建学の精神及び教育綱領を熟知しており、本学の5つのポリシーであるディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、学生サポート・ポリシー、キャリアサポート・ポリシーの作成と具現化の過程において強い指導力を発揮するなど、大学運営に関して高い識見を有すると共に、教学運営の職務遂行に努めている。

平成 26(2014)年度文部科学省「私立大学等改革総合支援事業」のタイプ 1「教育の質的転換」の採択において、組織改編や規程整備等を計画的に推進すると共に、ライブラリー・コモンズを含むラーニング・コモンズの基本構想の構築から申請に至る各過程において指導助言を行い、平成 27(2015)年度には、同支援事業のタイプ 1「教育の質的転換」において、「高大接続システム改革を目指す建学の精神をいかした対話型プログラム(授業体験 DAY)」を採択に結び付けるなど、教育運営の最高責任者として短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮し、その権限と責任において、教授会の意見を参酌しつつ最終的な判断を適切に行っている。

学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進するため、行吉学園教育・研究助成費規程に基づく本学教員の学術研究を積極的に支援すると共に、本学における教育の質の向上を図るため、専任教員に対して「全学的な教育の質的転換を図るための先駆的調査・研究」の助成制度を設けたり、毎年、年度初めに全学的な「学生のキャリア保障の概念図」を示し、教職員に教育推進の方向を教示する等、本学の向上・充実に向けて努力している。また、個別の学科に対して、食物栄養学科の専門科目に食物アレルギー関係の科目や科目担当教員を先駆的に配置するなど、各学科の充実・発展に向けた指導力を発揮している。

学長は、本法人の常任理事と評議員を務めているため、法人の管理運営機関である常任理事会、理事会、評議員会に出席し、理事長や理事会と密接な連絡調整を行いながら、本学園全体の経営と教育内容の充実発展に貢献している。

学長は、教授会を教育研究上の審議機関として位置付け、教授会が意見を述べる事項を教授会規程に明記して教授会に周知すると共に、教授会規程等に基づいて教授会を開催する短期大学部長から、教授会での審議内容と結果について定期的に報告を受けている。また、年度初めと終わり、および後期開始前に開催される教授会に陪席し、短期大学教員の意見を直接聴取する。教授会の議事録は整備され、次回の教授会で確認を受けて適切に保存されている。

教授会は、『教務関係事務の手引』、『学生便覧』等に基づいて、学習成果及びディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、キャリアサポート・ポリシー、学生サポート・ポリシーの 5 つのポリシーを認識し、共有している。その上で、各委員会は、4 月に実施する各委員会会議で当該委員会に係る事項を改めて確認し、1 年間の活動目標を設定して 5 月の教授会で報告を行い、全教員による周知を図っている。毎年度末には、各委員会が 1 年間に取り組んだ成果と課題について活動報告を行い、全学的な教育運営の年間 PDCA サイクルを機能させている。非常勤講師への周知に関しては、令和 2(2020)年度は、コロナ禍のため、開催できなかったが、毎年 4 月初めに「専任教員・非常勤講師連絡会」を開催して、学長及び学科主任、担当部長による説明とその後に行う交流会において、学習成果及び 5 つのポリシーを専任教員と非常勤講師が共有している。

本学は、学長又は教授会の下に教学部門の委員会等を設置し、設置規程等に基づいて適切に運営している。学習成果の獲得に向けて、教員の資質向上を図るための機関としては、FD・SD

## 神戸女子短期大学

委員会を設置している。研究推進に関する事項を審議する機関としては、公的研究費不正防止計画推進委員会、研究倫理委員会、研究推進委員会、研究紀要編集委員会、人を対象とする研究倫理委員会を組織している。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長は、本学の5つのポリシーに基づく教育活動及び教員の研究活動と社会活動に関わる全領域において改善が図られるよう学内組織を整備すると共に、社会や時代が求めている内容を機敏に察知して、本学の教育の質の向上のために、今後も組織の充実と教職協働の体制を継続していくことが課題である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

学長が短期大学と大学双方の学長を兼務している利点を最大限に生かし、短期大学及び大学の発展のために、両大学をあげて教職員全員で取り組んでいく体制の構築が現在行われているところである。

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会に提出している。

<区分 基準IV-C-1 の現状>

行吉学園においては、寄付行為第5条第1項の規定に基づき3人の監事を置き、私立学校法第37条第3項及び寄付行為第14条に定める職務を「行吉学園監事監査規程」に従って執行している。監事監査の実施にあたっては、年度当初に監事3人が協議して、当該年度の監査計画を作成の上、理事長に提出し、計画書に沿って監査を実施している。

監事は、理事会・評議員会に出席して業務に関する決定、執行状況の報告及び財産の状況を聴取し、適宜、意見の具申を行っている。

令和元(2019)年度は理事会が4回、評議員会が3回、令和2(2020)年度は理事会が5回、評議員会が5回、令和3(2021)年度は理事会が4回、評議員会が3回全ての会議に監事が出席している。

業務状況の監査については、週1回出勤する監事が、理事長、学園長、常勤理事、学長及び幹部教職員等と適宜、面談し事業の執行状況の把握に努めている。また、常任理事会、教授会等の議事録を閲覧し、留意点についての確認を行うなど、業務全般の把握に努めている。

財務状況の監査については、期中においては週1日勤務する監事が特に重要な事項等に

については財務部に確認を行うとともに、適宜、監査法人の期中監査への立会い、監査法人との意見交換を行っている。期末監査については、監査法人と共同で期末現金の実査を行い、計算書類作成時には財務部からの説明を受け質疑を行うとともに、監査法人の所見も聴取した上で監査報告書を作成している。

監事は、業務及び財産の状況について、毎年度、当該会計年度終了後2ヶ月以内に監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出しているが、令和 2(2020)年度の監査報告書については、新型コロナウイルス感染症の発生により、令和 3(2021)年 6 月 17 日に監査報告書を理事会及び評議員会に提出した。

[区分 基準IV-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

<区分 基準IV-C-2 の現状>

評議員会は、寄附行為第 18 条第 2 項に「評議員会は、20 人の評議員をもって組織する」と規定されており、それに基づいて運営されている。理事は、寄附行為第 5 条により定数 8 名と定められており、この規定に基づいて運営されている。評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって組織している。

評議員会は、寄附行為第 18 条から第 24 条の各条の規定に従い理事会の諮問機関として運営されており、私立学校法第 42 条に規定される事項については、理事長は、あらかじめ評議員会の意見を聞いた上で意思決定を行っている。評議員会は、平成 30(2018)年度は 7 回開催し、監事候補者の同意、理事・評議員の選任、学園長の選任、中期目標・中期計画、予算、事業計画、賞与支給率、諸規程の改正等について審議を行っている。令和元年度は 3 回開催し、寄附行為の改正、幼稚園の認定こども園への移行、ガバナンス・コードの制定等について審議を行っている。令和 2(2020)年度は 5 回開催し、新型コロナウイルス感染症に係る学生への経済的支援、新学部の設置、行吉哉女基金の用途等について審議を行っている。令和 3(2021)年度は 3 回開催し、監事候補者の同意、学則改正、賞与支給率、授業改革、大学院の共学化、職域接種等について審議を行っている。



[区分 基準IV-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法に定められた情報を公表・公開している

<区分 基準IV-C-3 の現状>

「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令」(平成 22 年文部科学省令第 15 号)の主旨に基づき、本学においてもホームページに以下の情報を公表している。

(1) 教員に関すること

- 専任教員数
- 専任教員年齢構成
- 教員 1 人当たり学生数
- 研究業績

(2) キャンパス概要

- ポートアイランドキャンパス
- 図書館
- 交通アクセス

(3) 入学に関すること

- アドミッション・ポリシー
- 入学定員・収容定員・在籍者数・収容定員充足率
- 入学者数の推移

(4) 学費

- 短期大学
- 神戸女子大学への編入学

(5) 授業に関すること

- カリキュラム・ポリシー
- カリキュラム／シラバス
- 学生便覧
- 授業評価

(6) 成績評価・卒業の認定に関すること

- 卒業要件
- 履修登録単位数の上限(キャップ制)について
- 単位の認定と試験
- 成績

(7) 休学・退学等に関すること

- 休学・復学・退学・除籍
- 休学・復学・退学の手続

(8) 学生支援

- 学生サポート・ポリシー

キャリアサポート・ポリシー

就職支援

教職支援

学生相談室

健康支援

(9) 学生調査に関すること

学生アンケート調査

「学修時間・学習実態」の内容について

(10) 学則等

神戸女子短期大学学則

神戸女子大学学則別表

神戸女子短期大学学位規程

神戸女子短期大学履修規程

(11) 学生数・進路状況

在籍者数

社会人学生数

留年者数

卒業者・修了者数(学位授与者数)

退学・除籍者数・中退率

卒業者の進路状況

資格取得状況

(12) 卒業に関すること

ディプロマ・ポリシー

学位

(13) 財務情報

財務状況

法人・事業の概要

(14) 公的研究費に関すること

公的研究費の使用に関する行動規範

公的研究費不正防止計画

公的研究費の取扱い及び不正使用防止に関する規程

(15) 研究倫理に関すること

神戸女子大学・神戸女子短期大学研究倫理規程

神戸女子大学・神戸女子短期大学研究活動における不正行為への対応等に関する規程

学校法人行吉学園神戸女子大学・神戸女子短期大学知的財産ポリシー

神戸女子大学・神戸女子短期大学人を対象とする研究倫理委員会規程

(16) 耐震化率

学校法人行吉学園 耐震化率について

(17) 寄附行為

学校法人行吉学園 寄附行為

(18) 役員の一覧

学校法人行吉学園 役員の一覧

(19) 高等教育の修学支援新制度

高等教育の修学支援新制度

また、財務情報については、本学のホームページ上で、寄附行為、決算概要、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書(幹事)、監査報告書(独立監査人)、役員報酬基準等の公表を行っている。私立学校法の規定に基づき、事業報告書、収支計算書、貸借対照表、監査報告書、財産目録を事務室に備え置き、利害関係人から請求があった場合に閲覧できるようにしている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

学校法人を取り巻く環境は年々厳しさを増している。かかる状況の中で引き続き学校法人が発展していくためには、変化する社会の情勢を適時把握し、確実に対応していく必要がある。その観点から考えると、法人経営においては、外部の者の意見がますます重要になってくる。このため、外部理事への常任理事会の議事録の提供や役員・評議員の研修など、学外の者との連携強化を行っている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特になし

< 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画 >

(a) 前回の認証(第三者)評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

理事長は、引き続いて学校法人の業務運営を総理し、適切かつ的確なリーダーシップを発揮している。特にガバナンスの強化については、社会に対する説明責任が求められており、各種制度の変更等に早期に対応できるような情報収集に努め準備を進めている。

学長は、これまでの実績を踏まえ、今後も引き続いて文部科学省等の選定式補助金制度に応募し、本学の施設・設備と教育活動の充実発展のために強いリーダーシップを発揮していく。建学の精神に基づく専任教員の教育研究を推進するために、学園としての教育・研究助成費制度、とくに「全学的な教育の質的転換を図るための先駆的調査・研究」による助成制度の活用を図っていく。本学教育の更なる充実・発展のためには、学外の教育情勢を迅速且つ正確に把握することが肝要であり、学長は今後も、本学の教育研究の充実に努めていく。学内においては、社会情勢や学生の実態から生まれる種々の教育課題に迅速に対応できるよう、教授会や委員会の機動的かつ適切な運営を行っていく。とりわけ、本学が 5 つのポリシーとして掲げたディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー、キャリアサポート・ポリシー、学生サポート・ポリシーの内容は、高等教育機関としての社会的使命を果たすための中核的な教育目標及び教育課題であり、教職員及び学生への更なる浸透を図ると共に、各学科及び各部、各委員会等において年間の PDCA サイクルが機能するよう、強いリーダーシップを発揮していく。

監事の業務、評議員会の運営、予算・資金管理及び情報公開は、適切に行われている。今後は、更なるガバナンスのレベル引き上げに向けて、事業計画と予算の関連性を高めるべく、年度途中の事業計画の進捗状況を常任理事会に報告するなど、次年度に向けての課題を認識し、それを次年度の事業計画や予算に反映させる仕組みを検討していく。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

リーダーシップとガバナンスについて、特別に大きな課題はないが、現在は、神戸女子大学と神戸女子短期大学の一体化運営について推進しており、理事長・学長の強いリーダーシップの下に進めていく必要がある。また、大学を取り巻く厳しい環境において、安定性・継続性をもって発展していくためには常に PDCA を意識した大学経営が必要であり、ガバナンス機能の強化が望まれる。そのために制定したガバナンス・コードを遵守しつつ中期計画の PDCA サイクルを回し、ガバナンス体制を強固なものにしていく予定である。